

資源循環課

資源循環課本課

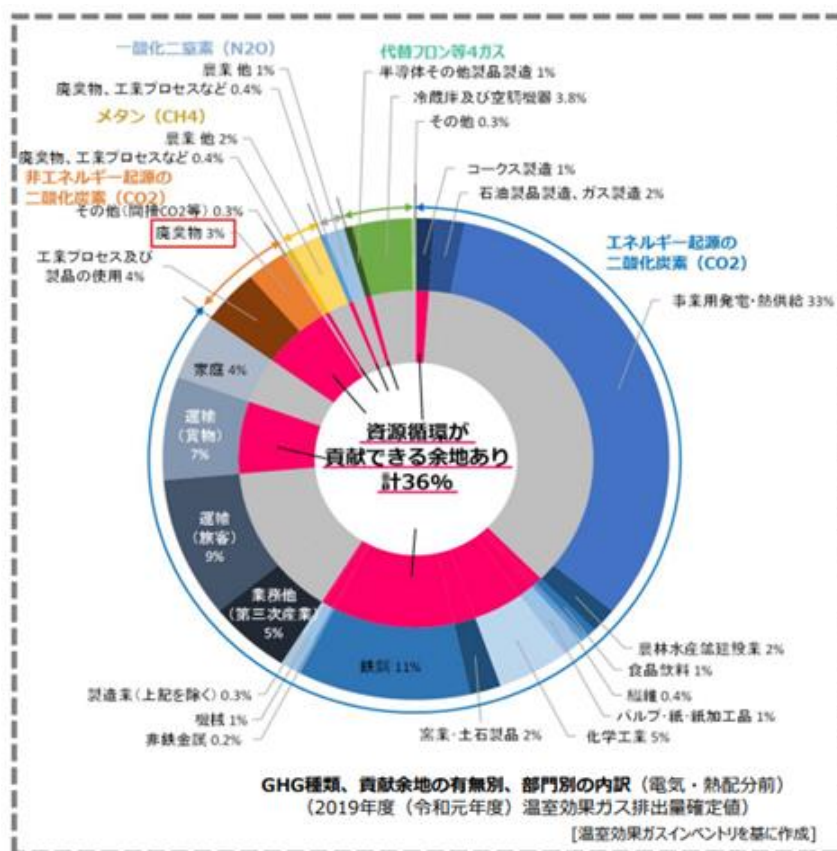
1. 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律について

(1) 法律の背景

地球規模の課題である気候変動問題の解決に向け、我が国においては、令和2年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を目標として掲げている。

このうち、資源循環・廃棄物分野の脱炭素化については、我が国の温室効果ガス排出量全体の約36%は、資源循環によって排出削減に貢献できる余地のある分野であるとの推計もあるため、様々な分野で資源循環を促進していく必要がある。

<図1：資源循環が温室効果ガス削減に貢献し得る分野>



また、ネットゼロのみならず、経済安全保障や地方創生など社会的課題の解決に貢献でき、あらゆる分野で実現する必要がある。欧州を中心に世界では、再生材の利用を求める動きが拡大しており、対応が遅れれば成長機会を逸失する可能性が高く、我が国としても再生材の質と量の確保を通じて資源循環の産業競争力を強化することが重要である。

こうした状況において、製造事業者等が必要とする質・量の再生材を確実に供給していく体制の確保のためには、単に資源循環の案件形成を支援するのではなく、資源循環の中核をなす再資源化の取組を高度化していくことが急務となっている。

このため、昨年、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号。以下「再資源化事業等高度化法」という。）案を国会に提出し、令和6年5月に成立・公布された。

（２）法律の概要

再資源化事業等高度化法においては、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、基本方針の策定、再資源化の実施の促進（底上げ）、再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）を講ずることとしている。なお、再資源化事業等高度化法の施行は2段階としており、基本方針・

判断基準に関連する規定等は本年2月1日から施行しており、その他の規定は公布から1年6ヶ月以内に政令で定める日として、現在、本年11月1日の施行を目指しているところである。

再資源化事業等高度化法の概要を以下に示す。

➤ 基本方針

本年2月に策定した基本方針については、第一に、適正処理による生活環境の保全及び公衆衛生の向上を前提とした上で、国民・消費者の協力を得つつ、産官学が連携しながら、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）に規定する基本原則を踏まえ、質・量両面での資源循環の高度化を推進し、脱炭素化や自然再興、産業競争力強化、経済安全保障といった社会課題の解決、地方創生につなげることが重要であり、関係者の積極的取組により高度な資源循環を行い、その循環された資源を国内で活用することで、国内での資源確保につなげ、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が最小化された循環型社会を実現することなど、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する基本的方向を定めるとともに、第二に、再資源化事業等の高度化のための措置の実施に関して基本的事項を定めている。加えて、それらの措置における国・自治体・事業者・廃棄物処分業者・国民といった各主体の責務や主な取組を定めている。ま

た、第三に、地球温暖化対策の推進に関する法律第 8 条第 1 項に規定する地球温暖化対策計画及び循環型社会形成推進基本法第 15 条第 1 項に規定する循環型社会形成推進基本計画と整合性のとれたものであるものとし（法第 3 条第 3 項）、法に基づく認定制度の施行から 3 年の間に、国が高度な資源循環の取組に対して、100 件以上の認定を行うなど、再生部品又は再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するための措置を講じ、第 5 次循環型社会形成推進基本計画その他の施策と合わせて達成を目指していく、処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施すべき量の割合に関する目標等を定めている。

第四として、基本方針は資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する重要事項として、最終処分場の確保、地方公共団体との連携の促進、産官学の連携の促進、人材の育成、災害時対応、国際ルール作り等の国が取組を進めるべき事項についても定めている。

基本方針に基づいた各主体の取組による質・量両面での資源循環の高度化により、2050 年ネット・ゼロや 2030 年ネイチャーポジティブの実現に貢献するとともに、再生部品又は再生資源の質・量の確保を通じ、再生部品又は再生資源の用途拡大・利用による新たな価値の創出につなげることで、産業競争力の強化やバリューチェーンの強靱化による経済安全保障の確保、地域の活性化や個性のある地域の創出への貢献が期待される。

➤ 再資源化の実施の促進（底上げ）

再資源化の実施の促進（底上げ）については、既存の法体系では、廃棄物処分業者全般に対して再資源化を実施するよう求める法的措置がなかったため、再資源化の実施を促進するための措置を講ずることにより、高度化を促進する下地を形成することを狙いとしている。

このうち、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化を促進するために本年２月に定めた「廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項（判断基準）」については、製造事業者等の再生部品又は再生資源に対する需要の把握並びに当該需要に応じた質及び量の再生部品又は再生資源の供給に関する事項、再資源化の生産性の向上のための技術の向上に関する事項、再資源化の実施の工程から排出される温室効果ガスの量を削減するための当該実施に用いられる廃棄物処理施設における設備の改良又はその運用の改善に関する事項、処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施する量の割合に関する目標の設定及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関する事項等を盛り込んでいるところである。

また、前年度の産業廃棄物の中間処分量が 10,000 トン、又は、廃プラスチックの中間処分量が 1,500 トンを上回る特定産業廃棄物処分事業者には、毎年度、産業廃棄物の種類及び処分の方法の区分ごとに、その処分を行った産業廃棄物

の数量及びその再資源化を実施した産業廃棄物の数量等を環境大臣に報告しなければならないこととし、環境大臣はそれら情報を公表する報告・公表制度の規定も用意している。この規定の趣旨は、製造事業者等は、再資源化に積極的な廃棄物処分業者の情報を得る手段が限定的であり、再生材を調達する必要があるとしても、どの廃棄物処分業者がどのような種類の再生材を供給可能であるかといった情報を入手することは容易ではないことから、廃棄物処分業者の再資源化の実施を公表することで、動静脈連携のマッチングを支援するものである。また、マッチングを支援するという趣旨からは、特定産業廃棄物処分業者以外の産業廃棄物処分業者にも公表によるメリットを受けるニーズがあると想定されるため、特定産業廃棄物処分業者以外の産業廃棄物処分業者も任意で報告できることとしている。

なお、特定産業廃棄物処分業者において環境大臣への報告に向けた環境整備等の準備に時間を要することが想定されることを踏まえ、特定産業廃棄物処分業者の報告を義務づけた規定の施行には、一定の経過措置を盛り込む予定である。

<図2：公表のイメージ>

社名	産業廃棄物の種類	処分方法	年度の処分量	再資源化した産業廃棄物の量
●●産業	廃プラスチック	破碎	1,000トン	600トン
		焼却	1,500トン	0トン
	がれき類	破碎	400トン	400トン
●●興業	廃プラスチック	破碎	1,000トン	600トン
●●工業	廃プラスチック	約24% (再資源化した量：600トン / 全体の処分量：2,500トン)		

➤ 再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）について、先進的な取組を促進するため、3つの類型に該当する事業について、環境大臣による認定制度を創設し、生活環境の保全のための措置を講じさせた上で、廃棄物処理法の特例を措置することとしている。

・類型① 高度再資源化事業

需要に応じた資源循環のために実施する再資源化事業を「高度再資源化事業」と定義し、製品製造事業者が必要とする質・量の再生材を安定的に提供するために、合理的な収集・運搬、再資源化、再生材の供給の体制構築を行う事業が対象となる。

高度再資源化事業としての認定を受けた場合は、当該事業計画に基づいて実施する「廃棄物の収集・運搬、又は、中間処分の業」や「廃棄物処理施設の設置」について、本来、必要となる廃棄物処理法の許可が不要となる特例を設けているほか、廃棄物処理における DX を活用した事務手続き等のスリム化を図っていく。

・類型② 高度分離・回収事業

廃棄物から高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化事業を「高度分離・回収事業」と定義し、例えば、太陽光パネルのように、再資源化が可能なものが多く含まれるがその分離に困難が伴うことから再資源化が進んでいない、環境省が指定する廃棄物に対し、高度な技術を用いて有用な再生材を多く回収する事業が対象となる。

高度分離・回収事業は再資源化工程における高度な技術に着目した認定制度であることから、高度分離・回収事業としての認定を受けた場合は、「廃棄物の中間処分の業」や「廃棄物処理施設の設置」に係る廃棄物処理法の許可が不要となる特例を設けている。他方で、廃棄物の収集・運搬は特例の対象外であることには留意が必要である。

・類型③ 再資源化工程の高度化

廃棄物処理施設に再資源化の実施の工程を効率化するための設備その他の当該工程から排出される温室効果ガスの量の削減に資する設備を導入することを「再資源化工程の高度化」と定義し、既設の廃棄物処理施設における脱炭素化を進めることを狙いとしているため、「廃棄物処理施設の設置者」という申請者要件を設けており、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設の設置の許可を受けて当該施設を設置した者に限っている。

再資源化工程の高度化については、廃棄物処理法の廃棄物処理施設の設置の変更の許可の特例を措置することとしているが、認定後の指導・監督は、従前と同様に廃棄物処理法に基づく規制によることが適当であることから、認定後は、認定の対象となった廃棄物処理施設を管轄する都道府県の知事に通知をすることとしている。このようにして認定後の監督は円滑に移行されることを期待しているが、認定の段階から、当該都道府県との間で密に連携していきたいと考えている。

<図3：認定制度の類型>

※認定の類型（イメージ）



これら認定制度については、廃棄物処理業者、製造事業者、自治体等の多くの方から特に関心をいただいている施策であり、現在、中央環境審議会循環型社会部会の下に設けている「静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会」等における議論を踏まえながら、詳細な制度設計を進めているところである。資源循環業界が自立資源供給産業として変革していくためには、廃棄物の適正処理の確保を基盤として、資源循環業界全体を底上げするような支援を核とした新たな枠組みの構築が求められている。再資源化事業等高度化法の施策により先進的な事例を積み重ね、そこから得られた知見を国が展開していくことで、業界全体での再資源化の取組を促進していく。

（３）法律の施行に向けて

再資源化事業等高度化法の施行に向けては、引き続き、政省令・予算等についての対応を進めるとともに、「静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会」等の議論や廃棄物処理業者や製造事業者等の業界団体、地方公共団体等、関係者との意見交換も踏まえつつ、関係者の理解が進むよう、申請の手引き等の策定・充実を図っていく予定である。

2. 廃棄物処理業の振興について

(1) 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の策定・活用について

平成 24 年に成立した中小企業等経営強化法に基づき、中小企業等は、経営力向上のための人材育成、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」を事業所管大臣（廃棄物処理業については地方環境事務所長）に申請し、認定を受けることにより、税制措置や各種金融措置の対象となるため、当該制度が活用されるよう、必要に応じて管内市町村及び廃棄物処理業者への周知をお願いしたい。

<参考資料>

- ・経営サポート「経営強化法による支援」（中小企業庁）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

(2) 廃棄物エネルギーの有効活用による地域共生型発電等導入促進事業について

環境省では、地域内での資源・エネルギーの循環利用による地域活性化や地域外への資金流出防止等の複数の政策目的を達成する事業支援する「廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業」を令和 2 年度から

令和 6 年度にかけて実施し、13 件の廃棄物由来燃料製造事業と 9 件の廃棄物発電事業を補助し、令和 6 年度実績として 325 千 t-CO₂ の年間 CO₂ 削減や地域のレジリエンス向上に貢献しているところである。

令和 7 年度からは地域共生・地域循環、社会全体での脱炭素化を更に加速させるための新規取り組み「地域共生型発電等導入促進事業」をスタートさせ、再生利用が困難な廃棄物からのエネルギー創出・活用事業や、災害廃棄物受入等による地元自治体との官民協力構築を支援している。これにより、CO₂ 排出削減に加え廃棄物処理施設の自立分散型エネルギー源化、創出エネルギーの地域内利活用の促進、地域・くらしの安全・安心、防災力の向上が期待されるところである。

（３）労務費の適切な転嫁について

中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費の転嫁を促進していくため、内閣官房と公正取引委員会により「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が令和 5 年 11 月に策定された。この指針の実効性を高めていく観点から、政府では、業界団体を通じて指針の徹底を図るとともに、フォローアップ調査等を行っている。環境省においても、当該指針の遵守徹底について所管 16 団体に対して文書で要請を行っている。

<文書で要請を行った所管 16 団体>

一般社団法人日本環境衛生施設工業会、公益社団法人日本ペストコントロール協会、一般社団法人日本下水道施設管理業協会、一般社団法人日本環境保全協会、公益社団法人全国産業資源循環連合会、公益社団法人日本下水道協会、公益社団法人全国都市清掃会議、一般社団法人持続可能社会推進コンサルタント協会、全国環境整備事業協同組合連合会、全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会、日本廃棄物リサイクル事業協同組合、一般社団法人全国清掃事業連合会、一般社団法人環境衛生施設維持管理業協会、一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会、一般社団法人全国ペット協会、一般社団法人ジャパンケネルクラブ

(4) 特定技能・育成就労制度について（外国人材の活用）

我が国の産業を支える人材を適切に確保するため、技能実習制度を発展的に解消して人材育成と人材確保を目的に「育成就労制度」が創設（施行は令和 9 年）され、人手不足に対応するための「特定技能制度」と連続性をもった制度となった。人手不足が課題となっている廃棄物処理業においても、第五次循環型社会形成推進基本計画（令和 6 年 8 月 2 日閣議決定）で「資源循環分野の人材確保のため、同分野を育成就労制度及び特定技能制度の対象とする検討を進める。」とされているように、当該制度による外国人材活用に向け「資源循環分野」の制度対

象分野への追加を目指し、政府内で調整を行っている。今回対象として検討を進めているのは廃棄物処理業のうち「廃棄物処分量（中間処理）」となっており、分野追加の正式決定は本年 12 月が予定されている。

なお、現在の制度においては、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定。令和 6 年 3 月 29 日一部変更）において、特定技能外国人を雇用する企業は地方公共団体から共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をすることが求められている。また、当該企業は特定技能外国人が活動する事業所の所在地及び住居地が属する市区町村に「協力確認書」を提出する必要がある。

政府内での今後の検討結果を踏まえ、外国人居住者を担当する部署への対象分野の追加の連絡等、適宜、必要な協力をお願いしたい。

3. 公共関与等による施設整備の推進について（廃棄物処理センター制度）

環境省では、公共の信用力を活用して安全性、信頼性の確保を図りつつ、民間の資本、人材等を活用して廃棄物処理施設の整備を図るため、廃棄物処理法第15条の5の規定に基づき、公的主体の関与した一定の法人等を廃棄物処理センターとして指定するとともに、これらが廃棄物処理施設の整備を図ることにより、先進的な技術的内容を含めた維持管理や事業運営等についての知見を得ることを目的に財政上の支援（課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業）等を行っている。また、産業廃棄物最終処分場の残余年数については、現時点においては目標を達成しているものの、最終処分場の新たな整備が困難な状況が見られることから、引き続き最終処分量の削減や最終処分場の確保に向けた取組が必要となっており、新たな目標を設定予定である。以上のことから、これらの制度を活用しつつ、産業廃棄物の適正な処理に必要な施設の確保に向け、御協力をお願いしたい。

なお、廃棄物処理センターの目的の一つとして、広域的な処理の確保に資することが挙げられる。課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業において、他地域の廃棄物の受入れを排除している場合は、事業の採択が困難になることを御留意いただきたい。

< 廃棄物処理センターの指定状況 >

令和 7 年 6 月現在、岩手県、香川県、新潟県、高知県、三重県、島根県、茨城県、佐賀県、山梨県、滋賀県、愛知県、熊本県、鹿児島県、兵庫県、沖縄県、鳥取県及び宮城県の 18 法人（岩手県内 2 法人）について指定を行っている。

< 課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業の概要 >

- ・ 廃棄物処理センター等が行う産業廃棄物最終処分場の施設整備及び維持管理等の一層の適正化を図る上で必要とされる取組に対し、各都道府県・政令市の出資（補助を含む。）額の同額を国庫補助。（ただし、施設整備費の 1 / 4 及び 1 年あたり 10 億円が上限）
- ・ 都道府県ごと、施設の種類ごとに 1 つに限り補助対象。
- ・ 補助対象施設：管理型最終処分場、安定型最終処分場、遮断型最終処分場
- ・ 対象事業者：廃棄物処理センター、広域的廃棄物処理センター、PFI 選定事業者

4. 広域認定制度・再生利用認定制度について

広域認定制度は、製品が廃棄物となったものであって、当該廃棄物の処理を当該製品の製造・加工・販売等の事業を行う者が広域的に行うことにより、当該廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資するものと認められる産業廃棄物の処理を促進するため、廃棄物処理業の許可を不要とする環境大臣認定制度である。平成 15 年 12 月の運用開始以降、順調に認定件数が伸びてきており、産業廃棄物については令和 7 年 3 月末現在の累計で 346 件 となっている。最近、販売促進のツールとして、あるいは単なる業許可逃れのために本制度を取得しようとする相談が散見されるが、そもそも本制度の趣旨は、拡大生産者責任により、製造事業者等自身が自社の製品の再生・処理の行程に関与することで、効率的な再生利用、減量等を推進し、適正処理を確保するとともに、再生・処理しやすい製品設計への反映を進めることであることから、各都道府県・政令市において事業者等へ本制度の活用を紹介する場合には、本制度の趣旨を適切に説明願いたい。

再生利用認定制度は、廃棄物の減量化を推進するため、生活環境の保全上支障がない等の一定の要件に該当する再生利用に限って環境大臣が認定し、廃棄物処理業及び処理施設設置の許可を不要とする制度であり、平成 9 年 12 月の運用開始以降、廃ゴム製品、廃プラスチック類、廃肉骨粉、金属を含む廃棄物等につ

いて認定が行われており、産業廃棄物については令和7年3月末現在の認定数は累計で74件となっている。認定の対象となる廃棄物は、生活環境の保全上支障を生じさせない蓋然性の高いものに限定し、環境大臣が個別に告示により指定することとなっており、当該告示に適合する再生利用については積極的に本制度を活用するよう、事業者等へ周知願いたい。

なお、広域認定及び再生利用認定の新規・変更申請の手続きについては、今年度中に、オンラインでの手続きが可能となるよう措置する予定である。

環境省では、広域認定業者や再生利用認定業者に対し定期的な立入検査を実施し、法令の遵守について指導しているところである。各都道府県・政令市は廃棄物処理法に基づき広域認定業者や再生利用認定業者に対する報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等の権限を有していることから、広域認定業者や再生利用認定業者に対する指導内容等について引き続き協力いただき、情報を提供していきたい。

また、3Rの推進の観点から、再生資源を用いた製品や広域認定によりリサイクル体制ができている製品の調達を積極的に行うよう併せてお願いしたい。

<参考資料>

- ・広域認定制度の概要及び申請の手引き

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/kouiki/index.html>

- ・再生利用認定制度申請の手引き

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/sai-nin/index.html>

5. 資源循環自治体フォーラムについて

第2回循環経済に関する関係閣僚会議（R6.12.27）において、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージが決定され、資源循環自治体フォーラムの創設が明記されたところ。それを踏まえ、廃棄物等から付加価値を生み出す地域の資源循環基盤の強化に向けて、全都道府県・市町村からなる「資源循環自治体フォーラム」を活用した先進事例の共有、自治体・企業・スタートアップ等のマッチングを実施し、新規ビジネスの創出も支援し、地域課題の解決と地域経済活性化・地方創生につなげる。

（参考）資源循環自治体フォーラムの開催イメージ

資源循環自治体フォーラムをブロック別（全国7カ所）で開催。1箇所は全国版、6箇所は地方版として開催。

全国版は、R7.9.12に大阪府立男女共同参画・青少年センターで開催。都道府県・市町村の資源循環担当部署に加え、関係する事業・施策を有する部署や関心を有する自治体職員、民間企業・団体の方を主な対象とする。

全国版の第1部（午前）は、環境省に加え、関係閣僚会議を構成する府省庁からの最新施策の発信や、循環経済パートナーシップ（J4CE）との連携、脱炭素化支援機構（JICN）の取組支援、金融機関としての地方創生の取組支援について発信予定。第2部（午後）は、個別テーマ※について先進事例の発表や意見交換、スタートアップ企業による革新的な技術やビジネスモデルの紹介などを実施予定。

※個別テーマ（案）

①使用済製品のリユースの推進、②自治体と事業者が連携したプラ回収・再商品化の推進、③小型家電リサイクルの推進等、④サステナブルファッションの推進、⑤－1下水汚泥資源の肥料利用の推進、⑤－2使用済紙おむつリサイクルの推進、⑥食品ロス削減・食品リサイクルの推進、⑦家庭ごみの分別回収の推進、⑧森林資源の循環利用の推進

6. J4CE 及び CPs について

令和3年に循環経済パートナーシップ（J4CE）（※1）令和5年にサーキュラーパートナーズ（サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ、CPs）（※2）が設立された。

「循環経済パートナーシップ（J4CE）」を活用し、ネットワーク形成を促進するビジネスマッチングを目的としたイベント、循環経済促進に向けたテーマ別の講演やディスカッション等の官民対話、日本の先進的な取組事例の収集と国内外への発信等を行っていく。

「サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ（CPs）」の取組において「ビジョン・ロードマップ検討 WG」、「地域循環モデル構築 WG」、「CE 情報流通プラットフォーム構築 WG」を立ち上げ、サーキュラーエコノミーの実現に必要な施策についての検討を実施している。

（※1）循環経済パートナーシップ（J4CE）：J4CE は Japan Partnership for Circular Economy の略。令和3年3月に環境省・経済産業省・日本経済団体連合会とともに立ち上げた。循環経済への流れが世界的に加速化する中で、国内の企業を含めた幅広い関係者の循環経済への更なる理解醸成と取組の促進を目指して、官民連携を強化することを目的としている。令和7年7月10日現在、参

加企業 202 社・参加団体 22 団体により構成される。

（※2）サーキュラーパートナーズ（CPs）：サーキュラーエコノミーの実現に向け、サーキュラーエコノミーに野心的・先進的に取り組む、国、自治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等の関係主体のライフサイクル全体における有機的な連携を促すことを目的としている。令和5年9月、経済産業省・環境省が立ち上げ。令和7年7月現在、616の企業・業界団体、28の自治体、72の大学・研究機関・関係機関・関係団体からなる計716の会員で構成される。

容器包装・ プラスチック資源循環室

1. プラスチック資源循環法について

(1) 市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化

プラスチック資源循環法において、市区町村は、従前の容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づくプラスチック容器包装廃棄物（以下「容器包装」という。）のみならず、それ以外のプラスチック使用製品廃棄物（以下「製品」という。）も含めたプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととしている。市区町村は、その区域内においてプラスチック使用製品廃棄物を排出する者が遵守すべき分別の基準を策定するよう努めなければならないこととし（プラスチック資源循環法第31条）、市区町村が分別収集したプラスチック使用製品廃棄物の再商品化に当たっては、①容器包装リサイクル法に規定する指定法人へ委託する方法（プラスチック資源循環法第32条）又は②再商品化計画を作成し、国の認定を受ける方法（プラスチック資源循環法第33条）がある。

1. 容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託する方法

市区町村は、容器包装のみならず、製品も含めたプラスチック使用製品廃棄物の分別収集物の再商品化を、容器包装リサイクル法第21条第1項に規定する指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「容器包装リサイクル協会」という。））に委託することができる。

① 分別収集物の基準

容器包装リサイクル協会に委託する場合、市区町村は、「分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令」（令和4年環境省令第1号）の分別収集物の基準に適合するものの再商品化を委託できる。

当該基準については、「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」（令和4年1月環境省環境再生・資源循環局リサイクル推進室）

<https://www.env.go.jp/recycle/plastic/pdf/bunbetsu.pdf>

を公表しているので、御参照いただきたい。

② 特別交付税措置等

プラスチック資源循環法では、容器包装リサイクル法に変更を加えておらず、このため、分別収集物に含まれる容器包装については、容器包装リサイクル法に

基づき同法の特定事業者が再商品化の責任を負担する。一方、容器包装以外の製品については、引き続き市区町村がその処理責任を有する。

市区町村が実施するプラスチック使用製品廃棄物（プラスチック容器包装廃棄物を除く）の分別収集及び分別収集物の再商品化に要する経費について、令和4年度から特別交付税措置（措置率0.5）を講じている。

当該特別交付税の算定については、分別収集・再商品化の標準的な単価（円/t）にそれぞれの重量(t)を乗じて行うこととしており、今年度も環境省において標準単価の調査を実施している。今後総務省より基礎数値の照会が行われる予定。

③ 容器包装リサイクル協会への引渡しに関する留意事項

プラスチック資源循環法第32条に基づき容器包装と製品とが一体となった分別収集物の再商品化を容器包装リサイクル協会に委託する場合、以下のとおり従来の容器包装リサイクル法に基づく容器包装の引渡しと異なる手続きがあるため、御留意願いたい。

- ・単価の決定について

再商品化事業者は、容器包装又は製品のそれぞれの単価に分けて入札を行う。落札決定においては、トータルの単価を基に決定する。

- ・ベール品質調査による比率の算出及び処理費用の計算について

容器包装と製品の比率の決定は、ベール品質調査において行う。容器包装又は製品それぞれの重量を算出し、それぞれの単価を乗じて処理費用を計算する。

また、市区町村が行う中間処理にあたっては、以下の点を御留意願いたい。

- ・プラスチック以外の素材の異物が再商品化事業者に引渡され、設備が故障する事象が発生した。また、リチウムイオン蓄電池の発火事象も発生しているため、中間処理における異物の除去を徹底いただきたい。
- ・指定保管施設の指定にあたっては、適切な処理を行うことのできる事業者を選定するとともに、不適切な処理がないよう監督いただきたい。

④ プラスチック使用製品廃棄物の適正な中間処理及び再商品化の徹底について

プラスチック使用製品廃棄物の分別収集量が拡大していることも背景として、市区町村による選別・圧縮・梱包等の中間処理段階での不適正な処理等が散見される。

これらの事案を教訓として、適正な中間処理及び再商品化の実施に向け留意いただきたい点を「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づくプラスチック使用製品廃棄物の適正な中間処理及び再商品化の徹底について（依頼）」（環

循総発第 2404252 号令和 6 年 4 月 25 日環境省環境再生・資源循環局総務課容器包装・プラスチック資源循環室長通知）で発出しており、この内容を踏まえ

- ・中間処理を行う場合には中間処理業者の確保や運用面での対応
- ・再商品化計画の認定を活用する場合には適切な再商品化事業者の確保・連携等の対応について、遺漏なきようお願いする。

⑤ プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業の公募及び一括回収等への移行に向けた市区町村向け手引きについて

プラスチック資源循環法に基づく取組が円滑に進むよう、令和 4 年度から特別交付税措置を講じているほか（上記（１）１．②及び下記（１）２．②参照）、今年度も、先進的な社会実装モデル形成に取り組む事業者や地方公共団体等を対象に、プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業を実施することとしている。今年度事業の公募は終了したが、来年度以降も同様の事業を検討している。

環境省では令和 6 年度に行った先進的モデル形成支援事業を踏まえ、一括回収や自主回収等を促進するための参考となる手引きを改定し、手引きに基づき、一般廃棄物のプラスチック使用製品廃棄物の分別収集を行う際の現状と移行後の環境性（CO2 排出量）と経済性（コスト）を概算するための簡易計算ツールを作成した。

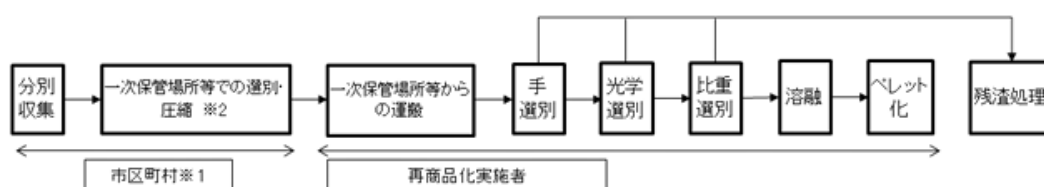
手引き及び簡易計算ツールについては下記 URL（環境省 HP）から御参照いただきたい。

https://www.env.go.jp/press/press_00200.html

２．認定再商品化計画に基づく再商品化を行う方法

市区町村は、単独又は共同して再商品化計画を作成し、これを主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別・圧縮等を省略し、再商品化実施者に再商品化を委託することができる。

<材料リサイクルの場合のイメージ>



※1 廃棄物処理法第6条に基づく市区町村が定める一般廃棄物処理計画に基づき市区町村から委託等を受けた者を含む。
※2 市区町村と再商品化事業者との調整により省略することが可能。

再商品化計画に記載すべき事項、申請手続、認定基準、認定後に必要な措置の詳細について、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商

品化計画の認定申請の手引き(2.1版)」(令和7年4月)を御参照いただきたい。

<https://www.env.go.jp/content/000107322.pdf>

① 再商品化計画認定制度の趣旨について

一般廃棄物の処理に関しては、その処理全体について統括的な責任を有する市区町村の役割が極めて重要である。認定再商品化計画に基づく分別収集・再商品化については、引き続き市区町村が統括的な責任を有するものであり、市区町村は、再商品化の実施の状況を把握するために必要な措置を講じるとともに、計画に沿った再商品化が実施されるよう管理する必要がある。

再商品化に必要な行為の委託先の選定に当たっては、市区町村は、分別排出に協力いただく住民の理解を得られるよう顔の見える連携協力体制とし、「プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針」(令和4年経済産業省・環境省告示第2号)に規定する「2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す『大阪ブルー・オーシャン・ビジョン』を実現するとともに、2050年カーボンニュートラルを実現」に資する取組とするため、再商品化工程全体の温室効果ガス排出量の低減に繋がるように配慮して委託先を選定すること。

なお、令和7年5月31日時点で、31件の再商品化計画の認定を行った。

② 特別交付税措置等について

認定再商品化計画に記載された容器包装については、容器包装リサイクル法に基づく分別基準適合物とみなして容器包装リサイクル法の規定を適用することとされており(プラスチック資源循環法第35条)、このため、分別基準適合物とみなされた容器包装については、容器包装リサイクル法に規定する特定事業者がその再商品化に係る義務を引き続き有する一方、これに該当しない製品の再商品化については、市区町村がその処理責任を有する。

市区町村が実施するプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に要する経費(容器包装リサイクル法対応分の経費を除く。)について、特別交付税措置を講ずる。

その算定については、上記1. ②参照。

③ 分別収集物の品質調査(組成調査)

分別収集物に容器包装が含まれる場合、認定市区町村は、再商品化事業者の協力を得て品質調査(組成調査)を行い、分別収集物に含まれる容器包装、製品、異物の比率を算出する。

品質調査は年度上期に一回を目安に実施し、当該品質調査の結果は、次年度当初の処理費用の計算から適用される。なお、初年度は認定再商品化計画実施前に行った品質調査の結果を適用するが、計画実施前に品質調査を実施することができない場合は、計画実施直後に品質調査を実施し、その結果を速やかに反映させることとなる。

3. 循環型社会形成推進交付金について

「循環型社会形成推進交付金交付要綱について」（環循適発第 22033113 号令和 4 年 3 月 31 日環境事務次官通知）等のとおり、循環型社会形成推進交付金交付要綱等を改正。プラスチック使用製品廃棄物（容器包装及び製品の両方を含む場合に限る。）の分別収集及び再商品化の実施を交付対象の要件に追加している。

このため、交付金を活用する場合には、取り扱うプラスチック使用製品廃棄物を適切に分別収集・再商品化する必要があることから、容器包装・製品のいずれか又は両方をまだ分別収集・再商品化していない市区町村におかれては、プラスチック資源循環法第 32 条・第 33 条も活用の上、早期かつ計画的に分別収集・再商品化を行っていただきたい。

（2）事業者によるプラスチック使用製品廃棄物の自主回収・再資源化事業計画及び再資源化事業計画の認定状況について

製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業計画については、令和 5 年 4 月 19 日付けで緑川化成工業株式会社、令和 6 年 3 月 1 日付けで花王株式会社・花王ロジスティクス株式会社、令和 6 年 3 月 6 日付けで積水化成品工業株式会社、令和 6 年 7 月 22 日付けでイオンディライト株式会社、令和 6 年 8 月 20 日付けで川上産業株式会社、令和 7 年 5 月 26 日付けでシスメックス株式会社の認定を行った。また、排出事業者等による再資源化事業計画については、令和 5 年 4 月 19 日付けで三重中央開発株式会社及び DINS 関西株式会社、令和 6 年 1 月 16 日付けで浪速運送株式会社、令和 6 年 4 月 19 日付けで木村工業株式会社、令和 6 年 7 月 22 日付けで宏幸株式会社、令和 6 年 9 月 18 日付けで天馬株式会社の認定を行った。

●プラスチック資源循環法について

(1) 法の概要について

プラスチックは、その有用性から、幅広い製品や容器包装にあまねく利用されている現代社会に不可欠な素材である一方、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックに係る資源循環の促進等の重要性が高まっている。多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要があることから、政府としても、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月31日消費者庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省策定）を策定し、3R+Renewableを基本原則とするとともに、①2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制すること、②2025年までにプラスチック製容器包装及び製品のデザインをリユース又はリサイクル可能なデザインにすること、③2030年までにプラスチック製容器包装の6割をリユース又はリサイクルすること、④2035年までに使用済プラスチックを100%リユース、リサイクル等により有効利用すること、⑤2030年までにプラスチックの再生利用を倍増すること、⑥2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入することという、野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げた。

このような状況を踏まえ、第204回国会において「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律60号。以下「プラスチック資源循環法」という。）が成立し、令和4年4月1日に施行された。プラスチック資源循環法では、プラスチック使用製品の設計から廃棄物の処理に至るまでのライフサイクル全般にわたって、3R+Renewableの原則に則り、あらゆる主体のプラスチックに係る資源循環の取組を進めることとしており、具体的には、次の措置を盛り込んでいる。

- ①「設計・製造」段階において、環境配慮設計に関する指針を策定し、特に優れた製品設計を国が認定すること。
- ②「販売・提供」段階において、スプーンやストローなどの使い捨てプラスチックを提供する小売・サービス事業者等にリデュースの取組を求めること。
- ③「排出・回収・リサイクル」段階において、家庭や事業所から排出されるプラスチック資源を回収・リサイクルしていくこと。

プラスチックに係る資源循環の実現に向けては、事業者、消費者、国、地方公共団体等の全ての関係主体が参画し、相互に連携しながら、効率的で持続可能な資源循環を可能とする環境整備を進めることで、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する施策を一体的に行い、相乗効果を高めていくことが重要である。このため、プラスチック資源循環法においては、関係主体の役割を示しており、

- 市区町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集

及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと（プラスチック資源循環法第6条第1項）、

- 都道府県は、市区町村に対し、法第6条第1項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるよう努めなければならないこと、
- 都道府県及び市区町村は、国の施策に準じて、プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと

等を定めている。

都道府県にあつては、こうしたことも踏まえ、管下の市区町村において上記（1）の取組が円滑・積極的に行われるよう、広域的な体制整備の調整等も含め、特段の取組をお願いしたい。

プラスチック資源循環法の施行に当たり、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行について」（環循総発第2204016号令和4年4月1日環境省環境再生・資源循環局長通知）を発出しているため、御参照いただきたい。

https://www.env.go.jp/recycle/plastic/pdf/enforcement_notice.pdf

（2）プラスチック使用製品設計指針について

プラスチック使用製品製造事業者等が講ずべき措置に関する環境配慮設計に関する指針を国が定め、プラスチック使用製品製造事業者等は本指針に即してプラスチック使用製品を設計するよう努めなければならないこととした。

また、本指針に則した製品の設計のうち、特に優れた設計の製品について国の認定を受けることができることとした。認定された設計の製品は、グリーン購入法の率先調達推進が促進されるよう配慮されることとなっている。地方公共団体におかれても、グリーン購入法に定める方針を作成する場合には、国に準じて、認定プラスチック使用製品の調達の推進が促進されるよう、十分に配慮いただきたい。

（3）特定プラスチック使用製品の使用の合理化について

プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するため、特定プラスチック使用製品の提供事業者（下図参照）が取り組むべき措置に関し、判断の基準となるべき事項を定めた。判断の基準においては、自ら使用の合理化に関する目標を設定し、当該目標の達成のために取組（有料化、ポイント等の還元、意思確認の徹底、代替素材への転換等）を実施すること等を定めている。

対象製品	対象業種
①フォーク ②スプーン ③テーブルナイフ ④マドラー ⑤飲料用ストロー 	●各種商品小売業（無店舗のものを含む）：総合スーパー、百貨店 等 ●飲食料品小売業（野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業及び酒小売業を除き、無店舗のものを含む）：コンビニ、食料品スーパー、洋菓子店 等 ●宿泊業：ホテル、旅館 等 ●飲食店：レストラン、喫茶店 等 ●持ち帰り・配達飲食サービス業：フードデリバリー 等
⑥ヘアブラシ ⑦くし ⑧かみそり ⑨シャワーキャップ ⑩歯ブラシ 	●宿泊業：ホテル、旅館 等
⑪衣類用ハンガー ⑫衣類用カバー 	●各種商品小売業（無店舗のものを含む）：総合スーパー、百貨店 等 ●洗濯業：クリーニング店 等

※ 主たる事業が上記の対象業種に該当しなくても、事業活動の一部で上記の対象業種に属する事業を行っている場合には、その事業の範囲で対象となる。

（４）製造・販売事業者等の自主回収・再資源化について

製造・販売事業者等の自主回収・再資源化計画を国が認定した場合に個々の自治体での廃棄物処理法上の業許可を不要とする特例を設けた。

自主回収・再資源化事業計画の対象については、自社製品と合わせて再資源化を実施することが効率的なプラスチック使用製品を含むこととしており、他社の同種製品も対象となり得る。

申請手続の詳細については、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業計画認定申請の手引き」（令和４年３月）を御参照いただきたい。

https://www.env.go.jp/recycle/Jishukaishu_JigyokeikakuNintei.pdf

また、地方公共団体は、認定自主回収・再資源化事業者と連携し、住民の意識を向上するべく、住民に対して適切な分別方法や回収拠点の場所等について周知を行うことが望ましい。

ただし、認定を受けた場合であっても、自主回収・再資源化事業を行う者が、例えば廃棄物処理法の処理基準が適用されること、また施設の許可も必要であることなどは従前通りである。国が自主回収・再資源化事業計画の認定若しくは変更の認定を行ったとき又は変更の届出を受けたときは、関係の都道府県及び市区町村に通知を行うこととしているが、廃棄物処理法に基づき廃棄物処理業者の指導監督権限を有する都道府県及び市区町村におかれては、使用済プラスチック使用製品の収集、運搬及び処分に当たって不適正な処理が行われることがないよう、認定自主回収・再資源化事業者及びその受託者に対して改善命令等

の適切な指導監督をされたい。

（５）排出事業者の排出抑制及び再資源化等について

プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するため、排出事業者が取り組むべき措置に関し、判断の基準となるべき事項を定めた。なお、排出事業者の判断基準についてのみ、条文上、リサイクルのみを意味する「再資源化」ではなく熱回収を含めた「再資源化等」と規定されている。

判断基準においては、可能な限りの３Ｒを促し、周辺地域において再資源化事業者が存在しない等再資源化を実施できない場合には熱回収すること、その場合も可能な限り効率の良い熱回収を行うこと等を定めている。

判断基準の詳細や、排出抑制及び再資源化等に関する先行事例については、「排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準の手引き」（令和４年３月）を御参照いただきたい。

<https://www.env.go.jp/recycle/plastic/pdf/haisyutujigyousya.pdf>

（６）排出事業者等による再資源化について

排出事業者又は複数の排出事業者から委託を受けた再資源化事業者の再資源化計画を国が認定した場合に、個々の自治体での廃棄物処理法上の業許可を不要とする特例を設けた。

申請手続の詳細については、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る排出事業者等による再資源化事業計画認定申請の手引き」（令和４年３月）を御参照いただきたい。

https://www.env.go.jp/recycle/Haisyutsu_JigyokeikakuNintei.pdf

ただし、認定を受けた場合であっても、再資源化事業を行う者が、例えば廃棄物処理法の処理基準が適用されること、また施設の許可も必要であることなどは従前通りである。国が再資源化事業計画の認定若しくは変更の認定を行ったとき又は変更の届出を受けたときは、関係の都道府県等に通知を行うこととしているが、廃棄物処理法に基づき廃棄物処理業者の指導監督権限を有する都道府県等におかれても、プラスチック使用製品産業廃棄物等の収集、運搬及び処分に当たって不適正な処理が行われることがないよう、認定再資源化事業者及びその受託者に対して改善命令等の適切な指導監督をされたい。

2. 容器包装リサイクル法について

(1) 施行状況

容器包装リサイクル法は、消費者による分別排出、市区町村による分別収集、事業者による再商品化等の連携協働の取組で進展してきた。

令和5年度の市区町村の分別収集の実施率（全市区町村に対する分別収集実施市区町村の割合）は、ガラス製容器、ペットボトル、スチール製容器、アルミ製容器、段ボール製容器で9割を超え、白色トレイを除いたプラスチック製容器包装は67.6%、紙製容器包装は34.2%、飲料用紙製容器は72.8%だった。分別収集量は、一昨年度に新型コロナウイルスの感染拡大に伴い一時的な増加がみられたが、徐々に感染拡大前に戻りつつある。

また、今年度は、3年に一度の、市区町村分別収集計画及び都道府県分別収集促進計画の更新を要請しているほか、プラスチック資源循環法による製品プラスチックに係る分別収集計画についても策定の要請を開始したところである。市区町村及び都道府県においては、円滑な計画の策定に向けてご協力願いたい。

<参考資料>

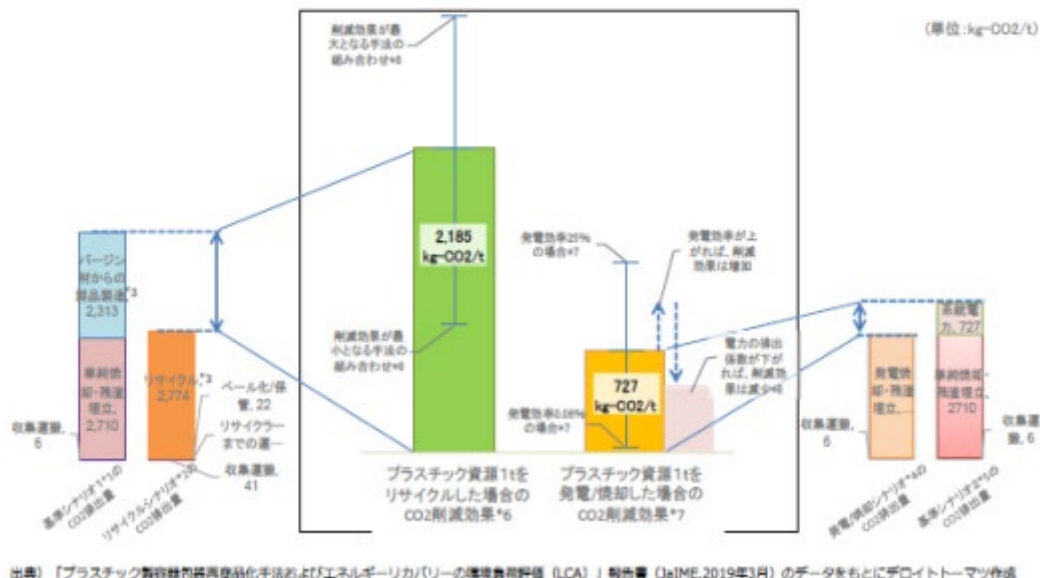
令和5年度容器包装リサイクル法に基づく市区町村の分別収集等の実績について

https://www.env.go.jp/press/press_04638.html

(2) プラスチック製容器包装のリサイクルの効果

容器包装リサイクル制度に基づき、市区町村が容器包装を分別収集・選別保管し、再商品化につなげることで、容器包装が再商品化されない場合に比べて、一定量の温室効果ガスの削減に寄与してきた。市区町村が分別収集したプラスチック資源を容器包装リサイクルルートでリサイクルした場合の温室効果ガス削減効果は、同量を市区町村の焼却施設において発電/焼却した場合の温室効果ガス削減効果の2倍以上となっていることから、分別収集参加市区町村の拡大等により、更なる温室効果ガスの削減効果の積み増しが期待される。

- 家庭から排出されるプラスチック資源については、主に、①容器包装リサイクル制度に基づくリサイクル、または②焼却施設における発電/焼却のいずれかにより処理。
- 容器包装リサイクルルートでリサイクルした場合のCO2削減効果は、同量を自治体の焼却施設において発電/焼却した場合のCO2削減効果の2倍以上。なお、これは熱回収のうち自治体が発電/焼却した場合について分析した結果を示したものの。



- *1 基準シナリオ1：可燃ごみ（プラスチック資源）の収集運搬＋単純焼却＋残渣埋立＋バージン材からの製品製造のCO2排出量
- *2 リサイクルシナリオ：プラスチック資源の収集運搬＋パレル化/保管＋リサイクラーまでの運搬＋リサイクル＋残渣処理のCO2排出量
- *3 マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルの手法、比率は、容器包装リサイクル協会のH29実績をもとに算出、マテリアルリサイクルのパレットの比率は生産量（出典：日本パレット協会）のデータを元に算出
- *4 発電/焼却シナリオ：可燃ごみ（プラスチック資源）の収集運搬＋発電焼却（発電効率12.81%：H28年度の焼却施設の平均）＋残渣埋立のCO2排出量
- *5 基準シナリオ2：可燃ごみ（プラスチック資源）の収集運搬＋単純焼却＋残渣埋立＋系統電力のCO2排出量
- *6 算出値はリターナブルパレット（新規木材代替）、リターナブルパレット（新規樹脂代替）及び再生樹脂（コンパウンド代替率=0.5）と、ガス化（アンモニア製造）及びコークス炉化学原料化を販売量（R1実績）で按分して算出。最大・最小となる手法の組み合わせは、それぞれ、再生樹脂（コンパウンド代替率=1）とコークス炉化学原料化の場合で3,129kg-CO2/t、リターナブルパレット（新規木材代替）と油化の場合で931kg-CO2/t
- *7 算出値は、平成28年度の市区町村のごみ焼却施設の発電効率の平均値（12.8%、727 kg-CO2/t）として算出。最大の場合には25%、1,430kg-CO2/t、最小の場合には0.08%（平成28年度一般廃棄物処理事業実態調査の焼却施設）
- *8 将来的に再生可能エネルギーの割合が増え、電力の排出係数が下がることが考えられる。（報告書内の算出方法とは異なるためあくまで参考値だが、仮に同様の電力（1.25kWh）に2030年度の排出係数目標である0.37kg-CO2/kWh（出典：電気事業連合会ほか）を乗じるとCO2削減効果は463kg-CO2/tとなる）

(3) 使用済ペットボトル等の指定法人等への円滑な引渡しについて

使用済ペットボトル等については、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針（平成 18 年 12 月財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第 10 号。以下「基本方針」という。）により、指定法人等に円滑に引き渡すことが必要であるとされている。また、基本方針において、指定法人等以外の事業者を引き渡す場合にあっては、その事業者の適格性を厳格に審査することに加えて、当該事業者が適正に再商品化等の処理を行っていることについて、現場確認その他の適切な方法による確認をするとともに、住民に対し正確な情報提供をする必要があるとしている。

なお、当該指定法人等以外の事業者が引き受けた使用済みペットボトル等を海外に輸出する場合は、当該使用済みペットボトル等の状態によって、バーゼル法及び廃棄物処理法の輸出規制の対象となる可能性があることに留意が必要。市区町村におかれては、引き渡すプラスチックが輸出される場合においては、輸出者にバーゼル法及び廃棄物処理法の規制を遵守するよう指導されたい。

また、飲料製造事業者等と市区町村が協定等に基づき、使用済ペットボトルを新たなペットボトルに再利用するボトル to ボトルの取組等を行う場合においては、基本方針に基づき、市区町村が現場確認その他の適切な方法により処理の状況を確認し、住民に対し情報提供をするとともに、プラスチック資源循環法の施行も踏まえ、飲料製造事業者や小売事業者等と協力して、店頭回収の活用や自動販売機横への新機能リサイクルボックスの設置、異物混入防止に係る住民への啓発、オフィスビル等から排出される使用済ペットボトルのリサイクルの質の向上など地域における包括的な取組内容とすることが望ましい。



プラスチック資源循環法・ 容器包装リサイクル法の概要

環境省 環境再生・資源循環局
容器包装・プラスチック資源循環室

- 我が国はプラスチック資源循環戦略に基づき、**3R+Renewable**（リデュース・リユース・リサイクルと再生可能資源への転換）の基本原則の下、**6つのマイルストーンの達成に向けた取組**を推進しています。

重点戦略

基本原則：「3R+Renewable」

リデュース等	- ワンウェイプラスチックの使用削減（レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」） - 石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進
リサイクル	- プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル - 漁具等の陸域回収徹底 - 連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化 - アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築 - イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム
再生材バイオプラ	- 利用ポテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援） - 需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等） - 循環利用のための化学物質含有情報の取扱い - 可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用 - バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入

【マイルストーン】

<リデュース>

① **2030年**までにワンウェイプラスチックを累積**25%**排出抑制

<リユース・リサイクル>

② **2025年**までにリユース・リサイクル可能なデザインに

③ **2030年**までに容器包装の**6割**をリユース・リサイクル

④ **2035年**までに使用済プラスチックを
100%リユース・リサイクル等により、有効利用

<再生利用・バイオマスプラスチック>

⑤ **2030年**までに再生利用を**倍増**

⑥ **2030年**までにバイオマスプラスチックを**約200万トン**導入

海洋プラスチック対策	プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指した - ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理 - 海岸漂着物等の回収処理 - 海洋ごみ実態把握（モニタリング手法の高度化）	- マイクロプラスチック流出抑制対策（2020年までにスクラブ製品のマイクロビーズ削減徹底等） - 代替イノベーションの推進
------------	---	---

国際展開	- 途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開） - 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等）
------	---

基盤整備	- 社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築） - 技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション） - 調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策） - 連携協働（各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開）	- 資源循環関連産業の振興 - 情報基盤（ESG投資、エシカル消費） - 海外展開基盤
------	---	---

◆ アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、経済成長や雇用創出 ⇒ 持続可能な発展に貢献

◆ 国民各界各層との連携協働を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、必要な投資やイノベーション（技術・消費者のライフスタイル）を促進

- その一環として、上流から下流までのライフサイクル全体での取組を総合的に促進するため、**プラスチック資源循環法**を整備しています。

■ 背景

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されるプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項

設計・製造

【環境配慮設計指針】

- 製造事業者等が努めるべき**環境配慮設計に関する指針**を策定し、指針に適合した製品であることを**認定**する仕組みを設ける。
 - 認定製品を**国が率先して調達**する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての**設備への支援**を行う。



＜付け替えボトル＞

販売・提供

【使用の合理化】

- ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき**判断基準**を策定する。
 - 主務大臣の**指導・助言**、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。



＜ワンウェイプラスチックの例＞

排出・回収・リサイクル

【市区町村の分別収集・再商品化】

- プラスチック資源について、市区町村による**容リ法ルートを活用した再商品化**を可能にする。容リ法の指定法人等は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。
- 市区町村と再商品化実施者が連携して行うプラスチック資源の**再商品化計画**を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、市区町村の**選別、梱包等を省略**して再商品化実施者が再商品化を実施可能に。再商品化実施者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。



＜プラスチック資源の例＞

【製造・販売事業者等による自主回収】

- 製造・販売事業者等が製品等を**自主回収・再資源化する計画**を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。



＜店頭回収等を促進＞

【排出事業者の排出抑制・再資源化等】

- 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき**判断基準**を策定する。
 - 主務大臣の**指導・助言**、プラスチックを多く排出する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。
- 排出事業者等が**再資源化事業計画**を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。

↓：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行

- 製造・設計段階では、製造事業者は、プラスチック製品の環境配慮設計を進め、設計指針に則り、易リサイクル、素材代替、省資源化等を追求する必要があります。
- 特に優れた設計を大臣認定し、認定製品を国等がグリーン購入に基づき率先調達することで市場拡大につなげます。

- 製造事業者等向けに、構造・材料（素材代替・再生プラの利用など）を設計指針として明示。すべてのプラスチック使用製品が対象。

<構造>

①減量化

②包装の簡素化

③長期使用化・長寿命化

④再使用が容易な部品の使用
又は部品の再使用

⑤単一素材化等

⑥分解・分別の容易化

⑦収集・運搬の容易化

⑧破碎・焼却の容易化

<材料>

①プラスチック以外の素材への代替

②再生利用が容易な材料の使用

③再生プラスチックの利用

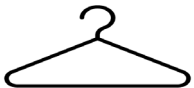
④バイオプラスチックの利用

<製品のライフサイクル評価>

- 特に優れた設計について国が認定し、認定製品を国が率先して調達。
製品分野毎に別途決定。

② 販売・提供段階 ワンウェイプラのリデュース

- 販売・提供段階では、**レジ袋を有料化**するとともに、**カトラリーやアメニティなど使い捨てプラスチック製品12品目の提供事業者**は、判断基準に則って、目標を設定し、これを達成するため、**素材代替、声掛け、有料化などの排出抑制の取組を計画的に行うことが必要**です。
- 特に、**年間5 t 以上**（小売店の場合は10店舗程度の事業規模に相当）の**多量提供事業者は、取組が不十分な場合は勧告・命令等の措置**もあります。

対象製品	対象業種
フォーク スプーン テーブルナイフ マドラー 飲料用ストロー 	● 各種商品小売業（無店舗のものを含む）：総合スーパー、百貨店 等 ● 飲食品小売業（野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業及び酒小売業を除き、無店舗のものを含む）：コンビニ、食料品スーパー、洋菓子店 等 ● 宿泊業：ホテル、旅館 等 ● 飲食店：レストラン、喫茶店 等 ● 持ち帰り・配達飲食サービス業：フードデリバリー 等
ヘアブラシ くし かみそり シャワーキャップ 歯ブラシ 	● 宿泊業：ホテル、旅館 等
衣類用ハンガー  衣類用カバー 	● 各種商品小売業（無店舗のものを含む）：総合スーパー、百貨店 等 ● 洗濯業：クリーニング店 等

※ 主たる事業が上記の対象業種に該当しなくても、事業活動の一部で上記の対象業種に属する事業を行っている場合には、その事業の範囲で対象となります。

- プラスチック資源循環に関する一括回収等
への移行に向けた市区町村向け手引き

[illegible]

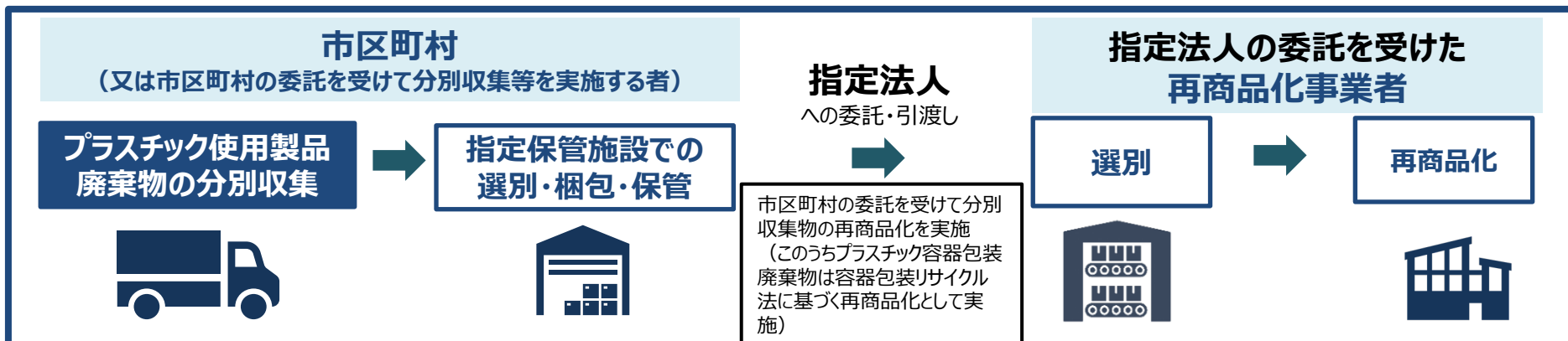
移行に向けた検討事項

- 本手引きを参考に、検討できていない事項がある場合は検討を行うことが推奨されます

	フェーズ①	フェーズ②③	フェーズ④⑤	フェーズ⑥	
	銀行方針の決定	銀行方針の検討	銀行向け上乗準備	住民説明	
	銀行史観	銀行方針の検討	関係者との協議	準備	開始
分業型	・自治体で提供される製品の数量や種類を整理している ・環境のCO2削減やリサイクルを促している	・銀行の方向性が決まっている ・自治体と関係する銀行に協賛を依頼している ・自治体で提供される製品の数量や種類を整理している ・環境のCO2削減やリサイクルを促している	・銀行が実際に銀行へ、自治体と関係する銀行に協賛を依頼している ・自治体で提供される製品の数量や種類を整理している ・環境のCO2削減やリサイクルを促している	・自治体で提供される製品の数量や種類を整理している ・環境のCO2削減やリサイクルを促している	
分別型	・自治体で提供される製品の種類や数量を整理している ・自治体で提供される製品のCO2削減やリサイクルを促している	・銀行の方向性が決まっている ・自治体と関係する銀行に協賛を依頼している ・自治体で提供される製品の数量や種類を整理している ・環境のCO2削減やリサイクルを促している	・銀行が実際に銀行へ、自治体と関係する銀行に協賛を依頼している ・自治体で提供される製品の数量や種類を整理している ・環境のCO2削減やリサイクルを促している	・自治体で提供される製品の数量や種類を整理している ・環境のCO2削減やリサイクルを促している	
環境型	・数量の整理が中心（12） ・リサイクルや環境製品等の提供の検討が中心（13） ・自治体の協賛が中心（14） ・CO2削減やリサイクルの促進が中心（16）	・銀行の方向性が決まっている（13） ・自治体と関係する銀行に協賛を依頼している（14） ・自治体で提供される製品の数量や種類を整理している（15） ・環境のCO2削減やリサイクルを促している（16）	・銀行が実際に銀行へ、自治体と関係する銀行に協賛を依頼している（15） ・自治体で提供される製品の数量や種類を整理している（16） ・環境のCO2削減やリサイクルを促している（17）	・自治体で提供される製品の数量や種類を整理している（16） ・環境のCO2削減やリサイクルを促している（17）	・自治体で提供される製品の数量や種類を整理している（17） ・環境のCO2削減やリサイクルを促している（18）

【参考】プラスチック資源循環法に基づく再商品化の2つの方法について

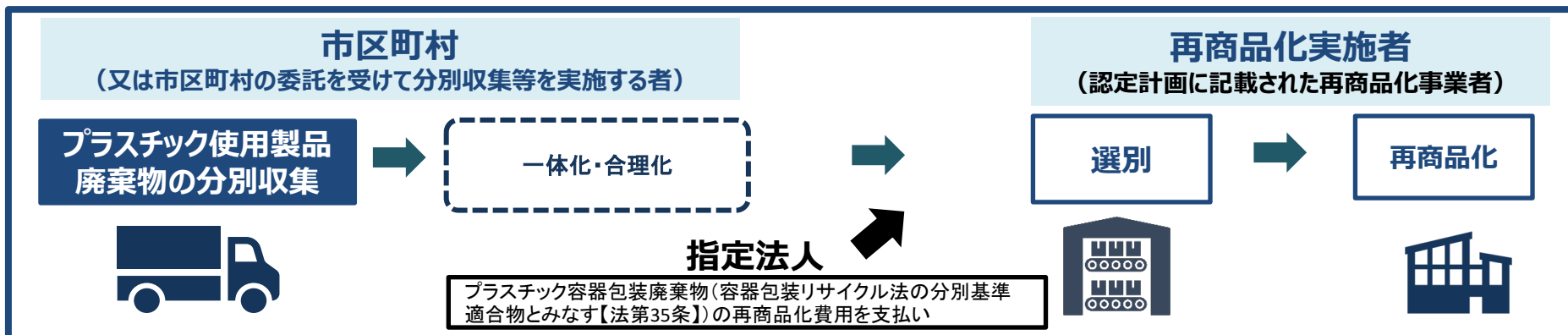
(1) 容器包装リサイクル法の指定法人に委託して再商品化を行う方法（法32条）



市区町村は**分別収集物の基準**及び**手引き**に従って分別収集・再商品化する必要があります。

(2) 認定を受けた再商品化計画に基づいて再商品化を行う方法（法33条）

- 市区町村が単独又は共同して再商品化計画を作成し、これを主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、圧縮等を省略し、再商品化実施者に再商品化を委託することが可能になります。



市区町村は**再商品化計画の認定申請の手引き**に従って計画を作成し、認定を受けた計画に従って分別収集・再商品化する必要があります。

令和7年度までに指定法人へ分別収集物の引き渡しを開始する地方公共団体数及び量

(令和7年4月7日：日本容器包装リサイクル協会発表)

都道府県	地方公共団体	数量 (ト)
北海道	8	3,653
青森県	1	360
岩手県	2	516
宮城県	5	4,352
福島県	4	1,664
栃木県	1	1,700
群馬県	4	1,889
埼玉県	2	4,350
千葉県	4	2,444
東京都	21	38,160
神奈川県	4	62,318
石川県	1	3,984
福井県	2	324
長野県	19	6,633

都道府県	地方公共団体	数量 (ト)
岐阜県	1	9
静岡県	2	1,738
愛知県	14	34,204
三重県	1	1,200
京都府	2	3,660
大阪府	1	4,100
兵庫県	3	737
和歌山県	1	260
岡山県	4	5,948
広島県	1	827
香川県	1	41
福岡県	2	688
熊本県	1	260
鹿児島県	3	1,302
合計	115	187,321

※プラスチック資源循環法が施行してから新たに**プラスチック製容器包装**の回収を開始した自治体数は**44**

※地方公共団体数は、市町村及び組合を含む値であり、構成市町村の総数は198自治体となる。

※分別収集物の引き渡しを実施する市町村が0の都道府県は表示していない。

※プラスチック容器包装廃棄物のみの引き渡しや、法33条の認定計画は集計結果に含まれていない。

※実施自治体の落札結果等は、指定法人HP参照

(<https://www.jcpra.or.jp/Portals/0/resource/recycle/recycling/recycling04/pdf/r07/04R7pla02.pdf>)

再商品化計画の認定事例について（第33条）

市町村名 (認定日)	計画期間	量(ト/年)	市町村名 (認定日)	計画期間	量(ト/年)	市町村名 (認定日)	計画期間	量(ト/年)
宮城県仙台市 (R4.9.30)	R5.4.1～ R8.3.31～ (3年間)	14,560	福岡県北九州市 (R6.3.27)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	134	長野県安曇野市 (R6.11.29)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	572
愛知県安城市 (R4.12.19)	R6.1.1～ R8.3.31～ (2年3か月)	1,424	三重県菰野町 (R6.3.29)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	10	石川地方生活 環境施設組合 (R6.11.29)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	51
神奈川県横須賀市 (R4.12.19)	R5.4.1～ R8.3.31～ (3年間)	4,186	大阪府堺市 (R6.3.29)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	4,420	神奈川県川崎市 (R6.12.6)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	5,394
富山県高岡市 (R5.11.30)	R6.10.1～ R9.3.31～ (2年6か月)	4,608	京都府京都市 (R6.4.26)	R6.4.26～ R9.3.31～ (2年11か月)	8,100	愛媛県西予市 (R6.12.10)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	309
富山地区広域圏 事務組合 (R5.11.30)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	6,735	三重県津市 (R6.5.30)	R6.6.1～ R9.3.31～ (2年10か月)	1,495	大阪府大阪市 (R6.12.11)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	16,017
京都府亀岡市 (R5.11.30)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	2,664	佐賀県江北町 (R6.9.24)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	29	富山県小矢部市 (R6.12.27)	R7.10.1～ R10.3.31～ (2年6か月)	194
砺波広域圏 事務組合 (R5.11.30)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	1,229	岐阜県羽島市 (R6.9.26)	R6.10.1～ R9.3.31～ (2年6か月)	147	神奈川県藤沢市 (R7.1.6)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	1,209
岐阜県輪之内町 (R5.11.30)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	65	富山県射水市 (R6.11.20)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	428	東京都大田区 (R7.3.14)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	4,875
東京都新宿区 (R6.3.6)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	1,892	鳥取県琴浦町 (R6.11.20)	R7.10.1～ R10.3.31～ (2年6か月)	167	岡山県岡山市 (R7.3.24)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	300
愛知県岡崎市 (R6.3.6)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	2,430	愛知県岩倉市 (R6.11.28)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	896	合計	31件	84,719
岩手県岩手町 (R6.3.6)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	54	秋田県大仙市・ 秋田県美郷町 (R6.11.29)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	143			

(参考) 指定法人ルートと認定ルートの主な違い

	容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託する方法 (第32条)	認定再商品化計画に基づくリサイクルを行う方法 (第33条)	(参考) 法に基づかないリサイクル (独自処理)
分別収集物の基準 (環境省令) の適用	適用される	<u>適用されない</u> (リサイクルを著しく阻害するものが混入しないよう、十分に参考とされることを期待)	適用されない
市区町村が実施する選別・圧縮等	省略できない	再商品化事業者との調整により <u>省略できる</u>	再商品化事業者との調整により省略できる
再商品化事業者の選定方法	指定法人において、毎年1月に入札が行われ、2月中下旬に市区町村に対して落札事業者が通知される	<u>市区町村が決定</u> する	市区町村が決定する
再商品化費用の負担者	プラスチック製容器包装：特定事業者 (市区町村負担分を除く) プラスチック製品：市区町村		すべて市区町村
再商品化費用の決定方法	指定法人において、毎年1月に入札が行われ、2月中下旬に市区町村に対して落札価格 (= 再商品化費用) が通知される	計画の認定基準を踏まえ、 <u>市区町村が決定</u> する	市区町村が決定する
特別交付税措置との関係	対象となる		対象となる (当面の間)
循環型社会形成推進交付金との関係	要件を満たす		要件を満たす

(参考) プラスチック製品の分別収集・再商品化経費に対する特別交付税措置

- 分別収集物に含まれる容器包装については、容リ法に基づき特定事業者が再商品化の責任を負担します。一方、容器包装以外の製品については、引き続き市区町村がその処理責任を有します。
- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(令和3年法律第60号)が令和4年4月1日に施行し、市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化の努力義務が規定されたことを踏まえ、令和4年度から**製品プラスチックリサイクル**に係る分別収集・再商品化に要する経費について**特別交付税措置**を講じています。

プラスチック製容器包装の分別収集

市区町村 (又は委託業者)

分別収集

選別・梱包・保管

普通交付税措置

リサイクル事業者

運搬

再商品化

特定事業者が費用負担

プラスチック製品の分別収集 (R4年度～)

市区町村 (又は委託業者)

分別収集

選別・梱包・保管

特別交付税措置

リサイクル事業者

運搬

再商品化

○ 市区町村が実施するプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に要する経費に対して特別交付税措置

算定式

$$(A \text{ t} \times 8.4 \text{ 万円} / \text{t} + B \text{ t} \times 6.3 \text{ 万円} / \text{t}) \times 0.5$$

市区町村の製品プラスチック分別収集量 (トン)

分別収集の標準的な単価

市区町村の製品プラスチック再商品化量 (トン)

再商品化の標準的な単価

交付金制度の概要

■ 交付金の交付

- ・市町村が、廃棄物の3 R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を行う計画（循環型社会形成推進地域計画）を策定し、計画に位置付けられた施設整備に対し交付金を交付します。

■ 交付対象施設

- ・マテリアルリサイクル推進施設（不燃物、プラスチック等の資源化施設、ストックヤード 等）
- ・エネルギー回収型廃棄物処理施設（ごみ発電施設、熱回収施設、バイオガス化施設 等）
- ・最終処分場
- ・既設の廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業 等

■ 交付率

- ・交付対象経費の1 / 3です。
ただし、高効率ごみ発電施設等の一部の先進的な施設については1 / 2となります。

要件化について

- プラスチック資源循環法を踏まえ、前向きにプラスチック資源の分別収集・リサイクルに取り組み、焼却量を極力減らす努力を行っている自治体を支援します。

■ 要件

- ①プラスチック資源循環法に規定するプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置を行っていること、または②地域計画期間の末日から1年後までに当該措置を行うこと

■ 対象区域

地域計画の対象区域の全域（離島地域、奄美群島、山村地域、過疎地域及び沖縄県を除く）

■ プラ分別の範囲

プラスチック製容器包装及びそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を対象としていること

■ 要件適用のタイミング・経過措置

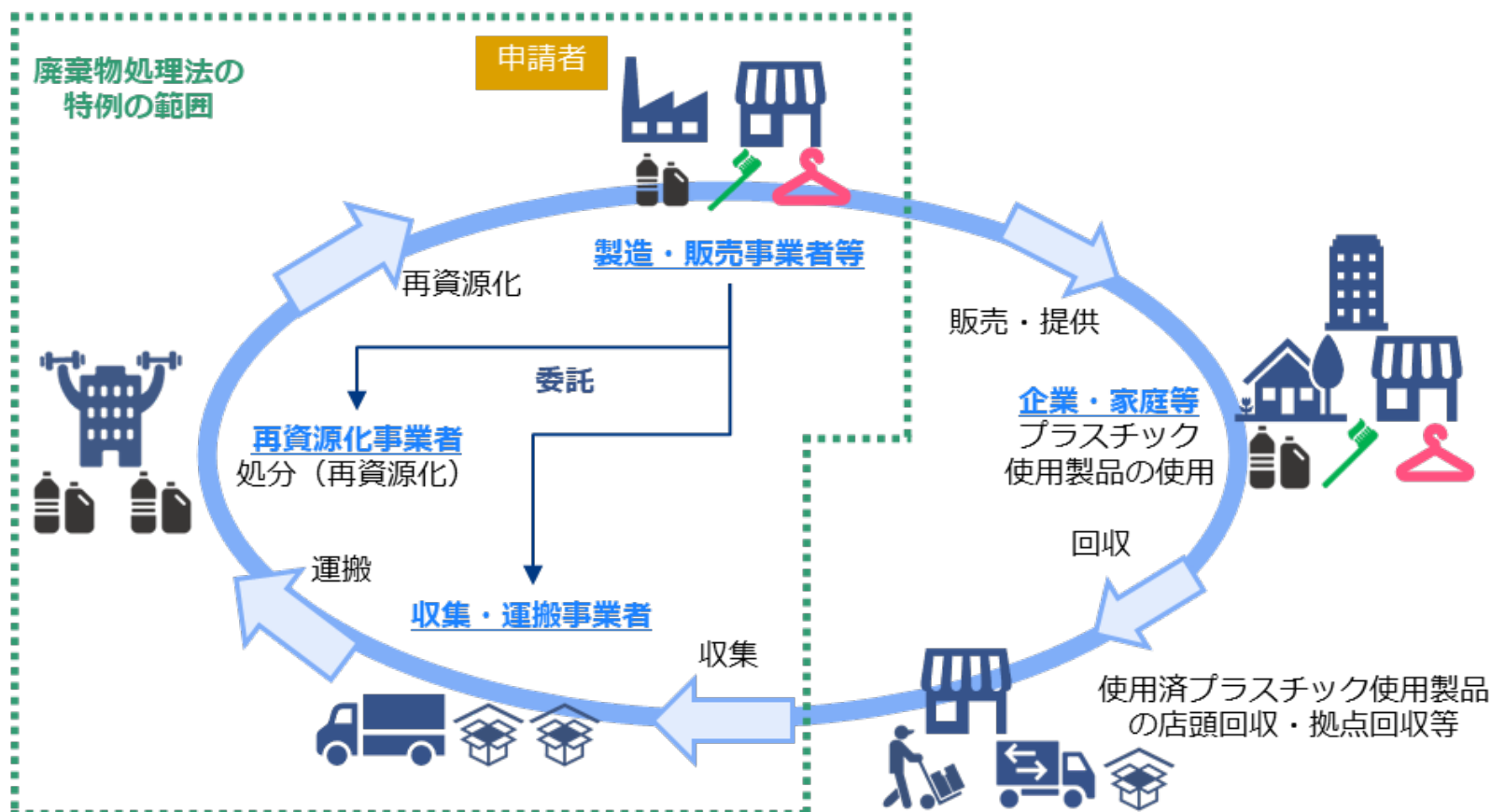
プラスチック資源循環法の施行日（令和4年4月1日）から適用。

ただし、施行日までに環境大臣に提出された地域計画に基づく事業には経過措置を適用。

③ 排出・回収・リサイクル段階 自主回収・リサイクル

- 製造・販売事業者に対して、自ら製造・販売したプラスチック製品・容器包装を自主的に回収・リサイクルするように求めています。
- こうした自主回収・リサイクルを円滑に進められるよう、計画を作成し大臣認定を得ることにより廃棄物処理法に基づく業の許可を不要とする特例制度がありますので御活用ください。
- 自主回収・リサイクルを実施することで、容器包装リサイクル法における再商品化義務量から回収量を控除できます。

● 自主回収・再資源化事業のスキーム



製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業計画の認定事例



プラスチック使用製品の製造・販売事業者等が作成した自主回収・再資源化事業計画について、主務大臣が認定する仕組みを創設。主務大臣の認定を受けた事業者は、廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となる。

事業者名 (認定日)	収集区域	使用済プラスチック使用製品		再資源化により得られたもの	
		種 類	量(トン/年)	製品	利用先
緑川化成工業(株) (R5.4.19)	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県	使用済アクリル板	100.0	再生アクリルペレット	アクリルシート製造業者
花王(株) 花王ロジスティクス(株) (R6.3.1)	東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県	使用済つめかえパック (つめかえ用フィルム容器)	1.5	洗浄・微細化フィルム破砕物	容器製造事業者
積水化成成品工業(株) (R6.3.6)	奈良県・大阪府・兵庫県・滋賀県・愛知県・岡山県・和歌山県	発泡スチロール(ビーズ) 発泡スチロール(シート) 合 計	2.0 0.1 2.1	PSインゴッドペレット	発泡スチロール製造事業者
イオンディライト(株) (R6.7.22)	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県	アクリル板 PET板 塩ビ板 合 計	38.0 35.0 5.0 78.0	フレーク	弱電気製品パーツ 玩具・雑貨品 建設資材パーツ製造事業者
川上産業(株) (R6.8.20)	北海道・宮城県・福島県・東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県・群馬県・栃木県・茨城県・山梨県・長野県・石川県・愛知県・静岡県・滋賀県・大阪府・兵庫県・広島県・福岡県	ポリエチレン (気泡緩衝材)	130.4	再生ペレット (気泡緩衝材原料)	自社利用
シスメックス(株) (R7.5.26)	埼玉県・兵庫県	ポリエチレン製フィルムバッグ	5.0	フレーク	容器製造事業者

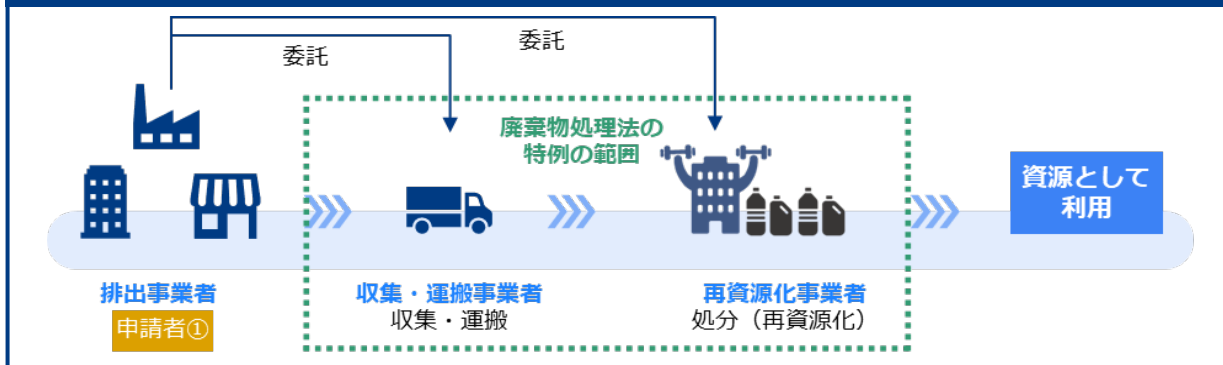
③ 排出・回収・リサイクル段階 産廃プラのリデュース・リサイクル

- 排出事業者は、判断基準に則って、事業活動により生じる**廃プラスチックの排出抑制、分別排出、再資源化等の取組に関する目標を定め、計画的に取り組む**ことが必要です。
- 特に年間250 t 以上排出する**多量排出事業者は、取組が不十分な場合は勧告・命令等の措置**を行う可能性があります。
- 排出事業者とリサイクル事業者の連携による再資源化を円滑に行えるよう、大臣認定により**廃棄物処理法に基づく業の許可が不要**となる特例制度がありますので、御活用ください。

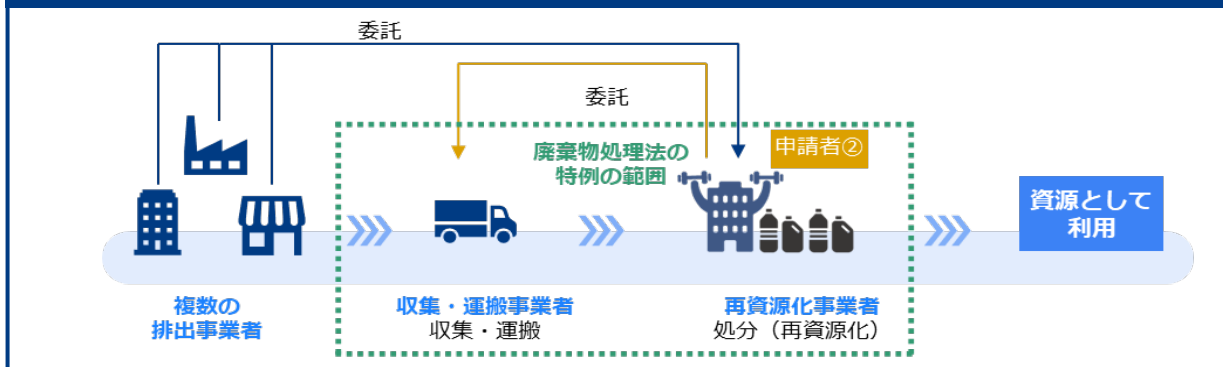
求められる対応

- 排出の抑制・再資源化等の実施
- 多量排出事業者の目標の設定・情報の公表等
- 排出事業者の情報の提供
- 本部・加盟者における排出の抑制・再資源化等の促進
- 教育訓練
- 実施状況の把握・管理体制の整備
- 関係者との連携

● 申請者が排出事業者である場合の再資源化事業のスキーム図



● 申請者が複数の排出事業者からの委託を受けた再資源化事業者である場合の再資源化事業のスキーム図



①排出事業者（1号認定）、②複数の排出事業者からの委託を受けた再資源化事業者（2号認定）が作成した再資源化事業計画について、主務大臣が認定する仕組みを創設。主務大臣の認定を受けた事業者は廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となります。

事業者名 (認定日)	区分	収集区域	プラスチック使用製品産業廃棄物等		再資源化により得られたもの	
			種 類	量(トン/年)	製品	利用先
三重中央開発(株) (R5.4.19)	2号認定	三重県 奈良県	食品包装資材（汚れ付着のあるもの）	360	PE・PPペレット	パレット製造業者
			工場端材（緩衝材、フレコン、PPバンド等）	280	PE・PP混合	
			(計)	640	減容製品	
DINS関西(株) (R5.4.19)	2号認定	大阪府	廃棄PETボトル※（廃棄飲料等を含む） ※賞味期限切れで市場に出ず廃棄になったもの等	201	再生PET樹脂	飲料メーカー 容器メーカー
浪速運送(株) (R6.1.16)	2号認定	東京都、埼玉県、千葉県、 神奈川県、福岡県、 兵庫県、大阪府	アパレル由来のプラスチック 軟質フィルム（衣類用カパー、PE・PP）	250	PE・PPペレット 原料資材	プラスチック商社 メーカー企業
木村工業(株) (R6.4.19)	2号認定	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	歯ブラシ、ヘアブラシ、カミソリ、 ブラカップ、歯間ブラシ	37.4	PE・PPペレット 原料資材	パレット製造業者
宏幸(株) (R6.7.22)	2号認定	全国	風車ブレード（FRP）、バスタブ（FRP） ケーブル被覆（PVC） 合計	311.0 630.0 941.0	再生複合材	太陽光発電下敷き マット製造事業者
天馬(株) (R6.9.18)	1号認定	青森県、福島県、千葉県、 滋賀県、山口県	樹脂団子（PP）	200	PPペレット	自社製品（ハウス ウェア製品等）

再生プラの利用、バイオプラスチック導入の推進

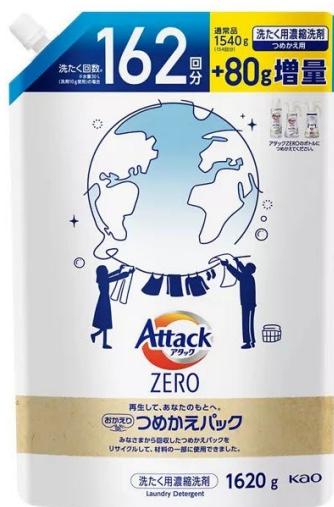
- 企業・消費者は、**再生プラ**やリサイクル商品の積極的な利用のほか、プラスチック製品の環境配慮設計や使い捨てプラの排出抑制のため、代替素材である**バイオプラスチック**の積極的な利用が求められます。
- 国等も**グリーン購入**により、再生プラスチック利用製品、バイオプラスチック利用製品の率先調達を進めていきますので、奮って御提案ください。

グリーン購入法に基づく再生プラ・バイオプラ利用製品の率先調達

● 第五次循環型社会形成推進基本計画

- ✓ 国自らが率先して、グリーン購入・グリーン契約に取り組み、リデュース・リユース製品に重点を置き、資源循環に資する製品やプラスチック使用製品設計指針に基づく認定プラスチック使用製品をはじめとした**環境配慮設計がなされた製品等を調達**するとともに、2030年度までにグリーン購入法基本方針に位置づけられる全ての特定調達品目に原則として**再生プラスチック利用率等の循環性基準の導入、強化、拡充や整理を行う**こととし、2024年度から取組を開始することによって、高度なリサイクル製品や循環型社会に資するサービス等を適切に評価していく。

再生プラスチックを利用した商品（花王（株）・ライオン（株））



バイオマスプラスチックを利用した商品（スターライト工業（株））



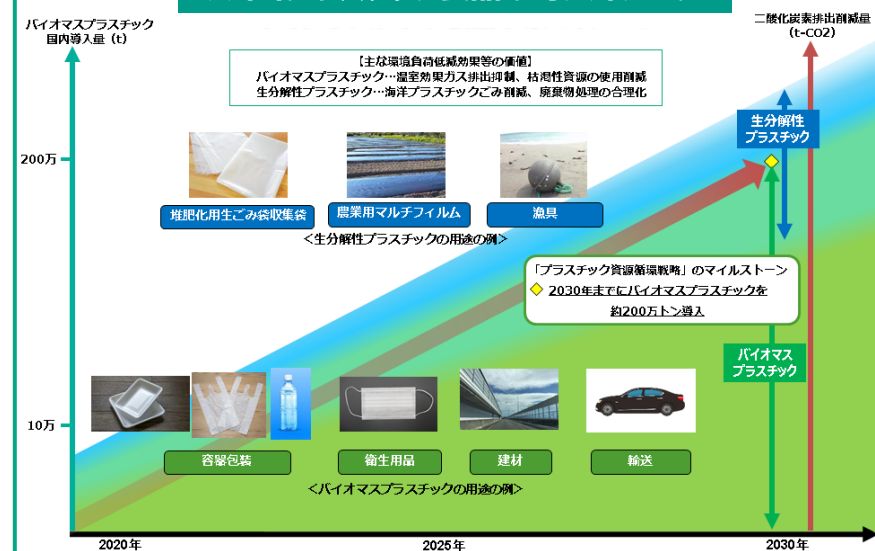
バイオプラスチック導入ロードマップ

- 持続可能性が高いバイオプラスチックへ転換することを目指し、利用拡大の道筋を描いた**バイオプラスチック導入ロードマップ**を公開していますので、御参照ください。

導入の基本方針

原料	原料の多様化を図るため、国内バイオマス（資源作物、廃食用油、パルプ等のセルロース系の糖等）の原料利用の幅を拡大（食料競合等の持続可能性に配慮）。
供給	国内外からの供給拡大を進めていくが、供給増に向け、国内製造を中心に、本邦企業による製造も拡大。
コスト	関係主体の連携・協働によりコストの最適化を目指す。また、利用者側に対する、環境価値の訴求等を行い、環境価値を加味した利用を促進。
使用時の機能	汎用性の高いバイオプラスチックや耐久性、靱性等に優れた高機能バイオプラスチックを開発・導入を目指しつつ、製品側の性能を柔軟に検討し、幅広い製品群への対応を促進。
使用後のフロー	使用後のフロー（リサイクル、堆肥化・バイオガス化に伴う分解、熱回収等）との調和性が高いバイオプラスチックを導入。
環境・社会的側面	ライフサイクル全体で持続可能性（温室効果ガス、土地利用変化、生物多様性、労働、ガバナンス、食料競合等）が確認されているものを使用。

バイオプラスチック製品の導入イメージ



施策

	2020~2021年	2022~2025年	2026~2030年	~2050年
利用促進	バイオプラ導入目標集等の策定、ビジネスマッチングの促進（CLOMA、プラスチック・スマート） グリーン購入法特定調達品目における判断の基準等、バイオ由来製品に係る需要喚起策の検討、地方公共団体による率先調達の推進	公正・公平なリサイクルの仕組みの検討 海洋生分解性機能の評価手法の国際標準化に向けた検討		
消費者への訴求等		持続可能性を考慮した認証・表示の仕組みの検討 バイオプラ製品の率先利用及び正しい理解の訴求	運用開始	
研究開発等	高機能化、低コスト化、原料の多様化等に向けた研究・開発・実証事業への支援	製造設備導入への支援		
フォローアップ等	ESG金融を通じた企業の研究開発や製造設備導入に係る資金調達円滑化の支援			
	バイオプラスチック導入量（用途・素材別）、国際動向、技術動向の調査・フォローアップ			

背景

- 2019年プラスチック資源循環戦略が策定され、2025年資源有効利用可能な製品デザイン、2030年ワンウェイプラ累積25%排出抑制、容器包装のリユース・リサイクル6割、再生利用倍増、バイオプラ200万トン導入、2035年資源有効利用率100% といった マイルストーンを設定
- 2022年4月にプラスチック資源循環促進法が施行され、①プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計、②ワンウェイプラスチックの使用の合理化（リデュース）、③プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 の措置を実施する必要

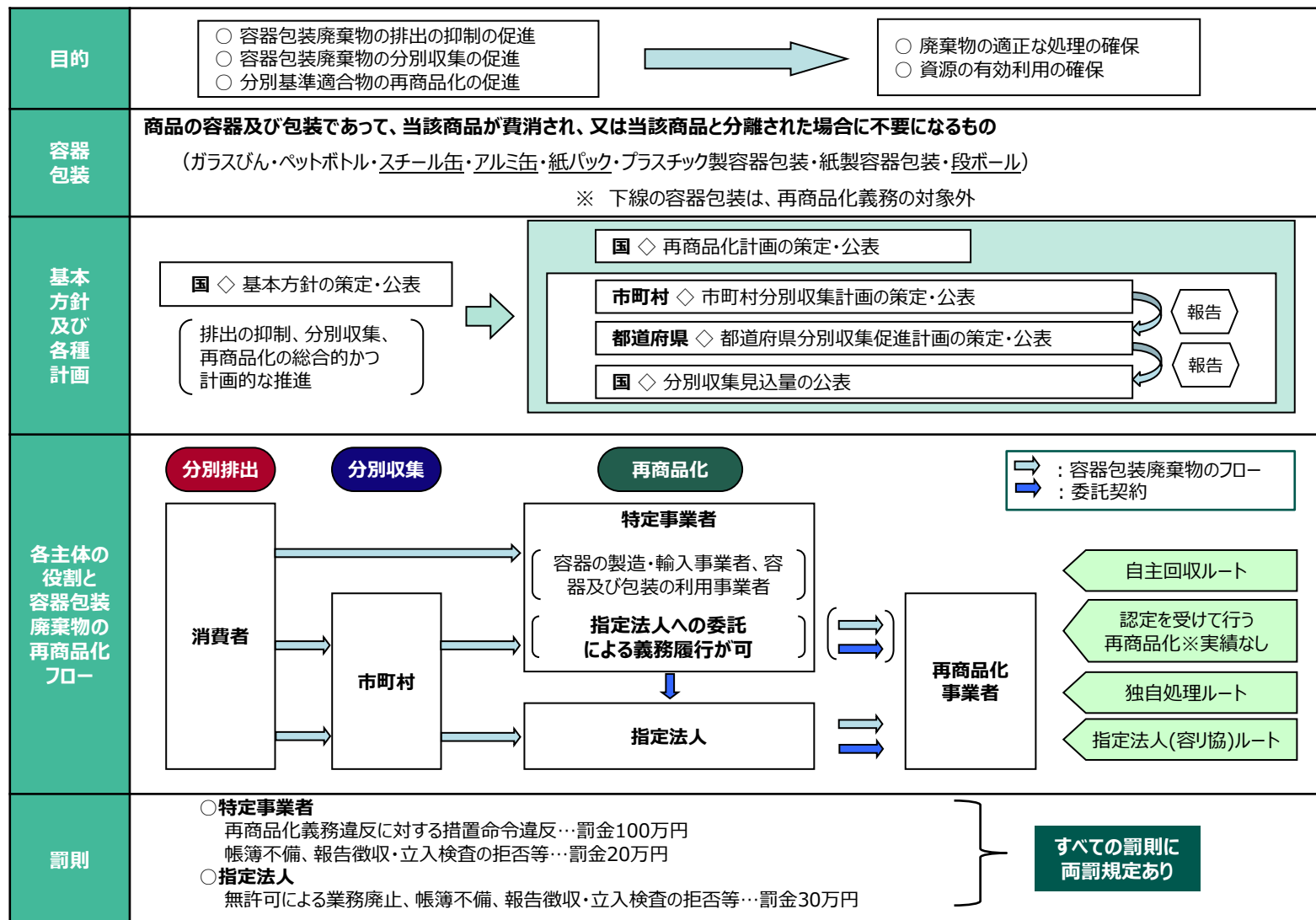
令和7年度予算事業

- プラスチック資源循環戦略に基づく、ワンウェイプラスチックの排出抑制や環境配慮設計、容器包装はじめ全ての使用済みプラスチックのリサイクル、再生利用の倍増やバイオマスプラスチック等の導入拡大を図るためには、**企業や自治体等による資源循環促進の取組が非常に重要**である。
- このため、令和7年度より、**事業者・自治体等によるプラスチック資源循環の社会実装一歩手前の事業（下記例）に対して、実証（モデル事業）支援**する。
 - ①ワンウェイプラの効果的な排出抑制や環境配慮設計製品の拡大
 - ②市民や事業者からのプラスチック使用製品廃棄物の回収量の拡大
 - ③効率的な収集運搬等によるリサイクルコストの低減
 - ④排出事業者・リサイクル事業者・再生プラスチック利用事業者によるリサイクルから再生プラスチック利用に至るまでのマッチング
 - ⑤再生材・バイオプラ用途拡大に向けたサプライチェーン構築 など
- 一件あたり、**2,000万円～3,000万円を想定（上限なし）**
（事業者・自治体等の単独・複数、事業者と自治体等で連携しての申請も可能）
- 令和7年度は公募を終了。公募概要については環境省HPにて公開中
（https://www.env.go.jp/press/press_04756.html）

容器包装リサイクル法の概要(平成7年6月公布、平成9年4月完全施行；平成18年改正)



- 消費者、市町村、事業者がそれぞれの役割分担の下、容器包装廃棄物の
①分別排出、②分別収集、③リサイクル（再商品化）を行う制度を構築しています。



- 容器包装リサイクル法における市区町村の分別収集の実績では、ペットボトルの実績市区町村の割合が98.9%と高い。一方、プラスチック容器包装は、75%台。

品目名	分別収集量*1		年間分別基準適合物量／ 再商品化事業者 他への 引渡 量 (トン) *1	分別収集実施市町村数		
	年間分別収集 見込量 (トン) *1、*2	年間分別収集量 (トン) *1		実施 市町村数 *3	全市町村*4 に対する 実施率 (%)	人口 カバー率 (%)
無色のガラス製容器	262,597	236,758	230,729	1,642	94.3	97.8
茶色のガラス製容器	209,304	194,490	188,253	1,651	94.8	97.9
その他の色のガラス製容器	197,821	202,527	174,870	1,679	96.4	98.4
紙製容器包装	83,209	71,207	68,136	596	34.2	32.7
ペットボトル	338,782	351,301	333,149	1,722	98.9	99.7
プラスチック製容器包装	762,475	756,479	692,824	1,320	75.8	84.1
(うち白色トレイのみ) *5	5,113	1,270	1,192	386	22.2	17.7
(うち白色トレイのみを除く)	757,362	755,209	691,632	1,177	67.6	77.9
スチール製容器	139,674	113,497	110,310	1,689	97	97.2
アルミ製容器	160,354	138,601	134,845	1,689	97	97
段ボール製容器	764,155	617,622	610,788	1,604	92.1	92.8
飲料用紙製容器	14,582	9,358	9,193	1,268	72.8	85
合計	2,932,953	2,691,840	2,553,097	-	-	-

※ 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

*1 年間分別収集見込量、年間分別収集量及び年間分別基準適合物量／再商品化事業者他への引渡には市町村独自処理量が含まれる。

*2 年間分別収集見込量は第10期分別収集計画策定時のもの。

*3 実施市町村は令和6年3月末時点の数値。

*4 令和6年3月末時点での全市町村数は1,741（東京23区を含む）。

*5 「うち白色トレイのみ」とは、他のプラスチック製容器包装とは別に白色トレイだけを分別収集した数値。

地域資源循環企画官 L

1. 食品廃棄物対策

(1) 食品ロスの削減（別添参照）

国連の「持続可能な発展のための 2030 アジェンダ」に盛り込まれた「持続可能な開発目標（SDGs）」では、食品廃棄物に関して、「2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる」との目標が掲げられた。

我が国では、従前より、食品リサイクル法に基づく発生抑制の一環として食品ロス（本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品）の削減の取組が進められてきたが、こうした国際動向等を踏まえ、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第 19 号。以下「食品ロス削減推進法」という）が超党派の議員連盟による議員立法にて制定され、食品ロス削減の取組が、多様な主体の連携により、国民運動として展開されている。「第 5 次循環型社会形成推進基本計画」（令和 6 年 8 月閣議決定）には家庭系食品ロスを 2030 年度までに 2000 年度比で半減、食品リサイクル法に基づく「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本的な方針」（令和 7 年 3 月閣議決定）には事業系食品ロスを 2030 年度までに 2000 年度比で 60%削減させるとの目標がそれぞれ定められている。さらに家庭系については、食品ロス削減推進法に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和 7 年 3 月閣議決定）において、半減目標を 2030 年を待たずに早期達成と定められている。

地域における食品ロス削減を着実に進めるには、地域の関係主体と連携し、普及啓発のみならず、mottECO（モッテコ）、フードドライブ、てまえどり等の具体的な食品ロス削減の実践を通して消費者等の行動変容を促進することが重要となることから、自治体におかれては、食品ロス削減推進計画の策定・推進等を通して、地域の関係主体の連携による食品ロス削減の取組の実践を主導するようお願いしたい。実践に当たっては、mottECO のロゴ・普及啓発資材や mottECO 導入モデル事業の報告書、「フードドライブ実施の手引き」、てまえどりの啓発資材等を食品ロスポータルサイトに公開しているので、ご活用いただきたい。

なお、食品ロス削減推進計画は、自治体の判断により、他の環境法令に基づく計画等と一体策定又は共同策定が可能である旨、令和 5 年 3 月 17 日付け環境省大臣官房総合環境政策統括官通知「環境法令に基づく計画等の一体策定及び共同策定について」により再度周知している。

① 食品ロス量全国推計値の公表

令和 5 年度の食品ロス発生量は約 464 万トン（うち家庭系約 233 万トン・事業系約 231 万トン）と推計され、2030 年度までに事業系は 2000 年度比で 60%削減、家庭系は 2000 年度比半減の早期達成という政府目標（435 万ト

ン)を掲げている。今後、家庭系ではまだ政府目標を達成できておらず、家庭系・事業系のそれぞれにおいて政府目標を着実に達成していくには、食品ロス削減の取組の定着が必要である。食品ロス削減は、循環経済への移行、ネットゼロの実現に向けても重要であることから、各自治体におかれては、更なる取組の推進をお願いしたい。

② 「食品ロス削減全国大会」の開催

令和6年10月30日に、群馬県高崎市において、「第8回食品ロス削減全国大会」(主催：群馬県、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会※)を開催した。令和7年度は東京都千代田区(主催：千代田区、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会※)にて開催予定。

※…「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する自治体が、広く全国で食べきり運動等を推進し、食品ロスを削減することを目的とする協議会(令和7年4月15日現在で449自治体が参加)

③ 食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業等

食品ロス削減対策と食品循環資源のリサイクルにより食品廃棄ゼロを目指すエリアの創出を支援するため、地域の関係主体と連携し食品廃棄ゼロエリア創出を目指す先導的な取組を支援するモデル事業を実施している。特定のエリア内の食品廃棄ゼロ(食品の焼却・埋立ゼロ)を実現する取組等を対象に、事前調査、課題整理、関係主体との調整、事業実施者単独では困難な効果検証(GHG削減効果やその他の効果の試算や拡大推計等を想定)等に対し、その費用の支援及び技術的支援を行うもの。

この他、mottECOやフードシェアリングのような食品の消費行動に伴う家計負担の軽減等にも資する食品ロス削減対策を地域実装するモデル事業や消費者の行動変容やデジタル技術等を活用し、特に、家庭からの食品ロス削減に資する地方公共団体や事業者等の先導的な取組を支援するモデル事業等を実施している。

過年度のモデル事業の報告書は、食品ロス削減取組事例として、食品ロスポータルサイトに公開している。自治体におかれては、食品ロス削減の取組の検討にご活用いただきたい。

④ 食品ロス削減のための取組マニュアル等

食品ロス削減に係る取組を容易に実施することができるよう、「自治体職員向け食品ロス削減のための取組事例集」、「自治体職員のための学校給食の食べ残しを減らす事業の始め方マニュアル」、「フードドライブ実施の手引き」を作成している。さらに、モデル事業等により収集した知見等を基に、令和7年4月には、「地方公共団体向け食品ロス削減推進計画策定マニュアル」及び「～自治体・事業者向け～消費者の行動変容等による食品ロスの効果的な削減に向けた手引き」を取りまとめた。いずれも食品ロスポータルサ

イトに公開している。自治体におかれては、必要に応じて本マニュアル等を施策の検討にご活用いただきたい。

⑤ 自治体等と連携した普及啓発と情報提供

環境省では、自治体や事業者等における取組を支援するため、飲食店での食べ残しの持ち帰り（mottECO）を促す際に活用いただけるロゴ等の資材や、宴会での食べきりを促す3010運動の啓発のための三角柱ポップ、消費期限や賞味期限が近い商品から購入することを消費者に対して促すためのキャラクター「すぐたべくん」、家庭で発生する食品ロスを日記形式で記録できる「7日でチャレンジ！食品ロスダイアリー」等の啓発資材を作成し、食品ロスポータルサイトにて提供している。

（２）食品リサイクルの推進（食品リサイクル法）

食品リサイクル法は、食品廃棄物等について、発生抑制と減量化により最終処分量の減少を図るとともに、有用なものは食品循環資源として飼料や肥料等に再生利用又は熱回収することを目的とし、食品関連事業者に対し、再生利用等実施率や発生抑制の目標値を課している。

併せて、食品循環資源の再生利用等を促進するため、再生利用の委託先となる事業者を確保する観点から「登録再生利用事業者制度」が、また、再生品である飼料、肥料等とそれによって生産された農畜水産物の利用までを含めた計画的な再生利用の促進を図る観点から「再生利用計画認定制度」（いわゆる「食品リサイクルループ」認定制度）が設けられている。

食品リサイクル法の施行以降、一定の成果が認められるが、再生利用等実施率が未だ目標に達していない業種もあることから、引き続き取組を進める必要がある。

<参考資料>

食品リサイクル関係

<http://www.env.go.jp/recycle/food/index.html>

① 令和５年度における食品廃棄物等の発生量及び再生利用等実施率

区 分	食品廃棄物等の年間発生量						発生抑制 の実施量	再生利用 等実施率	基本方針 における 目標値
	合 計	再生利用 の実施量	熱回収 の実施量	減量した量	再生利 用以外	廃棄物 としての 処分量			
	千 t	千 t	千 t	千 t	千 t	千 t	千 t	%	%
食品産業計	14,263	10,356	420	1,504	216	1,766	5,181	90	0
食品製造業	12,098	9,735	418	1,488	186	271	4,331	97	95
食品卸売業	156	72	3	3	9	70	44	61	75
食品小売業	914	374	0	7	16	517	518	63	65
外食産業	1,095	175	0	5	6	908	288	34	50

※各項目の上段（ ）内の数値は、食品廃棄物等の年間発生量の合計に占める割合である。

② 令和５年度における食品リサイクル法で規定している食品循環資源の再生利用の用途別の内訳

区 分	食品リサイクル法で規定している用途別の実施量							
	合 計	肥 料	飼 料	きのこ類の 栽培のために 使用される 固形状の 培地	メタン	油脂及び 油脂製品	炭化して 製造され る燃料及 び還元剤	エ タ ノール
	千 t	千 t	千 t	千 t	千 t	千 t	千 t	千 t
食品産業計	10,356	1,530	7,861	41	471	395	35	23
食品製造業	9,735	1,354	7,652	41	406	251	29	2
食品卸売業	72	28	21	1	10	12	0	0
食品小売業	374	107	134	0	48	79	6	0
外食産業	175	41	54	0	7	52	0	20

※各項目の上段（ ）内の数値は、食品リサイクル法で規定している用途別の実施量の合計に占める割合である。

③ 食品関連事業者の発生抑制の目標値

発生抑制の目標値（基準発生原単位）については、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成 13 年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 4 号）に基づき、これまでおおむね 5 年を期間として定めている。令和 6 年 3 月、2024 年度～2029 年度を期間とする基準発生原単位に改正した。

今回の改正の結果、レトルト製品製造業の基準発生原単位を新たに設定するとともに、既に基準発生原単位が定められている 34 の業種区分のうち 9 つの業種区分（牛乳・乳製品製造業、野菜漬物製造業、味噌製造業、食酢製造業、パン製造業、各種食料品小売業、食肉小売業（卵、鶏肉を除く。）、コンビニエンスストア、持ち帰り・宅配飲食サービス業（給食事業を除く。））の基準発生原単位を下げることにし、現在は 35 の業種区分の基準発生原単位が定められている。詳細についてはインターネットで「食品廃棄物等の発生抑制の取組」と検索し、農林水産省ホームページを参照のこと。

④ 食品リサイクル法の基本方針の改定

中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会と食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会の合同会合において、基本方針の一部改定等の審議を進め、令和 7 年 3 月に基本方針を改定した。

今回の改定では、①事業系食品ロス削減目標「2030 年度までに 2000 年度比で半減」を前倒しで達成したことを踏まえ、「2030 年度までに 2000 年度比で 60%削減」という目標を新たに定める②現在の再生利用等実施率の状況も踏まえ、2029 年度までの新たな再生利用等実施率に関する業界別の目標値を定める（食品製造業 95%（前回事業系食品ロス削減目標）、食品卸売業 75%（前回事業系食品ロス削減目標）、食品小売業 65%（前回事業系食品ロス削減目標 + 5%）、外食産業 50%（前回事業系食品ロス削減目標））。するなどの改定を行った。

⑤ 地域における食品リサイクル推進の取組

食品流通の川下の再生利用等が進んでいない理由として、食品廃棄物等の分別が困難であること、性状が不均質であること、民間事業者の再生利用料金が公共サービスである市町村の処理料金よりも結果として割高であること、食品廃棄物等の発生場所に再生利用施設が不足していること等が挙げられる。

地域の食品循環資源の再生利用等の促進に向けて、食品廃棄物等の発生状況及び再生利用製品の利用の状況等の地域の実情に応じ、自治体が主体的な役割を担うことが期待されているところである。各自治体におかれては、市町村と連携を図りながら食品循環資源の再生利用等を推進していただきたい。

また、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令（平成 13 年農林水産省・経済産業省・環境省令第 1 号）の一部を改正し、令和 6 年 4 月より、登録再生利用事業者制度における実績要件について、過去 1 年間の特定肥飼料等の製造・販売実績に満たない者であっても、過去 1 年間の特定肥飼料等の製造・販売実績を実質的に担保することを前提に、登録の前倒しを可能とした。各自治体におかれては、地域の食品関連事業者やリサイクル業者等に周知し、取組を推進していただきたい。

⑥ 食品リサイクル法に基づく定期報告データの都道府県別集計

平成 28 年度（平成 27 年度分の定期報告データ）より、地域における食品廃棄物等の発生状況をよりきめ細かく把握できるよう、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者からの定期報告の様式を変更し、食品関連事業者の食品廃棄物等の発生量、再生利用量等を都道府県別に報告させ、集計している。定期報告データの集計結果については農林水産省ホームページに公表している。インターネットで「食品リサイクル法に基づく定期報告の都道府県データの集計結果について」と検索し、農林水産省ホームページを参照のこと。

⑦ 食品廃棄物の不適正転売事案の再発防止策

食品循環資源の再生利用等の促進とともに、食品廃棄物の適正処理の徹底は必要不可欠である。平成 28 年 1 月には登録再生利用事業者による食品廃棄物の不正転売事案が発覚したが、再生利用は、食品関連事業者が排出事業者としての適正処理にかかる責任を全うした上で取り組まれるべきものである。

⑧ 養豚農業振興法を受けた環境省の対応

環境省では、食品リサイクル法に基づく特例措置等を通じ、いわゆる「エコフィード」（食品循環資源を原材料とする飼料）の促進を図ってきた。養豚業におけるエコフィードの利用について、環境保全を前提としつつ、地域の実情に応じて更なる促進を図っていただく際の参考としていただけるよう、

- ・食品リサイクル法等の下での特例制度についての紹介
 - ・特例制度を活用したエコフィードの利用促進事例
- 等を資料集（ガイドブック）として取りまとめた。

⑨ 食品リサイクル法に基づく廃棄物処理法の特例の活用

食品リサイクル法では、登録再生利用事業者制度及び再生利用事業計画認定制度（リサイクル・ループ）に関して、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物の収集運搬に係る許可を不要とする特例を講じている。

これらの特例制度に関しては、令和 5 年 12 月に取りまとめた「今後の食品リサイクル制度のあり方について」のとおり、学校給食や社員食堂等から委託を受けて飲食店業その他食事の提供を伴う事業を営む食品関連事業者は、この収集運搬の特例制度の活用が可能である。これらの特例制度の活用によって、地域における食品循環資源の再生利用等の更なる推進が期待できる一方で、関係者（学校給食や社員食堂等、食品関連事業者等）に必ずしも十分認知されていない面もあると考えられることから、関係者への更なる周知が必要である。については、各自治体におかれては、当該特例制度について確実な周知、助言等をお願いしたい。

2. 使用済紙おむつのリサイクルの推進（別添参照）

3. リユースの推進

（1）リユースの現況

リユースはいわゆる 3R（Reduce, Reuse, Recycle）の中でも優先順位の高い取組である。

成長戦略フォローアップ工程表（令和 3 年 6 月閣議決定）では、循環経済関連ビジネスの市場規模を 2030 年までに 80 兆円に拡大させることを目指すとしており、第五次循環型社会形成推進基本計画（令和 5 年 8 月閣議決定）においても、その目標達成に向けたリユースの定量的な評価やビジネスモデルの確立・普及を促進するとしている。

循環経済への移行加速化パッケージ（令和 6 年 12 月閣議決定）においては、新たな目標として、付加価値が高く利用しやすいリユースビジネス等を支援することや、リユース業者等と協働取組を行う自治体数の倍増を目指すとした。また、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和 7 年 6 月閣議決定）においては、リユース市場拡大に向け、ビジネスモデル創出、適正業者の発展等の環境整備に取り組むことを掲げている。さらに、経済財政運営と改革の基本方針 2025（骨太方針 2025）（令和 7 年 6 月閣議決定）においても同様に、リユースの促進に取り組むことを明記している。

平成 21 年度より、3 年に 1 度、我が国全体でのリユースの市場規模やビジネスの状況の調査を行っている。令和 6 年度の調査結果を下記参考資料のとおり掲載しているので、御参照いただききたい。

環境省では、令和 7 年度中に「リユース等の促進に関するロードマップ」の策定を目指している。今年 6 月には、令和 6 年度から開催している「使用済製品のリユース促進に係る検討会」に、浅尾環境大臣が直接リユース関係者と意見交換を行う「リユース促進に向けた懇談会」でいただいた御意見をインプットし、「リユース等の促進に関するロードマップの方向性」を取りまとめた。詳細については下記参考資料をご参照いただきたい。

引き続き、検討会や新たに設置する指標・目標 WG において、ロードマップについて議論を行う。

令和 4 年度から、先導的なリユース施策を実施しようとする地方公共団体を支援するため、モデル実証事業を行っている。令和 7 年度は、事業者や市民団体等が主体となった事業も申請可能とし、「使用済製品等のリユースに関するモデル実証事業」を実施している。これらの成果を発信することで、他の地域

への普及展開を図る。

< 参考資料 >

使用済製品等のリユースの促進について

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/index.html>

令和7年度使用済製品等のリユースに関するモデル実証事業及び令和6年度補正予算使用済衣類回収のシステム構築に関するモデル実証事業の公募について（報道発表）

https://www.env.go.jp/press/press_04582.html

リユース等の促進に関するロードマップの方向性の公表について（報道発表）

https://www.env.go.jp/press/press_05065.html

（２）リユースの手引き等の資料

環境省では、リユースの取組推進のため、手引き等の資料を公開している。

市町村向けとして、「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」を作成・公表しており、今年4月には改訂を行った。モデル事業の成果を中心に多くの具体事例を追加し、関連事業者等と連携した取組については事業者名等を紹介する等、内容を拡充している。市町村の現状に応じた手引きの活用方法も掲載しているため、是非貴管市町村内への周知をお願いしたい。

リユース業界向けには、コンプライアンス向上のために、リユース業界に関係する法令をとりまとめた、「リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理」、「リユース業界に関わる関係法令（環境関連法以外）の整理」等を公表している。リユース業者の指導を行う際に参考にしていただくためにも、貴管内市町村への周知をお願いしたい。

事業者向けには、事業所から排出される使用済製品（オフィス家具・OA機器等）のリユースを促進するために参考となる情報をまとめた「オフィス等から発生する使用済製品リユースのための手引き」を公表している。貴管内のリユース品としての売却及びリユース品の調達を検討するのに参考になると思われることから、是非、貴都道府県の総務部署や管財部署に共有頂くとともに、貴管内市町村への周知をお願いしたい。

広く市民の方を対象にした資料としては、リユースの取組について知っていただくことを目的として整理した「リユース読本」を公開している。令和3年度には、古材（古民家の解体時や改修時に、再利用建材として取り出されたものをいう。）をリユースすることによる環境面の魅力等を広く知っていただき、古材リユースを促進する観点から作成したパンフレット「古材リユースのすすめ」を公開した。貴都道府県におかれても、これらの資料を参考に、リユースの取組を推進していただきたい。

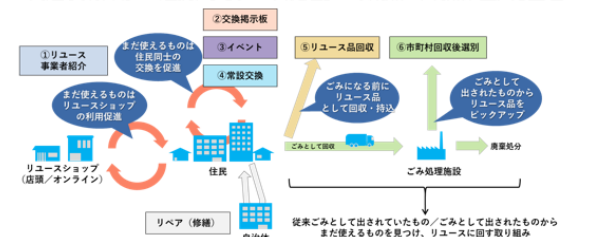
市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き（改訂）



- ・本手引きは、**市町村（一部事務組合を含む）の担当者が、リユース取組促進の検討を開始される際や、既存の取組を拡充・見直しされる際に、参考になる既往事例や取組の注意点等を整理した資料。**（平成27年7月作成版を改訂）
- ・住民にとってリユースの裾野が広がりつつあることも踏まえ、**市町村がより実効的なリユース促進に取り組めるよう、リユースの意義や期待される効果を再整理し、環境省モデル事業の成果を中心に、より多くの具体事例を紹介した。**
 - ✓ 市町村の現状（新たにリユースの取組を実施する／現在実施している取組を拡充する）に応じた、資料の活用方法を例示。
 - ✓ リペア（修繕）、市町村がリユースの担い手となる事例（庁内でのリユース、住民に譲渡）等も事例として掲載。

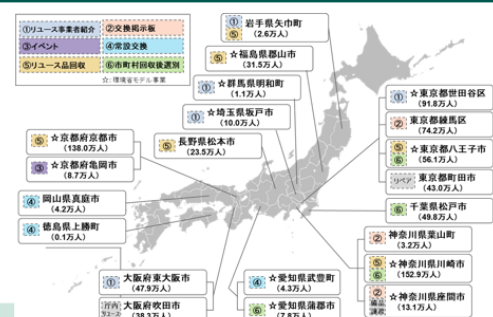
市町村におけるリユースの取組方式

- ・住民からの「物」の流れに沿って、リユースの取組を類型化（説明等を再整理）。
- ・「関連事業者等との連携によるリユース促進」という観点で、利点や工夫も整理。



①リユース事業者紹介	住民にリユース事業者の情報を提供し、リユースショップの利用を促す取組
②交換掲示板	公共施設に設置した掲示板や、アプリ・オンライン上のプラットフォーム等にて、住民同士の不要品の交換や売買を促す取組
③イベント	住民同士で不要品交換を実施できるイベントを設ける取組（不定期で開催）
④常設交換	住民同士で不要品交換を実施できるスペースを設ける取組（常設拠点）
⑤リユース品回収	住民からまだ使えるものを回収し、他の住民やリユース事業者等に販売・譲渡する取組
⑥市町村回収後選別	ごみとして回収したものの、まだ使えるものを選別し、リユースする取組

使用済製品等のリユース取組事例マップ



- ・計21市町村の事例を紹介。
- ・市町村の検討の一助になることを目指し、人口規模や取組による定量的な成果も併記。
- ・関連事業者等と連携した取組については、具体的な事業者名も紹介。

<参考資料>

市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き（令和7年4月改訂）

<https://www.env.go.jp/content/000308917.pdf>

リユース業に関する環境関連法パンフレット

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/pamph01.pdf>

リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/seiri.pdf>

リユース業界に関わる関係法令（環境関連法以外）の整理

http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/seiri_igai.pdf

オフィス等から発生する使用済製品リユースのための手引き

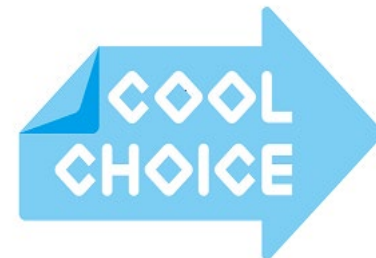
<http://www.env.go.jp/press/files/jp/102969.pdf>

リユース読本

<http://www.env.go.jp/recycle/tokuhon-1.pdf>

古材リユースのすすめ

https://www.env.go.jp/guide/pamph_list/list_ja01.html



食品ロス・食品リサイクル関係資料



食品ロス削減の動向

食品ロスの削減の推進に関する法律

<食品ロスの問題>

- ・我が国ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄
- ・持続可能な開発のための2030アジェンダ（2015年9月国連総会決議）でも言及

令和元年5月31日に令和元年法律第19号
として公布 10月1日より施行

資源の無駄（事業コスト・家計負担の増大）、
環境負荷の増大等の問題も

前文

- ・世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
- ・食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記

→ **多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進**するため、本法を制定する旨を宣言

食品ロスの削減の定義（第2条）

まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組

責務等（第3条～第7条）

国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力

食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第8条）

食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

食品ロス削減月間（第9条）

食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）及び食品ロス削減の日（10月30日）を設ける。

基本方針等（第11条～第13条）

- ・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- ・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

基本的施策（第14条～第19条）

- ①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等
※ 必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む
- ②食品関連事業者等の取組に対する支援
- ③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
- ④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- ⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

食品ロス削減推進会議（第20条～第25条）

内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議

（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置

食ロス法基本方針（第2次 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針）（令和7年3月25日閣議決定）

第1次基本方針において、食品ロスの削減の目標は、**家庭系食品ロスと事業系食品ロス共に、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させること**と設定。直近2022年度の食品ロス量は家庭系・事業系ともに236万トンであり、**家庭系についてはあと20万トンの削減が必要**。事業系については2030年度目標を8年前倒しで達成したことから、**新たな目標として60%減と設定**。今後は、新型コロナウイルス感染症の影響が残っている可能性や、経済成長・インバウンドの拡大など様々な状況から、**更なる削減の取組が進むよう具体的な施策を追加**。

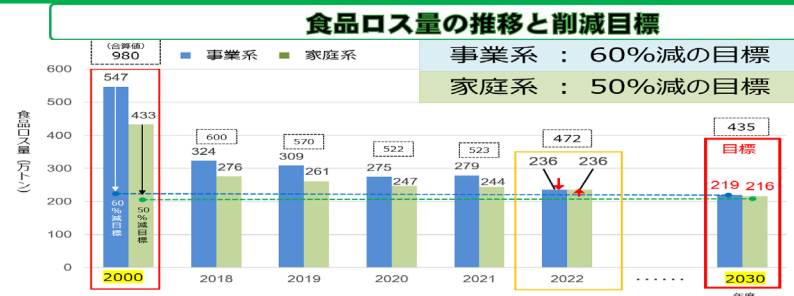
《食品ロスの削減の目標》

2000年度比で2030年度までに

①**家庭系食品ロスは、50%減【早期達成】** ←あと20万トン削減
事業系食品ロスは、60%減【新規】

②食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%【継続】

※2024年度は74.9%



食品ロスの削減の推進に関する基本的施策

※3.表彰、5.情報の収集及び提供（継続）

1. 教育及び学習の振興、普及啓発等

【新規】

- ✓ 食品ロス削減、食品寄附促進、食品アクセス確保の3つの施策を「**食の環（わ）プロジェクト**」として一元的に発信。
- ✓ 「**食べ残し持ち帰り促進ガイドライン**」に基づき、消費者の自己責任を前提とした持ち帰りの周知。
- ✓ 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「**デコ活**」の推進及び**mottECO**の普及啓発。
- ✓ 地方公共団体での食品ロス削減の取組状況の公表などを通じた、地域での取組の底上げ・横展開。
- ✓ 地域等において食品ロスの削減を担う人材となる**食品ロス削減推進サポーター**の育成。
- ✓ 未就学児を対象とした食育等の取組を進めるため、保育所、幼稚園等において**栄養士や栄養教諭を配置**。
- ✓ 国際的な組織との連携を通じた先駆的事例の共有により、**国際展開を推進**。



2. 食品関連事業者の取組に対する支援

【新規】

- ✓ 「食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」において、納品期限の見直しや賞味期限の安全係数の見直し、大括り表示への見直しについて周知・徹底し、**商慣習の見直しを推進**。
- ✓ 食べ残し持ち帰りに関する留意事項について「**食べ残し持ち帰り促進ガイドライン**」に基づき周知。
- ✓ **mottECO導入事例の知見・ノウハウの周知**。
- ✓ 「**食品期限表示の設定のためのガイドライン**」の改正内容の周知及び取組の促進。
- ✓ 企業における発生抑制等の具体的な取組内容（賞味期限の年々表示化（大括り化））が公表される仕組みの検討。



【拡充】

- ✓ ICT、DX、AI等の新技術の活用による食品ロス削減、食品寄附促進の取組の推進。

4. 実態調査及び調査・研究の推進

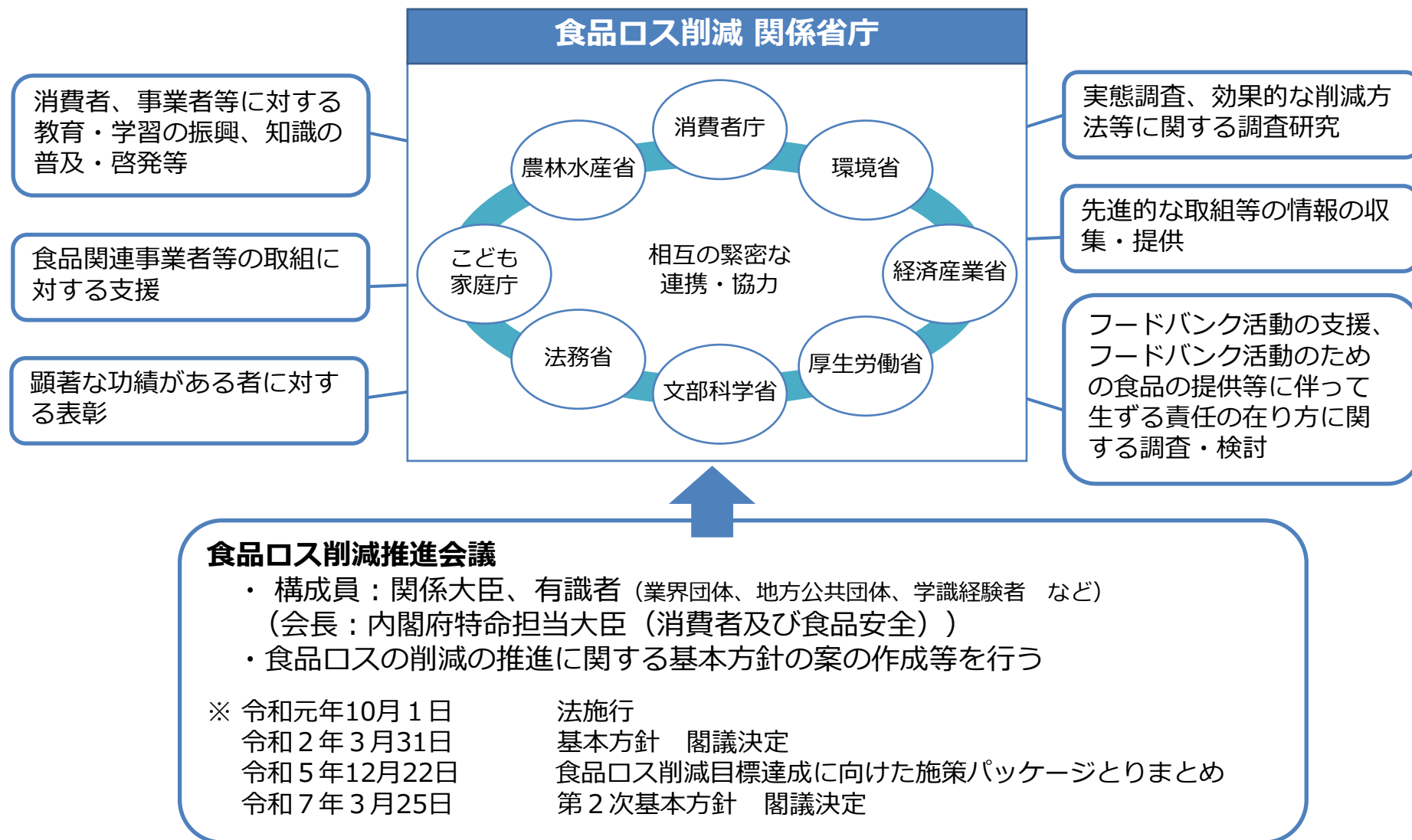
【新規】

- ✓ **事業者の災害時用備蓄食料の廃棄量の実態把握と有効活用の検討**。
 - ✓ **家庭系食品ロスの発生要因に応じた効果的な削減策等の整理、地域の関係主体向け手引きの策定**。
- 【拡充】
- ✓ 食品ロス発生量及びその経済損失・環境負荷（温室効果ガス排出量）の推計の実施。

6. 未利用食品等を提供するための活動（食品寄附）の支援等

- ✓ 食品寄附活動の社会的信頼の向上と活動定着のため「**食品寄附ガイドライン**」の普及啓発。
- ✓ 一定の管理責任を果たすことができるフードバンク活動団体等を特定するための仕組みを構築。
- ✓ 社会全体のコンセンサスの醸成等を踏まえ、食品寄附に伴って生じる民事責任の在り方について、最終受益者の被害救済にも配慮した法的措置を講じることを目指す。
- ✓ 食品寄附を行う事業者の取組を促進するため、**税制上の取扱いの周知や企業版ふるさと納税を活用した食品寄附の優良事例を発信**。
- ✓ **フードバンク団体等を介した食品寄附を促進するための支援の強化**。

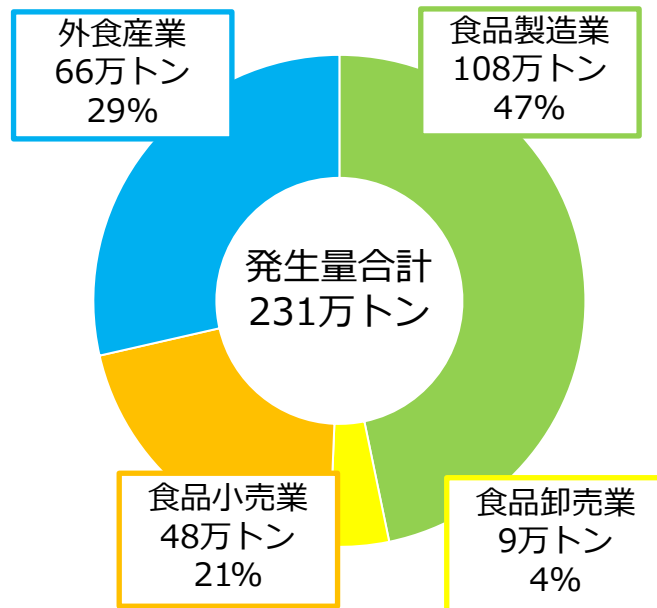




食品ロスの内訳（発生要因の内訳）

- 我が国の**食品ロスは464万トン** ※農林水産省・環境省「令和5年度推計」
- 食品ロスのうち**事業系は231万トン**、**家庭系は233万トン**であり、食品ロス削減には、事業者、家庭双方の取組が必要。

事業系食品ロス（可食部）の業種別内訳



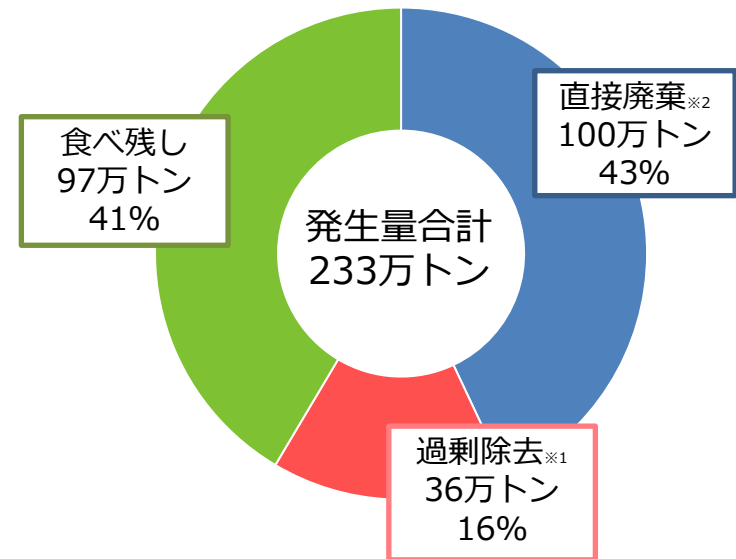
製造・卸・小売事業者

○製造・流通・調理の過程で発生する**規格外品**、**返品**、**売れ残り**などが食品ロスになる

外食事業者

○**作り過ぎ**、**食べ残り**などが食品ロスになる

家庭系食品ロスの内訳

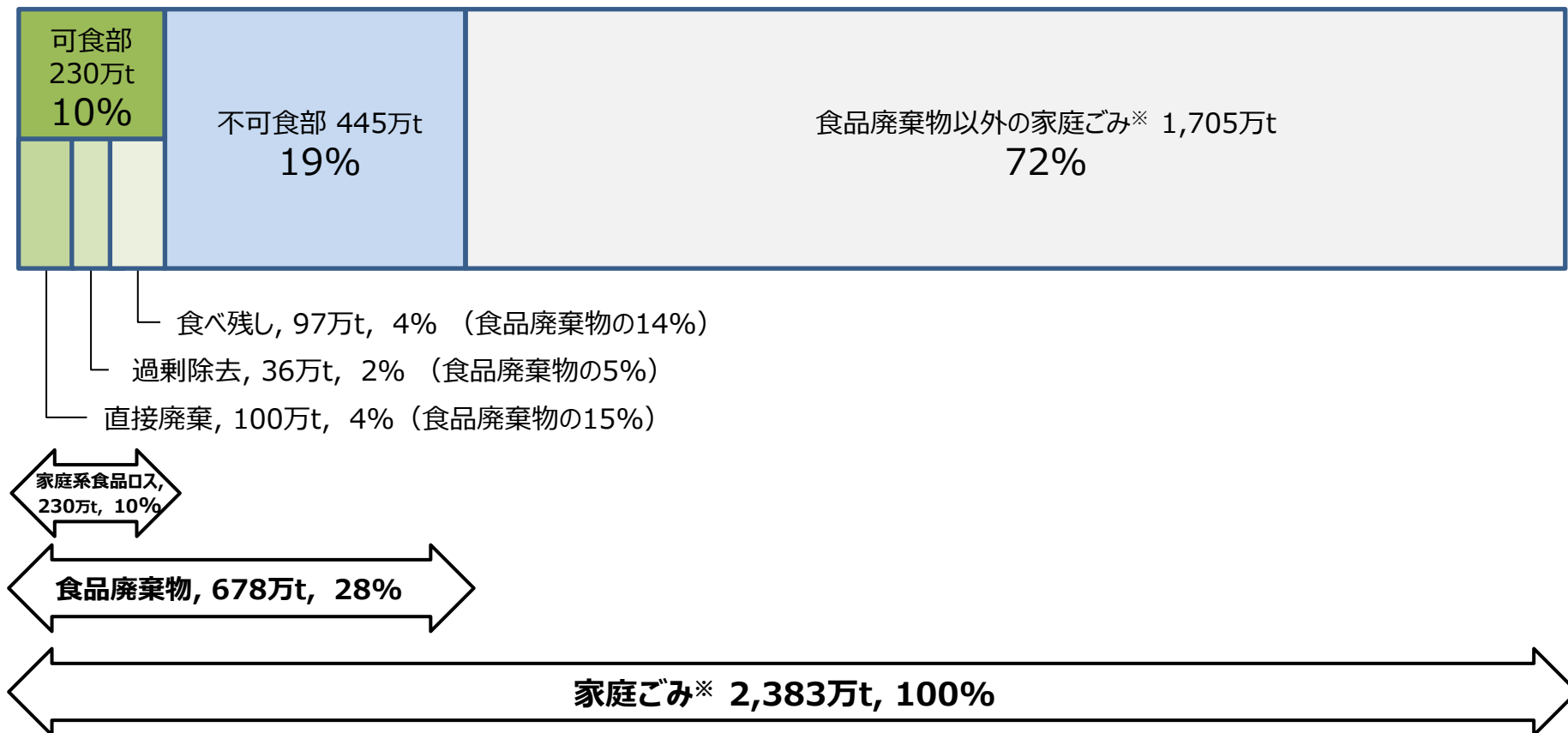


※1：野菜の皮を厚くむき過ぎるなど、食べられる部分が捨てられている
※2：未開封の食品が食べずに捨てられている

※端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがあります。

■ 家庭ごみ※中の食品廃棄物・食品ロス（2023年度）

※粗大ごみ除く



※小数点以下を四捨五入により端数処理をしているため、合計値が一致しない場合がある

食品ロス削減推進計画策定支援

食品ロス削減推進計画を策定する都道府県または市区町村を対象に、食品ロス削減施策の検討、食品ロス発生量や削減ポテンシャルの分析、食品ロス削減による廃棄物処理への影響評価、その他の環境的側面（CO2排出量や水資源消費量等）への影響評価等について技術的支援を行う

支援実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	支援先
	2自治体	2自治体	2自治体	未実施※	令和2年度：福井県、長野県松本市 令和3年度：山梨県都留市、愛媛県宇和島市 令和4年度：岡山県倉敷市、群馬県渋川市

（参考）令和5年度 食品ロス削減推進計画策定状況
（消費者庁調べ）

	都道府県	指定都市	市区町村
策定・公表済み	47	19	213
令和7年度以降に策定予定	0	1	—

食品ロス実態調査支援

市区町村における家庭系食品廃棄物・食品ロスの排出状況の実態把握を含む発生量調査を支援する
食品ロスの組成調査にかかる金額上限50万円（税込）の支援、及び、必要に応じて技術支援
（家庭系廃棄物から厨芥類を分類し、当該中に含まれる食品ロスを把握）

支援実績	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	15市町村 （15地区）	15市町村 （12地区）	14市町村 （12地区）	18市町村 （18地区）	15市町村 （15地区）	5市町村 （5地区）	未実施※

（参考）食品ロスの組成調査を実施した実績のある市町村数：291自治体（～令和2年度）

※過年度の支援を通して得られた知見等を踏まえ、「食品ロス削減推進計画策定マニュアル」を環境省HPで公開（令和7年4月8日報道発表）

https://www.env.go.jp/press/press_04710.html

- **Newドギーバッグアイデアコンテスト**（令和2年度）：飲食店での食べ残しを自己責任の範囲で持ち帰る行動の新たなネーミングとして「**mottECO（モッテコ）**」を選定
- **mottECOロゴ、啓発資材**：令和7年3月末時点で計178団体（自治体：44団体、事業者・団体等：134団体）が使用申請済み
（環境省「mottECO」ダウンロードページ：<https://www.env.go.jp/recycle/food/motteco.html>）
- **mottECO導入モデル事業**（先駆的事例の創出と情報発信・横展開）：令和3年度以降10件

ポスター（自治体様掲示用）



環境省 消費者庁 農林水産省

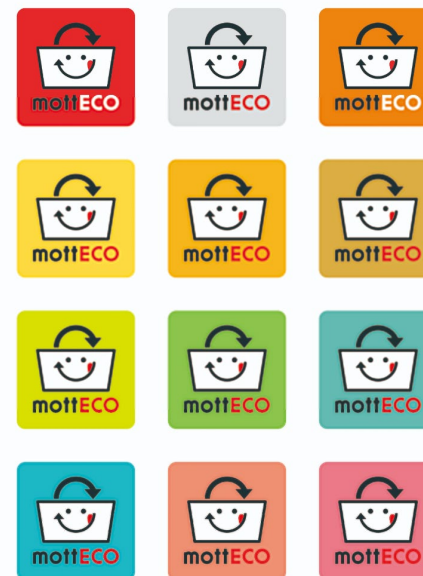


店頭ステッカー・12面付シール（容器留め用等）



「食品ロス削減」協力店です

食品ロス削減にご協力ありがとうございます 環境省 消費者庁 農林水産省



○事業の目的

外食時の食べ残しの持ち帰り（mottECO）や飲食店・小売店等におけるフードシェアリングをはじめとした、消費者が参画・関与する売れ残り食品の廃棄防止等の取組について支援を行う。

○実施スケジュール

募集期間：令和7年3月3日～3月31日 事業期間：令和7年6月6日～令和8年2月27日

○想定している具体的な事業イメージ他

部門名	名称	想定している具体的な事業イメージ	採択件数
部門Ⅰ	mottECO導入モデル事業	- 食べ残し持ち帰りのルール（消費者の自己責任、食べ残しの管理方法等）の理解醸成 - 飲食店における食事提供方法の工夫（持ち帰り対応メニューの導入・明確化、食事提供形態（アラカルト、ビュッフェ等）に応じた持ち帰りの導入等） - 食べ残し持ち帰りの利便性向上（消費者の意思確認の方法、飲食店の従業員向けマニュアル等） - mottECO ロゴマーク及びポスター・ステッカー等の普及啓発資材を活用した効果的な普及促進 - 自治体の資源循環部局・食品衛生部局等との連携 等	支援総額 2,500万円 （税込）内 で5件採択
部門Ⅱ	売れ残り食品廃棄防止対策導入モデル事業	- 食品製造業に伴う未利用食品のフードシェアリングへの活用 - フードバンク等の地域団体を介した飲食店・小売店等と利用者のマッチング - 飲食店・小売店等における販売方法の見直し（量り売り、てまえどり等） - 対象店の拡大・定着に向けた普及促進（自治体と連携した個人経営の飲食店・小売店等への拡大等）	

○令和7年度

部門Ⅰ mottECO導入モデル事業

事業主体	事業の名称	事業の概要
食べ残し持ち帰りガイドライン普及委員会	mottECOを通じた「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」の普及実践事業	「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」（令和6年12月25日、消費者庁・厚生労働省）を消費者・事業者双方に周知普及させることで、食べ残しの持ち帰りにおける消費者の安全と事業者の取組リスク低減を目指す。具体的には、同ガイドライン普及とmottECOをテーマとしたイベントの開催、自治体と連携した個人飲食店・独立系ホテルへのガイドライン普及等を含む情報発信・普及活動に取り組む。
上野村役場	群馬県上野村「mottECOうえの」プロジェクト	村内でmottECOの周知および理解促進のためのキャンペーンを実施する。村民向けには、村内の全世帯にmottECOに関する引換券付きのチラシを配布し、チラシを持参して対象店舗で合言葉「mottECOうえの」を伝えた村民に自治体指定ごみ袋を提供する。観光客向けには、川の駅及び道の駅で同チラシを配布し、合言葉を伝えた場合に割引を行う。自治体アプリや広報誌、村内ケーブルTV放送等でも情報発信を行う。

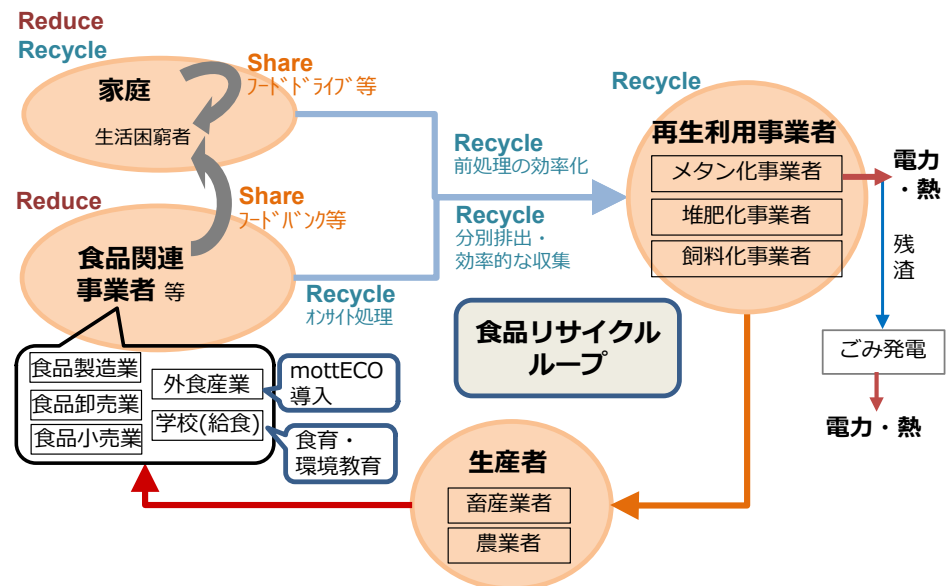
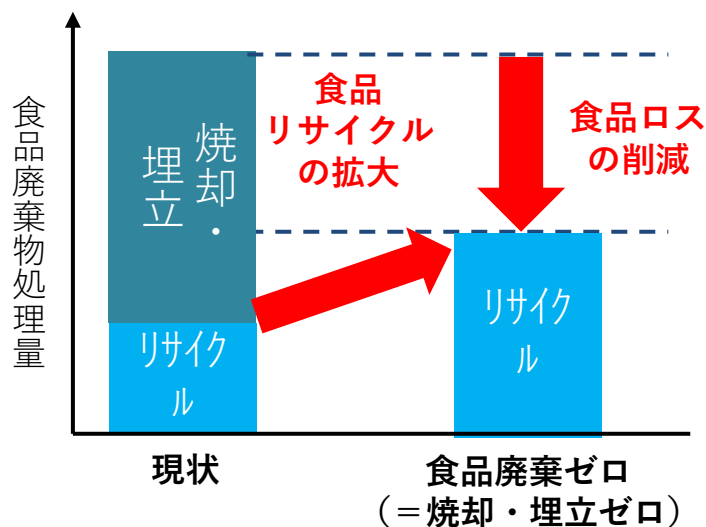
○令和7年度

部門Ⅱ 売れ残り食品廃棄防止対策導入モデル事業

事業主体	事業の名称	事業の概要
ネスー株式会社	食品譲渡プラットフォームを活用した、小売店の農産品・日配品等の提供による食品廃棄削減	小売店で廃棄される予定の生鮮・日配品等を、支援を必要としているこども食堂等の団体やひとり親世帯、奨学金を受給している学生、一般消費者（食品ロス削減の取組に賛同する一般消費者より会員として募る）に有償で提供することで、小売店舗で出る食品廃棄量を削減する。本モデル事業では、大手スーパーマーケット・コンビニエンスストア企業と連携し、東京都内における取組モデルの構築に取り組む。
一般社団法人 最愛の食卓	かんしよくプロジェクト	社員食堂等で消費されなかった食事を、活動拠点に運び、経済的に困窮する層を含めた食を必要とする人に温かい状態で提供し、その場で完食する取組を行う。令和7年2月時点で1拠点・週1回の食事提供を行っており、本モデル事業期間中に提供対象や提供拠点数、提供回数の課題に取り組む。今後はホテルのビュッフェ・レストランまで拡張を見込む。
株式会社平賀	TEAM EXPO 2025共創チャレンジ企画「ちょいサス。」食品ロス削減 消費者キャンペーンを、リテール各社様と連携して実施。（消費者が毎日の「お買い物」でできる、食品ロス削減の取り組みの啓蒙と具体的アクションへの動機づけ。）	実施団体が小売事業者と連携して実施しているSDGsに関する食品向け情報発信プログラム「ちょいサス。」を発展させ、関西地区を中心とした小売企業各社店頭において、食品ロス削減消費者キャンペーン（期限が近い食品の購入促進等）を実施する。併せて店頭に設置する告知物・情報資材を作成し、参加店舗への配布を行う。

飲食店における**食べ残しの持ち帰り（mottECO）**や**フードドライブ**、**災害用備蓄食品の寄附**、事業者による**商慣習の見直し**などの**食品ロス削減対策**及び**食品循環資源のリサイクル**により**食品廃棄ゼロ**を目指す先行エリアを創出する。

食品廃棄ゼロの達成イメージ



○事業の目的

地方公共団体や事業者等が地域の関係主体と連携し食品廃棄ゼロエリアの創出を目指す先導的な取組を支援し、その成果を広く発信することを通して、他の地域・団体等への展開・波及を図る

○実施スケジュール

公募期間：令和7年2月10日～3月21日 事業期間：採択後～令和8年1月30日

○想定している具体的な事業イメージ他

部門名	名称	想定している具体的な事業イメージ	採択件数
部門Ⅰ	食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業	- 地域の商店街から発生する食品廃棄物をゼロにする - 商業ビル内の飲食店や小売店等から発生する食品廃棄物をゼロにする 等	支援総額 4,500万円 (税込) 内 で7件採択
部門Ⅱ	食品廃棄ゼロエリア推進方策導入モデル事業	- ショッピングモール等でフードドライブを実施し家庭で余っている食品を効率的に回収しフードバンク等に届ける方法の検討・実証 - 地域における再生利用事業者の事業拡大、育成・誘致を図るための検討・実証 - 再生利用により製造された飼料・肥料等やこれらを利用して生産された農畜水産物を原料又は材料として製造又は加工された食品を市区町村内又は近隣の地域で利用する地域循環の取組の実施及びその効果検証 - 地域の学校給食の実態に応じた食品ロス削減等に関する取組の検討・実施 - 学校給食や事業活動に伴う調理残さ、食べ残し等の再生利用（飼料化、肥料化等）の実施及びその効果検証 等	

○令和6年度補正予算

部門Ⅰ 食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業

事業主体	事業の名称	事業の概要
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社	地域共創型「食とわ」プロジェクト2025： 生活者の行動変容を核とした食品ロス・食品廃棄物削減モデルの共創へ	生活者の食品ロス削減に対する意識変容促進や、地域内外の関係主体との連携強化を目的とし、「食とわ」をコンセプトとしたプロジェクトを展開する。具体的には、家庭で生ゴミの堆肥化を体験する「食とわコンポストチャレンジ」や、食材を持ち寄り食材で即興調理する「食とわクッキング」等の多角的な推進、及び資源循環シンポジウムを通じたノウハウ共有・水平展開を実施する。
岡崎市	食品廃棄ゼロ・オーガニックシティおかざきモデル事業	愛知県岡崎市内の学校給食の調理の段階で発生する調理残渣を一次発酵処理し、家畜堆肥場の堆肥原材料として利用することで生産堆肥の高品質化を図る。同堆肥は市内の耕種農家で利用するとともに、学校における野菜や花の栽培にも活用できる供給体制を構築して、児童・生徒等への食育・環境教育にも活用することを目指す。
神戸市	水道筋商店街界隈の食品ロスゼロ実証事業	兵庫県神戸市の水道筋商店街周辺地域において、中小規模の飲食店から発生する食品廃棄物量の実態把握、食べきり運動等の食品ロス削減の取組、防災空き地を含む空地等でのコンポスト化等のリサイクルを行う。また、周辺の地域住民の家庭からの食品廃棄物についても、実態調査や削減キャンペーンを行う。これらの効果検証を踏まえて、神戸市他地域への拡大方法を検討する。
CiPPo株式会社	無人販売 冷蔵スマートロッカーwakeatte	パン屋、ケーキ屋、コンビニ、スーパーマーケットなどで閉店時に売れ残り廃棄される商品や消費期限前に商品棚から引き下げられ廃棄予定となった商品をアプリを活用して専用冷蔵ロッカーで閉店後も無人で販売する取り組み。設置箇所は様々で駅構内やスーパー前、コンビニ前、商店街など空きスペースを活用できる。商品は半額で購入できる3時間のタイムセール式。さらに残り1時間は生活困窮者は無料で受け取りができる。アプリはマイナポータルと連携が可能で、生活困窮者を認証し、認証された方へは商品を無償提供する。社会貢献性を兼ね備えて食品ロスの発生を抑制する。本モデル事業では閉店時間等の早い小売店の並ぶ商店街等に冷蔵スマートロッカーを設置し、本取り組みにおける廃棄物削減効果等を検証する。

○令和6年度補正予算

部門Ⅰ 食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業

事業主体	事業の名称	事業の概要
草加商工会議所青年部	公共冷蔵庫を活用したフードレスキューによる食品廃棄ゼロエリア商工会議所モデル事業	コミュニティフリッジ草加を運営する草加商工会議所青年部が、埼玉県草加市内の食品関連事業者に参加を呼び掛け、食品ロスの寄附品定期回収ルートを構築する取組。回収した寄附食品を市内に新たに設置する公共冷蔵庫（鍵付きの無人冷蔵庫）を通じて生活困窮者に配布することで、草加市の食品関連事業者から排出される食品廃棄をゼロにすることを目指す。

部門Ⅱ 食品廃棄ゼロエリア推進方策導入モデル事業

事業主体	事業の名称	事業の概要
NPO法人Deep People	催事や出前講座でのフードドライブ活動の啓発・促進および、フードドライブポータルによる情報の収集・発信による食品ロス廃棄ゼロエリアの創出	フードマルシェ、展示会やスポーツイベント等の食品ロスが発生することが多い催事において、出展者がイベント終了後に余剰食品を寄付できるフードドライブの仕組みを構築する。さらにフードドライブの認知度向上に向けて、啓発教材の作成および出前講座を実施するほか、フードドライブに関する情報を一元化したフードドライブポータルの作成等を行う。
三菱電機(株) 統合デザイン研究所	規格外野菜を活用した食品廃棄ゼロモデルの価値検証（農家と企業・従業員をつなぐソリューション検証）	三菱電機社内での規格外野菜販売モデルを検証する取組。具体的には、鎌倉市内の農家から発生する規格外野菜を、鎌倉市にある事業所で働く三菱電機従業員への販売を通して、販売方法や啓発イベントの効果検証を実施。抽出された課題から規格外野菜の販売サービスの開発や農家の業務効率化を実現するデジタル技術の開発を目指す。

○令和6年度

部門Ⅰ 食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業

事業主体	事業の名称	事業の概要
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社	地域とともに実現する食品廃棄ゼロエリアプロジェクト2024	これまで兵庫県川西市で取り組んできた取組のさらなる深掘りに加えて、新たなエリアへの拡大を図るもの。家庭で料理の際に出る生ごみを廃棄せず、コンポストを使って堆肥化する取組を他エリアに展開する他、「食品廃棄ゼロエリアシンポジウム（仮称）」等の開催により、食品廃棄ゼロエリア自体の認知向上・価値向上を図り、食品廃棄ゼロエリアとしての継続性・発展性の向上を目指す。
一般社団法人 食品ロス・リボンセンター	相模原市立小学校における食品廃棄ゼロエリア事業	相模原市内で食品リサイクルに取り組む小学校を対象に、食品廃棄ゼロの達成を目指す取組。給食残渣を分別徹底することにより、飼料化困難物をメタン発酵原料として活用する等、小学校を中心としたリサイクルループを形成する。また、食育授業や食品リサイクル工場への親子見学会等を通じて、児童・保護者への意識改革にも取り組む。
NPO法人 リビエラ未来創りプロジェクト	マリーナ内レストラン事業における食品ロス削減と地域内完全循環エコシステム確立、環境教育とサステナブルツーリズムおよびフードドライブの実現	神奈川県逗子市のリビエラ逗子マリーナとその周辺地域を対象に、食品廃棄ゼロの達成を目指す。具体的には、レストラン残菜からのコンポスト化、堆肥による野菜栽培、レストランでの再利用を通じた完全リサイクルループの実現、mottECOを通じた食べ残し削減の推進、フードドライブによる食品寄付の促進、環境教育及びサステナブルツーリズム等の食品ロスの削減と環境保護に対する包括的なアプローチに取り組む。

部門Ⅱ 食品廃棄ゼロエリア推進方策導入モデル事業

事業主体	事業の名称	事業の概要
株式会社 三友環境総合研究所	SAIKAI COFFEE for Office オフィスから出る「コーヒー豆かす」を廃棄から資源循環へ	渋谷区内及び相模原市の施設、企業から排出されたコーヒー豆かすを再資源化するスキームの構築を目指す取組。排出者によって乾燥処理させたコーヒー豆かすを原料として、肥料堆肥化・飼料化。その後、農家・酪農家によってそれらの飼料堆肥・飼料を活用して作物・ミルク・加工品を生産、排出者へ提供するという循環モデルの形成を目指す。

○令和6年度

部門Ⅱ 食品廃棄ゼロエリア推進方策導入モデル事業

事業主体	事業の名称	事業の概要
合同会社 渋谷肥料	サーキュラスイーツ	大都市の大型商業ビルから排出された生ごみを肥料として再生させ、周辺地域で農作物を育てるために使用する。収穫した農作物は生ごみの排出元の地域で再び仕入れることで都市と地域における循環の仕組みを設計する。さらに市場の大きさや発信力といった大都市ならではの強みを生かし、仕入れた農作物から付加価値の高い商品を生み出して地域資源の6次産業化を実現する。同時に商品そのものにフードロス減らす創意工夫を取り入れることで食品廃棄の削減も目指す。
NPO法人 ダイバーシティワールド	食品廃棄ゼロエリアの全国拡大を見据えた、フードバンクポータルアプリ「Messhare（メシェア）」の産官学NPO連携による実証実験（PRキャンペーンと効果検証）	食品寄付のオンライン取引とmottECO含むドギーバック協力店のMAP表示ができるフードバンクポータルアプリ「Messhare（メシェア）」のPRキャンペーンとして特定地区内のイベント会場や協力店等でアプリの啓発等を行うほか、食品廃棄ゼロエリア創出に向けた効果検証と、食品廃棄ゼロエリアの全国拡大を見据えたアプリの改善を実施する。
福岡市	食品廃棄ゼロスクールモデル事業	小学校給食から発生する食品廃棄をゼロにするため、モデル校において児童が給食の食べ残しを減らす取組を自ら考え実践するとともに、小学校での調理くず等の堆肥化やメタン化施設での資源化に取り組む。また、効果や全校展開に向けた課題の検証を行うことで、学校現場において実践可能かつ効果的な食品廃棄物の削減手法を検討する。
三重県	伊賀市流 ICT等を活用したかん食の術 ～感謝の心で 完食できる 地球環境にやさしい学校を目指して～	子どもたちが食べ物を大事にし、食料生産等に関わる人々へ感謝する心をもったり、食事の喜びや楽しさを感じたりすることで、自らの給食の残食減につなげることを目指す取り組み。栽培学習、出前授業、現場学習等による教育活動、給食の残食減に向けた啓発動画の作成、給食で出た野菜くずの肥料化、未利用食材の学校給食への活用等に取り組む。
ヤマダイミズアブ	ヤマダイミズアブ企画：生ゴミ→資源化循環プロジェクト：“山大学生・教職員の自宅生ゴミ”が“持続可能で環境に配慮した無農薬米”になって帰ってくる！	山形大学の学生および教職員が自宅から持参する生ゴミを、ヤマダイミズアブ式資源化処理システム（アメリカミズアブの幼虫に食べさせて、育った幼虫を家畜などの餌に、幼虫のフンを肥料にする）を用いて資源化することで、肥料や飼料へと変換する新たなプロセスの導入を目指す取組。新しい生ゴミ処理ネットワークの構築に繋がります。

○令和5年度

部門Ⅰ 食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業

事業主体	事業の名称	事業の概要
公益社団法人日本非常食推進機構	多様な連携による防災備蓄食品の廃棄ゼロエリア創出プロジェクト	企業から排出された防災備蓄食品を障がい者就労支援施設が受け入れ、リメイク弁当を製造・販売する仕組みを確立するとともに、賞味期限を超過した食品等は飼料化にて活用することで、企業由来の食品廃棄ゼロの実現を目指す。また、防災備蓄食品に関する実態調査を行い、廃棄に至る原因や抑制方法についても分析を行う。
秋田県	秋田中央エリア食品廃棄物資源循環モデル事業	秋田中央エリアにおいて、大手食品小売業者、収集運搬業者、食品リサイクル事業者及び自治体が連携し、店舗での消費者参加型の食品ロス対策を図りつつ、メタン化発電による有効利用を併せて行い、食品廃棄ゼロエリアの創出を目指す。また、広域での再生処理に必要な手続きや、混載・積替等の効率的な収集運搬に向けた検討・実証を行う。
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社	地域とともに実現する食品廃棄ゼロエリアプロジェクト2023	兵庫県川西市の整備事業区画であるキセウ川西周辺地域において、エイチ・ツー・オー リテイリンググループが運営する商業施設の食品スーパーを食品廃棄ゼロのコア拠点とし、3つの食品廃棄ゼロ（店舗、イベント、家庭）の実現と、生活者への機運醸成を掛け合わせ、食品廃棄ゼロエリアの創出を目指す。
株式会社ローソン	冷凍技術を活用した食品ロスの有効活用、既存物流や自治体・NPO等と連携した寄贈物流の効率化、および食品リサイクルのハイブリッドによる「食品廃棄ゼロエリア」モデルの創出	「販売期限」は切れながらも「消費期限」を迎える前の「まだ食べられる商品」を凍結し、支援の必要な世帯へ寄贈を行い、凍結方法や寄贈物流の効率化、コストについて検証を行う。また、有効活用してもやむを得ず発生する「食品残さ」は、メタン発酵や肥料・飼料化等の食品リサイクルにつなげることで、「食品廃棄ゼロ店舗」を目指す。

○令和5年度

部門Ⅱ 食品廃棄ゼロエリア推進方策導入モデル事業

事業主体	事業の名称	事業の概要
mottECO普及コンソーシアム2023	自治体・事業者連携によるmottECO導入、普及推進事業	業種業態を超えた複数の事業者及び自治体が連携し、mottECO 実践店舗の拡大、「mottECO」の名称や理念に関する啓発の拡大、イベント開催等を実施する。 (コンソーシアム構成団体：(株)セブン＆アイ・フードシステムズ、ロイヤルホールディングス(株)、SRSホールディングス(株)、日本ホテル(株)、(株)京王プラザホテル、(株)アレフ、東京都杉並区)
倉敷市教育委員会 倉敷中央学校給食共同調理場	学校給食調理場で行う廃棄される地元産食材のレトルト加工手法の確立モデル事業	規格外等の理由で廃棄処分されている地元産の食材の状況を把握したうえで、これらの食材を学校給食共同調理場のレトルト調理機で一次加工し、給食で活用するための検討を行う。本取組により食品ロスを削減するとともに、調理の手間の軽減、旬の食材を安価で確保して学校給食で安定的な食材提供等を目指す。
学校法人藍野大学	学生の手で創出「学生食堂循環サイクル」	学生食堂の食品廃棄物由来の液体肥料を用いて水耕栽培を行い、収穫した野菜を学生食堂にて提供する。水耕栽培装置は食堂内に設置し、学生・生徒、教職員への循環の見える化を図ることに加え、学生ボランティアが各取組にも携わることで、学生が自身の手で循環サイクルを創出、持続可能性を体験することを目指す。
株式会社クラダシ	「Kuradashi」常設店舗でのフードドライブの実施によるショッピングセンターを起点とした食品廃棄ゼロエリアの創出	横浜市内の大規模ショッピングセンターにある「Kuradashi」常設店舗でフードドライブを開催し、施設利用者、同施設内の店舗、近隣企業、自治体等から食品寄贈を募る。本取組により余剰食品の有効活用を図るとともに、ショッピングセンターでフードドライブを開催することによる集客効果等の検証等を行う。

○令和3年度

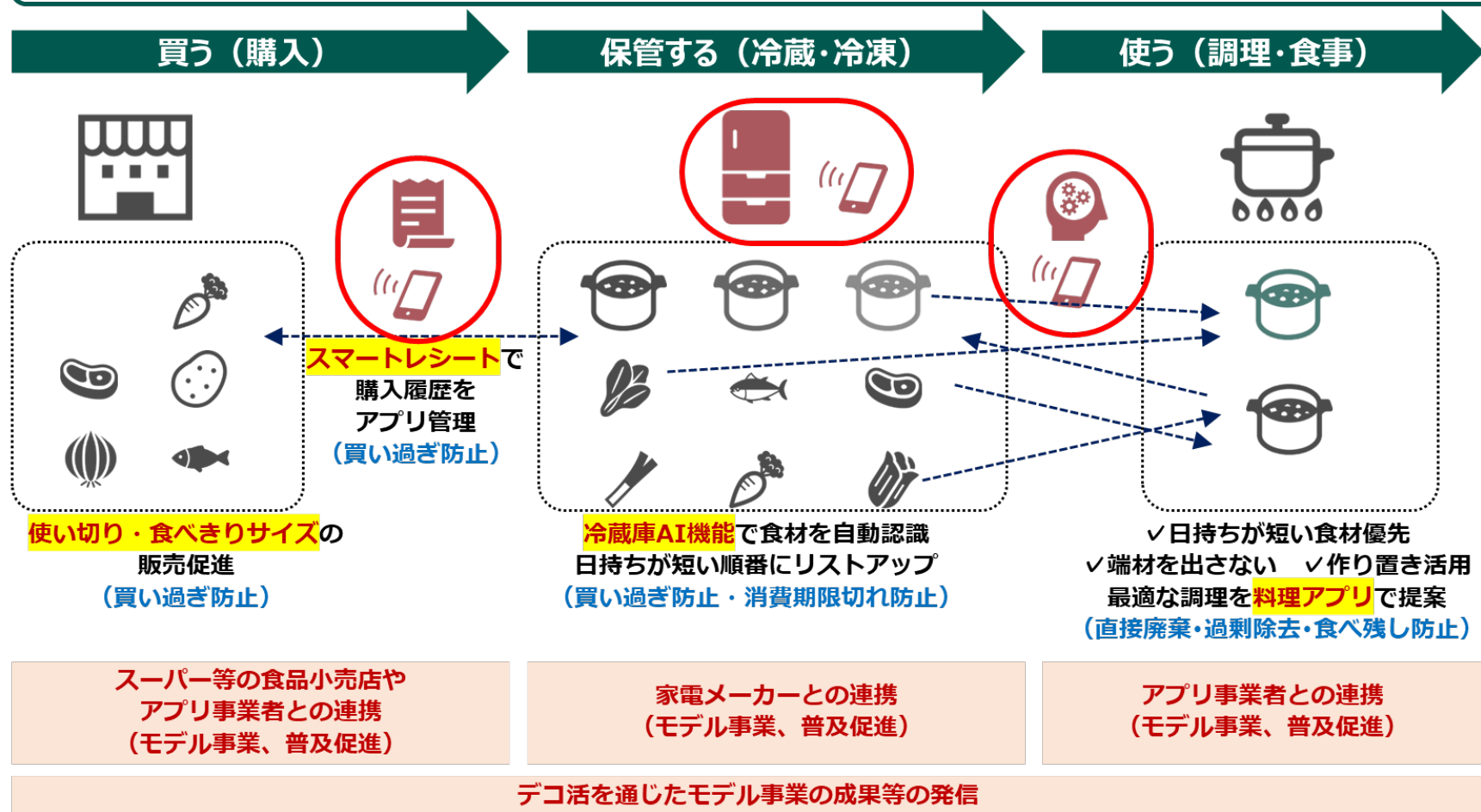
事業主体	事業の名称	事業の概要
京都府京都市	「販売期限延長の取組」と「手前どり」を組み合わせた事業者・消費者による販売時・購入後の食品ロス削減取組を中心とした京都市食品廃棄ゼロエリアモデル事業	京都生活協同組合（市内12店舗）を食品廃棄ゼロエリアの核として選定し、従来の販売期限延長の取組を実施するとともに、「てまえどり」の啓発を実施し、「てまえどり」や消費・賞味期限の違いの情報提供による食品ロス削減の取り組みによる効果検証を「食品ロスダイアリー」を用いて実施し、食品廃棄ゼロエリア創出を目指す。
株式会社エービーシースタイル	ABC Cooking Studio グループにおける食品廃棄ゼロエリアモデル事業	食品廃棄をゼロに近づけるキャベツの使い切りレッスンを実施すると共に、mottECOの情報提供を行い、レッスンで食べきれなかった料理の持ち帰りを推進。また、訳あり商品譲渡の取組において安価または無料で譲渡を実施し、食品ロスを削減した上で発生する食品廃棄について、スタジオでの運営が可能なりサイクル方法を検討し食品廃棄ゼロエリア創出を目指す。

○令和4年度

公益財団法人 Save Earth Foundation	食品廃棄ゼロ京都プロジェクト 「食品ロスゼロ×食品リサイクル100%」	地域の店舗・施設、京都大学、京都市と連携し、「食品残さ・食品ロス計量による発生抑制と原因の特定」「CO2削減をも配慮した食品残渣の共同回収・リサイクルの取組」「食べ残しゼロ啓発」等の食品廃棄削減や共同食品リサイクルループの構築に取り組み、「食品ロスゼロ×食品リサイクル100%」を目指す。
エイチ・ツー・オーリテイリング株式会社	地域とともに実現する食品廃棄ゼロエリアプロジェクト	食品スーパー、イズミヤの店舗から出る食品廃棄物をアップサイクル（加工食品）やリサイクル（堆肥化）を図りゼロループ構築を目指すとともに、関係者と連携した新しいアプローチの開発、地域の住民と協働で創出した食品廃棄物削減のアイデア実証を行うことで、地域における食品ロス削減の機運を醸成し、食品廃棄ゼロエリア創出を目指す。
学校法人藍野大学	AINO TOWN 食品廃棄ゼロエリア創出プロジェクト	藍野大学のキャンパス内で、パネルや冊子での意識の涵養、学生に対するフードドライブ活動・フードパントリー活動、食堂での売れ残り弁当の安価での販売等の食べ残しをしない取組や生ごみ処理機導入により、食品ロスの削減とともに、学生食堂での食品廃棄ゼロエリア創出を目指す。

デジタル技術等を活用した家庭系食品ロス削減の促進（イメージ）

- 「買う」「保管する」「使う」の局面に応じた各種技術（デジタル・AI・ナッジ等）を活用
- スーパー・家電メーカー・アプリ企業等と連携し、食品ロス削減に伴う家計負担の低減効果等を見える化し、消費者の参加拡大・定着



○事業の目的

家庭系食品ロス削減に係る課題整理、取組の実施に伴う効果検証（導入前後の食品ロス等の発生量の比較等の定量的な検証等）、事業継続に向けたスキーム検討等について支援を行う。

○実施スケジュール（一次公募）

募集期間：令和7年2月10日～3月21日 事業期間：令和7年5月30日～令和8年1月30日

○実施スケジュール（二次公募）

募集期間：令和7年4月18日～5月23日 事業期間：採択後～令和8年1月30日

○想定している具体的な事業イメージ他

想定している具体的な事業イメージ	採択件数
- 自治体に広く導入されるごみ分別アプリの情報発信機能やプッシュ通知等により、食品ロス削減に向けた行動のうち「タイムリーな介入が効果的と考えられるメッセージ（定期的な冷蔵庫整理等）」と「使い切り・食べ切り」を促し、介入効果を測定。 - 料理レシピアプリ・サイト、ワークショップ等により適量調理や適量配膳の普及促進を図り、あわせて健康増進のメッセージを訴求することによる効果を測定。 - 市町村が媒介となって地域の市民農園と近隣の食支援団体（こども食堂等）をマッチングし、市民農園にて不定期に発生する余剰野菜の寄附活用や家庭内の余剰食品を寄附するフードドライブの取組を促進。 - 店舗での食材購入時にアプリで履歴を確認することで“必要なもの”を“必要な量”だけ入手。家庭での食品ロス削減、支出抑制（節約）効果を実証。 - 食品小売店での青果物等の販売時に、量り売り・ばら売りをを行い、消費者が“必要なもの”を“必要な量”だけを購入できるよう行動変容を促すため、小ロット・小分け販売と同様の考え方で、適切な食材調達を支援し、家庭系食品ロス削減と節約効果を実証。	支援総額 5,000万円 （税込）内で 一次、二次合計 8件採択

○令和6年度補正予算

一次公募採択団体

事業主体	事業の名称	事業の概要
パナソニック株式会社	AI技術を活用した冷蔵庫カメラデバイスによる家庭系食品ロス削減事業	冷蔵庫にIoT機器であるAIカメラを設置し、庫内の食材を画像認識機能により管理することで、適切な量の買い物/消費期限内の適切な消費をサポートするシステムを導入し、実証実験を通じて家庭内の食品ロス削減に対する効果を検証する。食品ロス削減効果を定量・定性の両面から評価したうえで、削減効果のある施策を一般家庭に普及させることにより、家庭系食品ロスの削減を目指す。
株式会社クラダシ	「使い切りチャレンジ～EC×レシピ連携による家庭内食品ロス削減事業～」	ECサイトKuradashiで販売する食品や、余りがちな食品を使い切るためのレシピを、連携先であるサッポロホールディングス株式会社が運営するレシピアプリ「うちれび」を通じて消費者に配信する。レシピ配信前後での家庭の食品ロス発生量の変化、消費者の行動変化等を検証することで、取組の効果を把握する。
株式会社三友環境総合研究所	生ごみ減量プログラム アプリを用いた地域住民の「ごみ減量」と「意識改革・行動変容」	自治体が住民向けに提供する「資源循環（ごみ分別）アプリ（自社企画・開発）」を入り口として、「ごみ減量プログラム（自社企画・開発）」及び「タバスケ（協力会社開発）」のアプリを活用し、住民参加型のプロジェクトを実施。家庭から発生する生ごみの「水切り活動」や購入食品の「消費（賞味）期限コントロール」による食品ロス削減、「消費（賞味）期限が近い商品購入」を促すことによるユーザーの意識改革と行動変容を目指す。

消費者の行動変容等による家庭系食品ロスの削減推進モデル事業 採択事例

○令和6年度補正予算 二次公募採択団体

事業主体	事業の名称	事業の概要
BE KOBE野菜流通合理化協議会	家庭系食品ロス削減に貢献する「BE KOBE 農産物」量り売り基本パッケージの整備	神戸市内の小売店（コープこうべ）において、環境配慮型の農産物「BEKOBE 農産物」の量り売りを実証し、店舗オペレーションや流通におけるメリット・デメリットを整理する。また、店頭で消費者への啓発を行い、量り売りと合わせた家庭系食品ロスの削減についての消費者の意識や行動変容を調査する。
株式会社認定NPO法人 セカンドハーベスト京都	フードドライブの協力団体企業の拡大とIoTを用いた実証事業	京都府内にて、ICTと既存物流資源を活用し、フードドライブの実施拡大を目指す取組。具体的には常設型フードドライブの食品回収ボックスにIoT機器を用いた遠隔監視システムを導入し、容量をリアルタイムで把握し、回収した食品の放置によるロスを防止する。また、集めた食品の運搬・発送にかかる負担を軽減するサービスを展開し、学校や企業におけるフードドライブの簡便化による実施率向上を目指す。
一般社団法人 こどもの居場所サポートふくおか	北九州市版 家庭系食品ロス削減モデル事業	北九州市の公式LINEで食品ロス削減の行動を市民に促す10種のプッシュ通知を行う。一部は市の施策と連動させる（例：冷蔵庫クリーンアップデーのリマインド等）。また、北九州市が主導し、民間団体が普及活動を行ってきた生ごみコンポスト事業について、コンポストから生成される生ごみ由来の堆肥の適性（成分分析）や野菜づくりとの相性等をデータ化するとともに、家庭における生ごみコンポストの取組を支援する動画を作成する。実施エリアは北九州市全域。
株式会社 住環境計画研究所	室蘭市フードロス削減プロジェクト（子育て家庭をナッジする直接廃棄削減促進モデル事業）	室蘭市の小学校3校にて、高学年の保護者を対象に、家庭内の手つかず食品の在庫確認・使い切り・寄附に関する啓発をナッジを用いて行い、多忙な子育て世代の食品ロス削減（特に直接廃棄）を図る。また、クラス全体での目標達成やクラス対抗による競争性を組み合わせたゲーミフィケーションを合わせることで、児童の主体的な参加を促す。
特定非営利活動法人 あそびとまなび研究所	みんなでさがしてへらそう もったいない！！たべもの救助隊	北九州市若松区を中心とした子ども食堂等で、家庭で実践できる食品ロス削減の取組を学ぶコンテンツを提供する取組。具体的には、子ども食堂やフードパントリーの活動に参加する多様な世帯構成の家庭に対して、食品ロス削減を実践するためのコンテンツを提供。同時に家庭での食品ロス削減量を計量し、食品ロスの発生実態を把握し、食品ロス削減効果を検証する。

- 消費者、自治体、事業者等の様々な主体が食品ロスの削減に向けた取組を進めるには、何よりもまず、身の回りの食品ロスについて正確な情報を得ることが重要。
- 環境省では、それぞれの主体が食品ロスに関する正確で分かりやすい情報を得ることができる環境を整備するべく、**食品ロスに関する情報を集約したポータルサイト**を作成した。

「食品ロスポータルサイト」
はこちら！





食品リサイクルの動向

○目的

- 食品の売れ残りや食べ残し、製造・加工・調理の過程に応じて生じた「くず」等の食品廃棄物等について、①発生抑制と減量化、②飼料や肥料等への利用、熱回収等の再生利用

○主務大臣による基本方針の策定

- 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向
- 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標 等

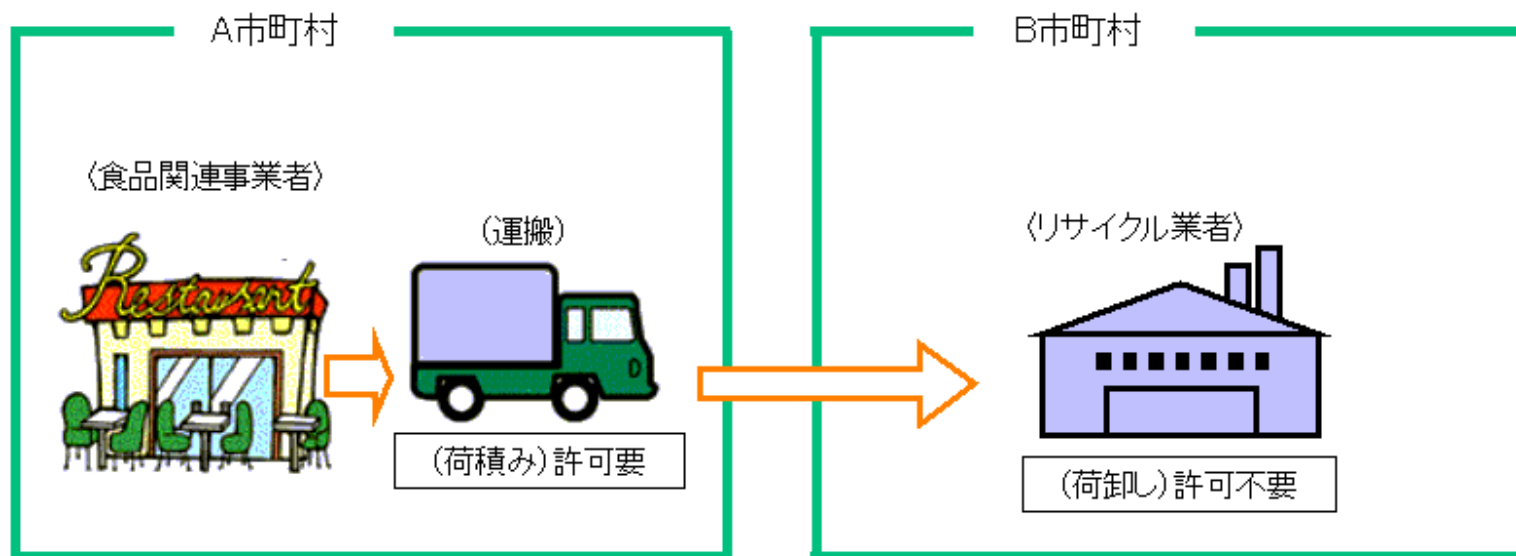
○再生利用等の促進

- 主務大臣による判断基準の提示（省令）
 - ・ 再生利用等を行うに当たっての基準
 - ・ 個々の事業者毎の取組目標の設定
 - ・ 発生抑制の目標設定 等
- 主務大臣あてに食品廃棄物等発生量等の定期報告義務（発生量が年間100トン以上の者）
- 事業者の再生利用等の円滑化
 - ・ 「登録再生利用事業者制度」によるリサイクル業者の育成・確保
 - ・ 「再生利用事業計画認定制度」による優良事例（食品リサイクル・ループ）の形成

○指導、勧告等の措置

- 全ての食品関連事業者に対する指導、助言
 - ・ 前年度の食品廃棄物等の発生量が100トン以上の者に対する勧告・公表・命令・罰金（取組が著しく不十分な場合）

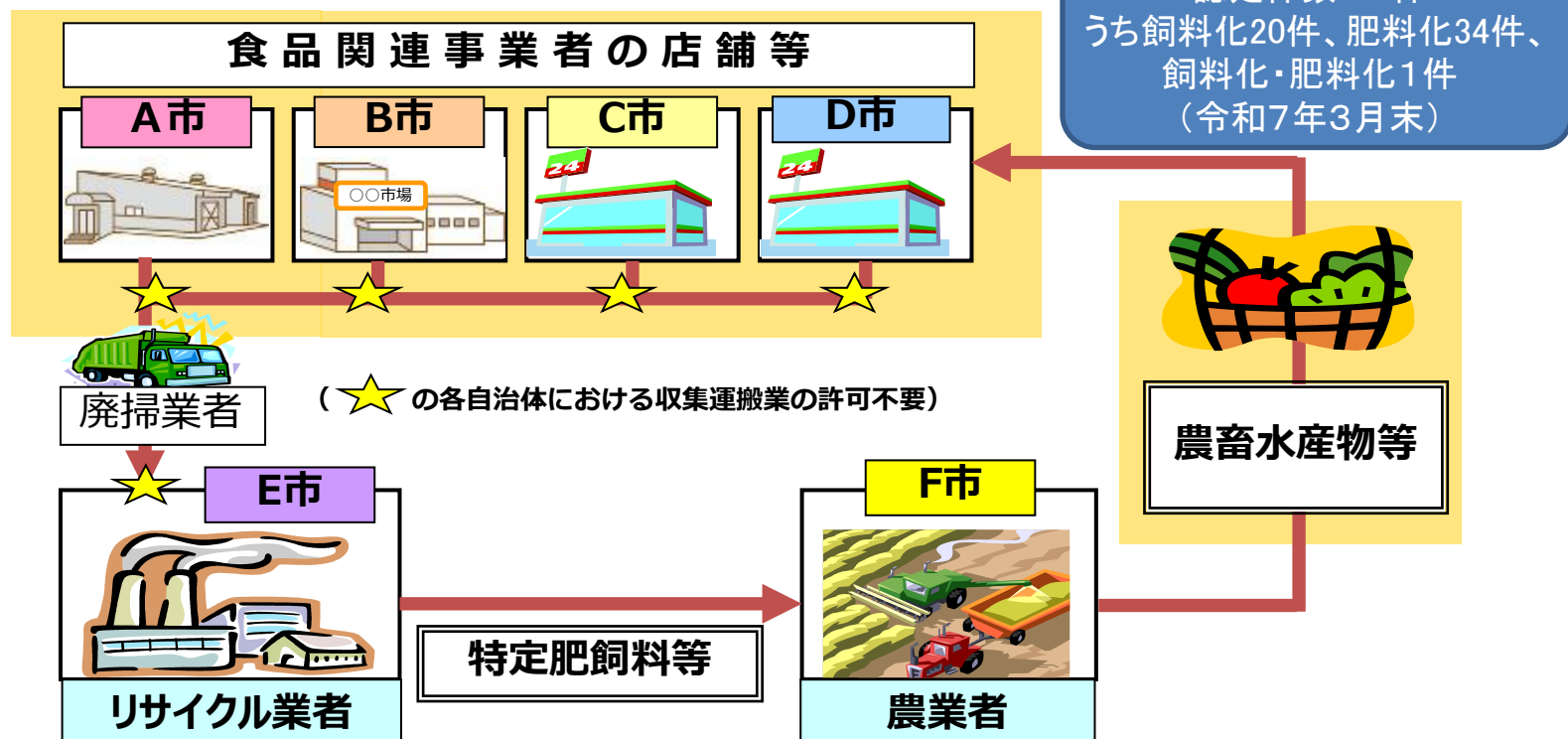
- 食品循環資源の再生利用の委託先となるリサイクル業者の育成を図る制度
- 廃棄物処理法の特例
 - ・ 荷卸しに係る一般廃棄物の運搬業の許可不要
 - ・ 一般廃棄物処分手数料の上限規制の撤廃
- 肥料取締法・飼料安全法の特例
 - ・ 都道府県知事又は農林水産大臣への届出不要



登録事業場数：148事業場（令和7年3月末現在）

食品リサイクルループ(再生利用事業計画認定制度)

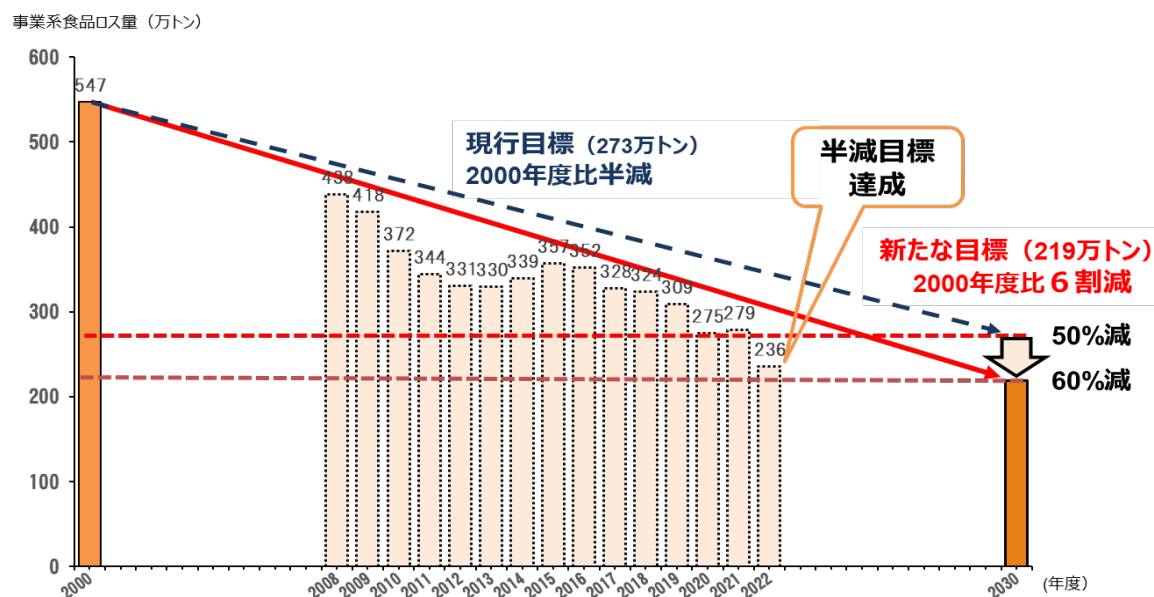
- ✓ 食品関連事業者から発生する廃棄物から肥料・飼料を生産し、それを用いて生産した農産物等を食品関連事業者が取り扱う、食品リサイクルループの形成を推進。
- ✓ 食品関連事業者とリサイクル業者、農業者等の3者が連携して策定した食品リサイクルループの事業計画について、主務大臣の認定を受けることにより、廃掃業者は廃棄物処理法に基づく収集運搬業の許可（一般廃棄物に限る。）が不要となる特例を活用することが可能。



1 発生抑制

1 事業系食品ロスの削減に係る目標

- 現行の事業系食品ロスの削減目標（2030年度までに2000年度比で半減（273万トン））は、コロナ影響による市場の縮小等の影響があるものの、食品関連事業者等の不断の取組により、8年前倒しで2022年度に達成。
- 新たな目標として、食品ロスの発生実績の趨勢を基本とする予測に加えて、コロナの影響やその間に起きた消費者の行動変容、今後の食品ロス削減に向けた取組の拡大等を踏まえ、2000年度比で2030年度までに60%削減（219万トン）とする目標を新たに設定。
- 新たな目標の達成には、食品関連事業者による取組の推進とともに、消費者の理解や取組が鍵であることから、国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者等の様々な関係者が連携して、サプライチェーン全体で推進する必要。
- 食品の種類や業種等によって、食品ロス削減の余地が異なるとともに、サプライチェーンが一体となって取り組む必要があることから、サプライチェーン全体の目標とする。



2 食品関連事業者の食品ロス削減の取組促進

食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生の抑制を実施するに当たっては、主として次に掲げる措置を講ずる。
（省令改正）

- 未利用食品等まだ食べることができる食品を、必要な食品を十分に入手することができない者に提供するように努める。
- 賞味期限の表示方法について、年月表示等による工夫を行うよう努める。
- 食品の特性に応じて製造又は加工の日から賞味期限までの期間を延長するよう努める。
- 食品の販売を行う食品関連事業者は、納品期限の緩和、発注を早期に行う等、取引先の食品関連事業者における食品廃棄物等の発生の抑制の円滑な実施に資する措置を講ずるよう努める。

3 食品関連事業者の取組の開示強化

- 食品関連事業者は、未利用食品の提供量等の情報を有価証券報告書、統合報告書やインターネット等で提供するように努める。（省令改正）
- 国民にとってわかりやすい情報発信とするため、食品関連事業者の発生抑制等の取組を適正に評価する仕組みを検討。

検討に当たっては、取扱食品の特性等により発生抑制や再生利用のしやすさが地域や業種ごとに異なる点に留意し、優良事業者の公表を基本的な方策とする。

- ✓ 食品事業者が取組を進めるにあたって、**消費者**の食品ロス削減への**理解や取組**も重要。
- ✓ 食品の製造から小売・外食までの業種別に、**食品ロスの発生量が多い工程**等において、**効果的な取組を強化**することにより、新たな目標 (6 割減) を実践。

	食品製造業	食品卸売業	食品小売業	外食産業	
食品ロス※ 発生量が多い工程	製造工程における 原材料端材 39.0万トン (推計)	返品、不良品 3.0万トン 納品期限の切れた商 品 1.7万トン (推計)	販売期限切れの 商品 24.0万トン (推計)	売れ残り商品 12.4万トン 作り置き品・誤発注 で 廃棄されたもの 7.7万トン (推計)	食べ残し 28.9万トン (推計)
効果的な 取組	新たな活用方法の 開拓、技術革新	商慣習見直し	「てまえどり」推進		食べきりの推進
		未利用食品寄附促進			食べ残し持ち帰りの 推進
		AIによる需要予測推進			



56%減 → 60%減
240万トン → 219万トン
▲21万トン

食品関連事業者だけでなく、消費者の理解や取組が鍵

注：取組を講じて各工程の食品ロスがゼロにできるわけではない点に留意。

(参考) 事業系食品ロスの内訳 (令和6年12月合同会合資料抜粋)

- ✓ 食品の製造から小売・飲食店までの流通の工程別に可食部の内訳を整理し、内訳別の可食部割合について集計を行った調査結果 (※ 1) を踏まえて、令和4年度の事業系食品ロス量の内訳を作成。
- ✓ この中には、調理ミスによる失敗品、検査不合格品など削減が困難なものが含まれる。

4業種別・工程別の事業系食品ロスの発生量 (推計)

(単位: 万トン)

	食品製造業		食品卸売業		食品小売業		外食産業		事業系食品ロス合計	
	構成比	食ロス量	構成比	食ロス量	構成比	食ロス量	構成比	食ロス量	構成比	食ロス量
原材料	33.8%	39.5	26.3%	2.6	5.1%	2.5	6.4%	3.8	20.6%	48.5
製造工程	62.4%	73.0	13.1%	1.3	0.8%	0.4	1.6%	1.0	32.1%	75.7
設備操作に係るロス (異物混入・製造・加工ミス)	8.9%	10.4	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	4.4%	10.4
設備関連ロス (設備の動作不調、ラインの製品切替え等)	4.8%	5.6	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	2.4%	5.6
試作品 (新製品開発等)	0.3%	0.4	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.1%	0.4
製造工程における原材料端材	33.3%	39.0	7.7%	0.8	0.7%	0.3	0.3%	0.2	17.1%	40.3
発酵残渣、抽出残渣等のうち食用にできるもの	9.0%	10.5	5.3%	0.5	0.0%	0.0	0.0%	0.0	4.7%	11.1
その他	6.1%	7.1	0.1%	0.0	0.0%	0.0	1.3%	0.8	3.4%	7.9
輸配送・卸売工程	3.7%	4.3	60.5%	6.1	0.2%	0.1	1.2%	0.7	4.7%	11.2
返品、不良品	2.0%	2.3	30.1%	3.0	0.1%	0.0	0.0%	0.0	2.3%	5.4
事故品	0.2%	0.2	2.6%	0.3	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.2%	0.5
納品期限の切れた商品	1.3%	1.5	16.9%	1.7	0.0%	0.0	1.1%	0.7	1.6%	3.9
その他	0.2%	0.2	10.9%	1.1	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.6%	1.3
小売店舗	0.1%	0.1	0.1%	0.0	93.2%	45.7	20.7%	12.4	24.7%	58.2
売れ残り商品	0.0%	0.0	0.0%	0.0	7.8%	3.8	20.7%	12.4	6.9%	16.2
販売期限切れの商品 (弁当・日配品、加工食品等)	0.0%	0.0	0.0%	0.0	48.9%	24.0	0.0%	0.0	10.2%	24.0
事故品	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.4%	0.2	0.0%	0.0	0.1%	0.2
調理ミスによる失敗品等	0.0%	0.0	0.1%	0.0	0.9%	0.4	0.0%	0.0	0.2%	0.5
その他	0.1%	0.1	0.0%	0.0	35.2%	17.2	0.0%	0.0	7.4%	17.4
飲食店舗	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.8%	0.4	70.1%	42.1	18.0%	42.5
仕入材料の使い残し	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.1%	0.0	6.6%	4.0	1.7%	4.0
試作品 (新メニュー開発等)	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.2%	0.1	0.1%	0.1
作り置き品・誤発注で廃棄されたもの	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	12.9%	7.7	3.3%	7.7
お客様の食べ残し	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.7%	0.3	48.1%	28.9	12.4%	29.2
調理ミス	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.9%	0.5	0.2%	0.5
その他	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	1.5%	0.9	0.4%	0.9
合計	100.0%	117.0	100.0%	10.0	100.0%	49.0	100.0%	60.0	100.0%	236.0

※上表のパーセンテージ (%) は、4業種区分毎の可食部排出総量に対する割合。

※ 1) 農林水産省「令和5年度食品産業リサイクル状況等調査委託事業 (食品関連事業者における食品廃棄物等の可食部・不可食部の量の把握等調査) 報告書」(令和6年2月) の表2-12をもとに作成。

2 再生利用等

1 再生利用等の実施率に係る目標（2029年度までの目標値）

- **食品小売業**は直近の実績が2024年度目標を達成していることから**65%に目標を向上**させる。
- **食品製造業**は既に一定以上の取組が進められていることから**目標95%**を据え置く。
- 直近実績と2024年度目標がかい離している**食品卸売業及び外食産業**は、**目標（それぞれ75%、50%）を据え置いた上で、再生利用等の促進のために取組を一層推進**することとする。

【目標の定め方】

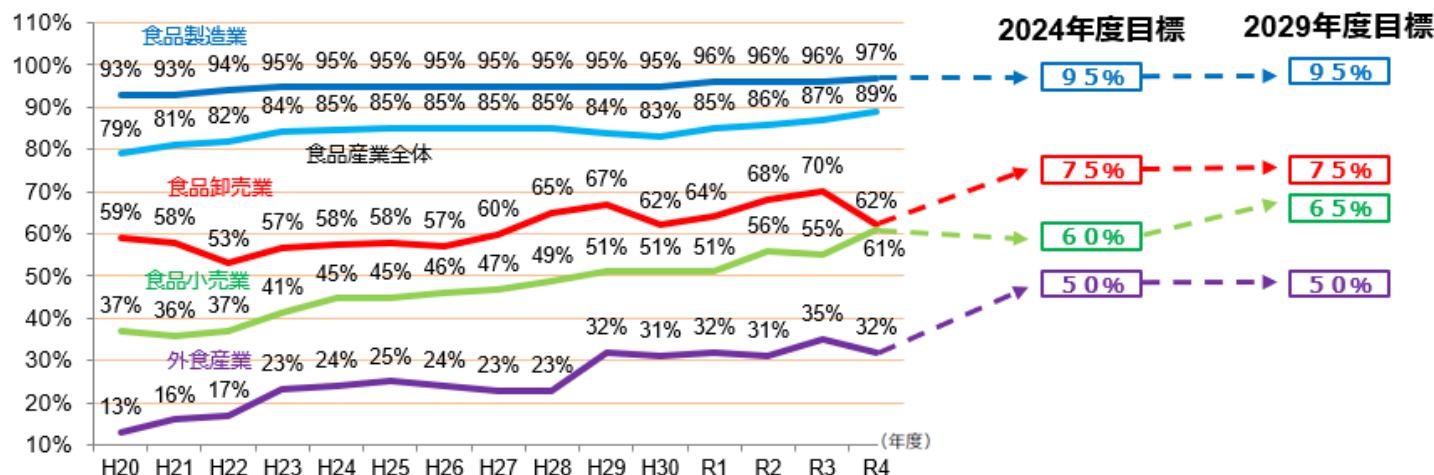
- 2024年度までの目標（①）に、判断基準省令第2条に基づく基準実施率区分を適用し、増加ポイントを5年分（2025年度～2029年度）加算した値（②）を基本とし、直近の再生利用等実施率の実績（③）を考慮して設定

	① 2024年度 までの目標	② 2029年度まで の目標 (5年分加算)	③ 直近の実績 (2022年度の 実績)	2029年度まで の目標
食品製造業	95%	95%	97%	〇〇%
食品卸売業	75%	80%	62%	〇〇%
食品小売業	60%	65%	61%	〇〇%
外食産業	50%	55%	32%	〇〇%

基準実施率（個別企業の目標値）
に対する増加ポイント

基準実施率区分	増加ポイント
80%以上	維持向上
50%以上 80%未満	1%/1年
20%以上 50%未満	2%/1年

食品卸売業及び外食産業は、直近の実績との乖離が大きい。



2 再生利用等の推進施策

食品関連事業者の再生利用等の取組を推進するため、以下の取組を推進。

- **国が優良事例等の情報等を地方公共団体に提供**することを通じ、関係者との連携を促進する。（自治体支援）
- 特に、**年間の食品廃棄物等の発生量が100t未満の事業者**の再生利用等実施率が低いことから、事業者の意識向上のため、**食品リサイクルに関する情報発信を強化する**。（情報発信）
- 登録再生利用事業者制度の認知度を高め、再生利用等に着実に取り組む登録事業者の増加につなげる観点から、**登録再生利用事業者制度の活用促進を検討・実施**する。（リサイクル事業者の確保）
- 地方公共団体、食品関連事業者、再生利用事業者等の連携による、食品廃棄ゼロエリアの創出等を通じた**先進的事例の構築・周知**を行う。（関係者の連携強化）
- 外食産業においては、再生利用等の促進のため、**優良事例の研究**や食品循環資源の再生利用の意義、外食の発生抑制に係る取組事例等のマニュアル普及や関係者との連携強化等を行う。（外食産業の取組強化）

＜年間の食品廃棄物等の発生量が100t未満の事業者における優良事例のイメージ＞

【鳥羽国際ホテル】

取組内容（肥料化）

食事提供時に出てしまう伊勢海老の殻・貝殻等の食品残渣をたい肥化し、伊勢志摩のブドウ畑の土壌に活用。そこで育てたブドウを使って、ワインを製造する（製品出荷は1～2年後の予定）

【（有）ジョイックおくだ ほか】

取組内容（肥料化）

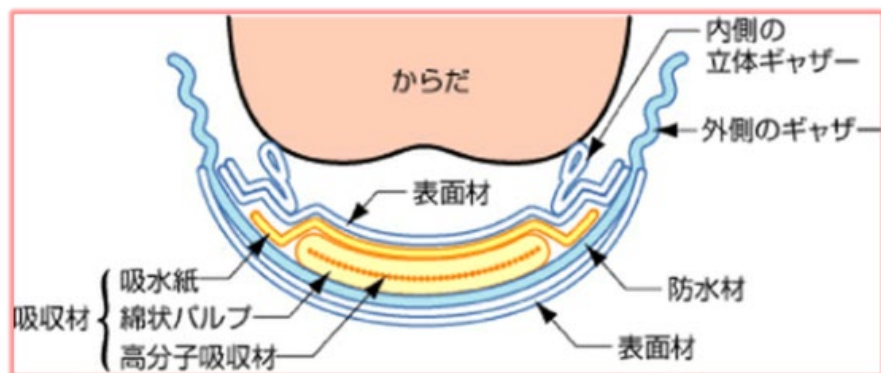
スーパー、レストランから排出する食品廃棄物を原料として製造された肥料で米を生産し、生産された米を店舗にて販売している。



使用済紙おむつ再生利用等の概要

- 紙おむつの素材は、**上質パルプ**、**樹脂**、**高分子吸収材**から構成。現在は主に焼却処理されているが、リサイクルによりパルプ等の有効利用が可能。

＜紙おむつの組成※パンツ型の例＞



素材	構成比率の例
上質パルプ	52%
樹脂	28%
高分子吸収材	20%

＜使用済紙おむつ再生利用等による効果＞

・市区町村

焼却処理の最適化・費用の低減、資源の有効利用・埋立処分量の削減、CO2排出量の削減 等

・事業者

廃棄物処理費用の低減、企業評価の向上 等

・社会

資源の有効利用の環境面の効果、地域の活性化、産業の発展 等

＜使用済紙おむつ再生利用等検討時の課題＞

- 衛生面を含む**適正処理の確保**への懸念
- リサイクル技術等に関する情報の不足**

紙おむつリサイクルを実施する際の留意点をまとめたガイドラインを令和2年3月に策定

環境省における取組

① ガイドラインの普及

- ガイドラインの説明、再生利用等事業者と市区町村のマッチング説明会の開催
- ガイドラインの普及啓発資料の作成

② 市区町村へのコンサルティング

- 市区町村への意向調査
- コンサルティングの実施（意見交換、有識者派遣等）

③ 導入支援

- 市区町村の設置する再生利用等施設に対する一般廃棄物処理施設の整備に係る交付金支援
- 民間事業者が利用可能な補助金等に関する情報提供

④ 使用済紙おむつの再生利用等に関する調査

- 使用済紙おむつの再生利用等に関する事例調査（市区町村、排出事業者、再生利用等事業者）



周知チラシ

資源循環制度推進室

1. 家電リサイクル法

(1) 施行状況

特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。）は、小売店等による廃家電の引取り、製造業者等によるリサイクルの実施等に関し、都道府県、市区町村を始めとする関係主体の連携・協力の下、着実に施行されているところである。

令和 5 年度に全国の指定引取場所で引き取られた家電 4 品目は合計約 1,444 万台（前年度比約 3.3%減）であった。

また、令和 5 年度における製造業者等の再商品化率は、エアコン 93%、ブラウン管式テレビ 73%、液晶・プラズマテレビ 85%、冷蔵庫・冷凍庫 80%、洗濯機・衣類乾燥機 92%であった。再商品化の実績は、引き続き家電リサイクル法で定める再商品化等基準を上回っている。

回収率は、製造業者等や小売業者、市区町村、国、消費者が廃家電の回収促進に取り組み、社会全体で適正なリサイクルを推進していくため、家電リサイクル法の基本方針に規定されており、（適正に回収・リサイクルされた廃家電の台数）／（出荷台数）で算出している。令和 5 年度の回収率は 70.4%であり、回収率を令和 12 年度までに 70.9%以上（エアコンについては、53.9%以上）とする目標を達成するため、各主体が各種取組を進めている。貴都道府県におかれては、回収率向上に向けた更なる取組を進めていただきたい。

さらに、令和 3 年 4 月より、中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルWG 合同会合（以下「合同会合」という。）において、家電リサイクル制度における課題・論点及び課題解決に向けた具体的な施策を「対象品目」、「家電リサイクル券の利便性向上」、「多様な販売形態をとる小売業者への対応」、「社会状況にあわせた回収体制の確保・不法投棄対策」、「回収率の向上」、「再商品化等費用の回収方式」、「サーキュラーエコノミーと再商品化率・カーボンニュートラル」の観点から報告書としてとりまとめ、令和 4 年 6 月に環境大臣に意見具申がなされた。その意見具申を受けて、新たな回収率目標の設定やエアコン回収率向上に向けた取組等が家電リサイクル法の基本方針に位置づけられた。

<参考資料>

令和 5 年度における家電リサイクル法に基づくリサイクルの実施状況等について

https://www.env.go.jp/press/press_04804.html

「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討について」（中央環境審議会意見具申）

<https://www.env.go.jp/press/111223.html>

(2) 対象品目の追加

令和6年4月1日には、家電リサイクル法の対象品目に有機ELテレビが追加された。貴都道府県においては貴管下市町村に対する周知を図っていただきたい。市町村においては、有機ELテレビについても、特定家庭用機器として従来指定していたものと同様に、住民がなるべく小売業者に引き渡し、再商品化等が実施されるよう、住民に対する周知及び広報並びに小売業者、製造業者等との連携に努めていただきたい。

(3) 小売業者の引取義務外品の回収体制構築

買換えの場合及び自ら過去に販売した家電4品目については、小売業者に引取義務が課せられているが、小売業者にこうした引取義務が課されていない廃家電（いわゆる「小売業者の引取義務外品」）の回収体制が構築されていない場合は、消費者の排出利便性が損なわれ、不法投棄や不適正処理のおそれがある。このため、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市区町村が、地域の実情に応じて小売業者や廃棄物収集運搬許可業者と連携した回収体制を構築する必要がある。家電リサイクル法施行後20年以上経過し、小売業者の義務外品の回収体制の構築及び小売業者に引取義務が課せられている廃家電の排出方法の周知のいずれもが完了している市区町村は令和7年1月時点で全体の88.2%と、全国的に取組が広がりつつあるが、人口規模の小さい自治体ほど回収体制が構築されていない状況となっている。

環境省では、すべての市区町村において回収体制が構築されるよう、平成27年3月に「小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン」を作成し、都道府県を通じて市区町村に提供しているところである。

貴都道府県におかれては、貴管内の小売業者の引取義務外品の回収体制が構築されていない市区町村に対し、当該ガイドラインに基づく回収体制の構築について、周知と協力をお願いしたい。

<参考資料>

小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン

http://www.env.go.jp/recycle/kaden/conf/attach/rep_201503.pdf

人口規模別の義務外品の回収体制の構築状況（令和7年1月末時点）

		小売業者に引取義務が課せられていない廃家電の回収体制を構築している市区町村数 （廃家電排出方法の周知も適切になされている） （A）	全市区町村数 （B）	全市区町村に占める割合 （％） （A/B）
市区町村数(件)		1,535 (1,531)	1,741 (1,741)	88.2% (87.9%)
政令市		20 (20)	20 (20)	100.0% (100.0%)
中核市		62 (62)	62 (62)	100.0% (100.0%)
一般市	15万人以上	76 (78)	76 (78)	100.0% (100.0%)
	10万人以上 15万人未満	96 (95)	98 (97)	98.0% (97.9%)
	10万人未満	507 (505)	536 (535)	94.6% (94.4%)
特別区		23 (23)	23 (23)	100.0% (100.0%)
町村	1万人以上	360 (364)	392 (398)	91.8% (91.5%)
	1万人未満	391 (384)	534 (528)	73.2% (72.7%)
人口(万人)		12,413 (12,284)	12,638 (12,522)	98.2% (98.1%)

備考）()内は令和6年1月末時点の数値を示す。

（４）不適正処理に対する取締り

消費者による廃家電の適正排出を促進するには、関係主体がそれぞれの立場を最大限活用し、連携しながら普及・啓発を実施する必要がある。貴都道府県におかれては、違法な廃棄物回収業者に排出されることなく、消費者により、法や自治体の定める適正なルートに排出されるよう、貴管内市区町村に対して、引き続き廃家電の適正排出の啓発を実施していただくようお願いしたい。環境省においても、消費者の具体的な排出タイミングに応じた廃家電の適切な廃棄方法の周知について検討を行っているところであり、今後、各主体が普及啓発を実施する際には御協力いただきたい。

また、使用済家電の適正な処理を担保し、適切にリサイクル料金を負担している者との公平性や、国内のリサイクルの形骸化、海外での環境汚染に繋がらないよう、貴都道府県におかれては、貴管内の市区町村と連携し、警察等の関係機関に協力を求めつつ、違法な廃棄物回収業者やヤード業者、その他不適正処理を行う業者の指導取締りをお願いしたい。

上記の取組を推進するため、昨年度には違法な廃棄物回収業者対策のためのセミナーを実施（Web で計2回開催）した。今年度も開催を予定しているため、是非参加いただきたい。

さらに、令和4年度から「使用済家電の回収・再資源化等促進に向けた検討会」を設置し、違法回収業者やスクラップ業者及びヤード業者、解体業者における使用済家電の取扱いの実態把握や、実態を踏まえた効果的な対策の検討を進め、「家電リサイクルにおける回収率向上のための市区町村・都道府県における取組方法の紹介・事例集」として、自治体での違法業者等への取締りや、積極的な排出者への家電リサイクル法の周知広報の方法に関して、全国の自治

体へ展開する内容を取りまとめた。是非活用していただきたい。

（５）不法投棄・離島対策等の状況

令和５年度の廃家電４品目の不法投棄台数（推計値）は、エアコンが約 860 台（構成比約 2.4%）、ブラウン管式テレビが約 8,600 台（同 24.1%）、液晶・プラズマテレビが約 13,000 台（同 36.5%）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫が約 8,000 台（同 22.3%）、電気洗濯機・衣類乾燥機が約 5,200 台（同 14.7%）で、４品目合計では約 36,000 台（前年度から減少）となった。

＜参考資料＞

令和５年度廃家電の不法投棄等の状況について

https://www.env.go.jp/press/press_04714.html

また、一般財団法人家電製品協会が実施している不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力については、令和６年度以降も引き続き両事業協力を実施するよう環境省及び経済産業省から一般財団法人家電製品協会に要請し、令和８年度まで実施されることとなった。

不法投棄された廃家電の処理費用の負担軽減や離島地域における廃家電の製造業者等への引渡しに関する負担軽減となることから、都道府県におかれては、貴管内市区町村に対し、本事業の積極的活用を御検討いただくよう周知をお願いしたい。

＜参考資料＞

不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力（家電製品協会ＨＰ）

<https://www.aeha.or.jp/recycle/>

（６）家電４品目を取り扱う廃棄物処分業者等の実態把握

家電４品目の処分を行う者は、廃棄物処理法に基づく処理基準（「特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として大臣が定める方法」（平成 11 年 6 月厚生省告示第 148 号））を遵守する必要があり、この処理基準は、家電リサイクル法の再商品化義務者である家電メーカーやその委託先のプラントのほか、廃棄物処分許可業者に対しても当然適用されるものであり、令和 6 年 4 月、家電リサイクル法有機 EL テレビの追加に伴い、見直された。

また、家電メーカーに対して、家電リサイクルの質を担保していく観点から、部品及び材料の分離等に関する望ましい取組について示したガイドラインを平成 27 年 1 月に策定したところであるが、当該ガイドラインは廃棄物処分許可業者においても遵守することが望ましい。

都道府県におかれては、家電４品目の処分を行う廃棄物処分許可業者につ

いて、その実態を把握するとともに、処理基準が遵守されているか、処理基準を満たすための設備が導入されているか等について、指導、監督をお願いしたい。

また、平成 29 年の廃棄物処理法改正により追加された有害使用済機器の再生又は処分についても、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 16 条の 2 第 1 号から第 4 号までに掲げる機器が有害使用済機器となったものの再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法」（平成 30 年 3 月環境省告示第 10 号）において同様の処理基準が定められているところ、都道府県におかれては、実態の把握及び指導、監督をお願いしたい。

特に、廃棄物（一般廃棄物及び産業廃棄物）処分許可業者と有害使用済機器を保管及び処分する事業者のうち、都道府県と市区町村から廃家電を取り扱っている可能性があるという情報提供があった事業者へのアンケート調査について、合同会合で、回答のない事業者では適正な処理ができていないのではないかと指摘を受けていることから、そうした事業者の実態の把握及び指導、監督をお願いしたい。

< 参考資料 >

再商品化率の引き上げと高度なりサイクルの促進

<http://www.env.go.jp/council/03recycle/y032-33/mat04.pdf>

再商品化率等ガイドライン

http://www.env.go.jp/council/03recycle/y032-34/mat05_3.pdf

2. 小型家電リサイクル法

(1) 施行状況

使用済小型家電の回収量については、令和5年度は約8.6万トンであり、使用済小型電気電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針（令和3年3月1日改正）（以下「基本方針」という。）における回収量目標「令和5年度までに年間回収量14万トン」については達成できていない。現在、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会小型家電リサイクルワーキンググループ、中央環境審議会循環型社会部会小型家電リサイクル小委員会の合同会合において、目標未達の原因分析及び回収量拡大策の議論を行っているところである。。

市町村の参加状況については、参加又は参加の意向を示した市町村が、全国1,741市町村（特別区を含む）のうち人口ベースで約95%（令和6年6月時点）となるなど、市町村による取組が広まっている状況にある。

今後、環境省としては、市町村のより効率的・効果的な回収スキームの構築に向けた支援を進め、一人当たり回収量の向上に努めてまいりたい。引き続き、都道府県等におかれても協力をお願いしたい。

<参考資料>

小型家電リサイクル法関係資料

<https://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/law.html>

使用済小型電気電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針（令和3年3月1日改正）

<https://www.env.go.jp/content/900536161.pdf>

(2) 基本方針

現行基本方針は、平成31年3月から令和2年5月までにかけて開催した産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会小型家電リサイクルワーキンググループ、中央環境審議会循環型社会部会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会の合同会合による小型家電リサイクル法の施行状況の評価・検討を踏まえ、令和3年3月1日に改正・公表している。

現行基本方針には、使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関して令和5年度までの目標が定められている。以下、現行基本方針の概要を示す。

【使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関する目標】

- 使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量について、令和5年度までに1年当たり14万トン回収する目標。

【使用済小型電子機器等の再資源化の促進のための措置に関する事項】

- 国は、市町村の参加及び回収量の多い回収方法の採用を促すため、効率的な収集・運搬の社会実装に向けた支援を行うとともに、優良事例の横展開に向けた事例の整理や周知等に取り組むべきことを明示。
- 市町村は、使用済小型家電の回収がリチウム蓄電池使用製品等の安全な処理等につながることも踏まえた適切な回収の推進に努めること、住民に対して、適切な分別方法や回収拠点の場所等の周知を行うとともに、認定事業者や小売店等と連携し、回収拠点の設置数の計画的な拡大と地域特性に応じた最適な回収方法を選択する必要性があることを明示。
- 市町村は、使用済小型家電の回収が当該市町村における処理費用の削減可能性があること等も踏まえ、分別回収に伴う財政的な便益の評価を行うとともに、リチウム蓄電池等に起因する火災等の発生抑制に寄与する等の財政的に評価しづらい便益も整理の上、回収方法の採用可否を総合的に判断する必要があることを明示。
- 小売業者は、消費者への適正な排出方法の周知に協力することが求められることを明示。
- 製造業者は、消費者に対し、小型電子機器等にリチウム蓄電池が使用されているかどうか情報提供に努める必要があることを明示。
- 認定事業者は、回収方法の多様化、回収拠点等の拡充やリチウム蓄電池等を安全に処理できる体制を構築し、より多くの資源を回収することが求められることを明示。
- 各関係主体は、小型家電の回収、再資源化の効率化に向けたコミュニケーションに努めるべきであり、また、国は、当該コミュニケーションを促進すべきであることを明示。

【個人情報の保護その他の使用済小型電子機器等の再資源化の促進に際し配慮すべき重要事項】

- リチウム蓄電池使用製品等の安全処理について、認定事業者が安全な処理体制を構築することの社会的意義を認めた上で、関係者が支えていくことが重要であることを明示。

(3) 回収量拡大に向けた市町村への支援

環境省では、平成28年度から市町村における小型家電リサイクルの拡大及び採算性確保に向けた市町村支援事業を実施してきた。本事業は、これまでに蓄積されたノウハウを活かし、各市町村の現在の取組状況のヒアリングや、清掃工場等の現場確認、小型家電リサイクルに係わる費用便益の分析等を行うことで個別の市町村の状況を十分に把握した上で、対策メニューを提案するもの

で、本事業で得られた優良事例や、都道府県が市町村に対して実施している支援等で得られた優良事例は、平成 30 年度にそれぞれ「市町村における小型家電リサイクルの改善方策検討の手引き」及び「小型家電リサイクルの促進に向けた都道府県の取組事例集」としてとりまとめ、環境省ホームページで公開している。これらの事例も参考に、各市町村に合った小型家電リサイクル方法をご検討いただきたい。

さらに、市町村の小型家電リサイクル事業の費用便益を簡便に計算することを目的として、費用便益分析ツールを作成し、環境省ホームページで公開している。このツールを活用し、上述の火災等の発生抑制に寄与する等の財政的に評価しづらいメリットと併せて、小型家電リサイクルにおける経済合理性の観点を踏まえ、取組の促進をお願いしたい。

市民への広報普及については、市町村から配布されるごみカレンダーや広報誌等の効果が大きいことが分かっており、積極的にこれらの媒体を活用するよう協力をお願いしたい。また、今年度は、リチウム蓄電池等による火災発生の注意喚起のための啓発動画を作成するとともに、学校教育で実際に活用できる資料教材の「小型家電リサイクル学習授業支援パッケージ」にも当該動画を追加するので、住民への普及啓発に積極的に活用いただきたい。

<参考資料>

市町村における小型家電リサイクルの改善方策検討の手引き

<https://www.env.go.jp/content/900535794.pdf>

小型家電リサイクルの促進に向けた都道府県の取組事例集

<https://www.env.go.jp/content/900535528.pdf>

市町村における小型家電リサイクルの費用便益分析ツール

<https://www.env.go.jp/content/000046066.xlsx>

小型家電リサイクル学習授業支援パッケージ

<https://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/kodenzyugyo.html>

(4) 個人情報保護対策の適切な実施

使用済小型電子機器等の中には、個人情報記録されているものもあるため、個人情報の保護対策に配慮する必要がある。特に他の品目に比べて多量かつ重要な個人情報を含む可能性が高いパソコンや携帯電話・PHS 端末については、十分な配慮が必要である。これらの品目を回収する場合には、消費者に対して個人情報を消去したうえで排出することを周知徹底するとともに、収集時及び保管時においても、施錠できる場所で保管する等の適切な個人情報保護対策を講ずるよう、貴管下市町村へ周知徹底をお願いしたい。

なお、小型家電リサイクル制度では、それぞれの実情に合わせた形で市町村毎に回収品目や回収方法を定めているところだが、改めて各市町村におかれては「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン」を参照いただき、

適切に個人情報保護対策を講じたうえで、積極的に小型家電リサイクルに取り組んでいただきたい。

<参考資料>

使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン

<https://www.env.go.jp/content/900535757.pdf>

(5) 認定事業者以外の再資源化事業者との契約

「市町村―認定事業者の契約に係るガイドライン」では、適正な再資源化が可能であると各市町村において判断できる場合には、小型家電リサイクル法第5条に規定する「その他使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者」（以下「その他適正な者」という。）へ小型家電を引き渡すことも可能とされている。一方で、認定事業者と同様に「適正な再資源化」がなされているかどうか、市町村で御確認いただく必要があるので、御注意いただきたい。

その他適正な者の「適正性」の確認のため、残渣の処理先、当該事業者が再資源化した金属等の重量¹等を御確認いただく必要がある。平成31年3月に改定した「市町村―認定事業者の契約に係るガイドライン」（以下「契約ガイドライン」という。）において、適正性の確認方法をチェックリスト形式で示しているので、御参照いただきたい。

また、その他適正な者との契約に当たっては、適切に再資源化を実施し得る者を選定できるよう契約ガイドラインに沿った入札方式を採用いただきたい。

以上について、貴管下市町村へ周知徹底をお願いしたい。

<参考資料>

市町村―認定事業者の契約に係るガイドライン

<https://www.env.go.jp/content/900535756.pdf>

(6) 携帯電話、パソコンの回収促進

携帯電話やパソコンはメーカー等による自主回収のスキームも既に実施されているが、様々な排出方法を選択できることによる消費者の利便性向上、さらに、高品位品であるため回収量増加により事業採算性の確保が期待できることから、各市町村におかれても積極的に小型家電リサイクル法に基づく回収を行っていただきたい。

特にパソコンについてはメーカーによる自主回収が従来から実施されてき

¹ 認定事業者以外の再資源化事業者においても、当該事業者の1年間の合計の処理実績と各市町村からの使用済小型家電の引渡数量等を用いて市町村別の再資源化された有用金属の量を算定することができる。

たことから、小型家電リサイクル法に基づく回収の対象品目に含めていない市町村が少なくない。こうした背景から、環境省では平成28年11月11日付け事務連絡において各市町村に対し、回収対象品目にパソコンを追加することを検討いただくようお願いしている。

(7) アフターメダルプロジェクト

平成29年4月から平成31年3月までの期間で東京2020オリンピック・パラリンピック大会の入賞メダルに小型家電から抽出されたりサイクル金属を用いるプロジェクト（通称「メダルプロジェクト」）が実施された。環境省では、日本全国のすべての国民の参加が得られる体制を構築し、小型家電リサイクル制度がレガシーとして循環型社会に定着することを目指して、本プロジェクトを積極的に推進した。

メダルプロジェクトは平成31年3月末に終了したが、当該プロジェクト終了後も都市鉱山リサイクルを通じた循環型社会構築のために引き続き小型家電リサイクル制度に取り組む必要がある。そこで、「アフターメダルプロジェクト」として、小型家電リサイクルの促進に向けた優良事例の横展開や取組の連携を実施している。各自治体におかれては、アフターメダルプロジェクトの趣旨を踏まえ、地域の関係主体との連携による小型家電リサイクルの促進をお願いしたい。

<参考資料>

アフターメダルプロジェクト概要資料

みんなのメダルプロジェクトから「アフターメダルプロジェクト」の実施へ

都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト

○環境省では、2017年4月から2019年3月まで、東京2020大会で使用するメダルについて、使用済み小型家電リサイクル由来の金属から製作する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」（主催：東京2020大会組織委員会）を積極的に推進。

○組織委員会よりメダル製作に必要な金属量が確保できたとの発表（2019年7月10日）。



※メダルは東京2020組織委員会が製作します。

メダル作製に必要な金属量

メダル総数約5,000個
金:32kg 銀:3,500kg 銅:2,200kg（組織委員会発表）

※左記の必要金属量を確保できたと東京2020組織委員会より発表

メダルプロジェクトの成果をレガシーとして活用し、
「アフターメダルプロジェクト」の推進を実施！！

アフターメダルプロジェクト概要

○小型家電リサイクルに取り組む自治体等の支援のため、①追加の回収ボックス提供、②広報物品配布、③普及イベント開催時の支援等を実施。

○具体的には、スペシャルオリンピックと連携回収、地域のスポーツ大会等での利用、ショッピングモール・小売店・交通機関・郵便局・教育機関等での回収促進や、小型家電の解体を通じた障がい者などの働き口拡充等で、継続した小型家電リサイクルの取組を実施。

○その他、環境省と関係者が連携した普及・回収促進イベントの開催を予定。



小型家電リサイクルの社会への定着、循環型社会の推進へ！

（８）GIGA スクール端末の適正な処理

GIGA スクール構想の下で整備された端末を含め使用済端末には、いわゆる都市鉱山と呼ばれるレアメタル等の有用な金属が多く含まれており、金属資源の枯渇リスクが顕在化する中、適正な再使用又は再資源化を推進していく必要がある。端末の処理を委託するにあたっては、端末が適正に処理されずに不法投棄や不正な海外輸出等の社会問題につながることや、データ消去が適切に実施されずに個人情報漏洩等の責任を問われることが生じないように、小中学校等が排出事業者として、適正な処理が可能な事業者を自ら責任を持って選択しなければならない。

環境省では、GIGA スクール端末の適正な再資源化の推進及び教育現場における SDGs 教育に資することを目的として、小型家電リサイクル制度の概要及びメリットを取りまとめたリーフレットを作成した。当該リーフレットを参考に、廃棄物行政主管部局、教育委員会等の関係部局と連携し、GIGA スクール端末等の小型家電リサイクル法による適正な再資源化の推進への御協力をお願いしたい。この際、同法による再資源化の御検討にあたっては、同法に基づく国の認定を受けた再資源化業者との連携をお願いしたい。

併せて、GIGA スクール端末等の処理の検討・実施に関する相談に応じるべく、地方自治体及び教育委員会向けの相談窓口を設置しているので、端末の処理の実態や処理方針の検討状況を共有いただくとともに、適正な個人情報消去及び再資源化等に向けてご活用いただきたい。

<参考資料>

【事務連絡】GIGA スクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について

<https://www.env.go.jp/content/000224484.pdf>

【別添 1】GIGA スクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について

https://www.mext.go.jp/content/20231026-mxt_shuukyo01-000032457_001.pdf

【別添 2】リーフレット_GIGA スクール端末処分における小型家電リサイクル制度について

<https://www.env.go.jp/content/000224481.pdf>

【別添 3】認定事業者連絡先一覧

<https://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/trader.html>

【GIGA スクール端末の適正処理に関する相談窓口】

事務局：一般財団法人日本環境衛生センター

サステナブル社会推進部（環境省委託）

045-285-3710、gigaschool-p2@jesc.or.jp

3. パソコン及び小型充電式電池のリサイクル

(1) 資源有効利用促進法

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号。以下「資源有効利用促進法」という。）においては、政令で指定した製品について製造等事業者による回収及び再資源化の取組を求めている。現在、パソコン及び小型充電式電池を対象製品（指定再資源化製品）に指定している。また、令和 7 年通常国会で成立した資源有効利用促進法の改正に基づき、現在、指定再資源化製品の品目追加等の議論が行われているところである。

<参考資料>

環境省ホームページ（資源有効利用促進法の概要）

<https://www.env.go.jp/recycle/recycling/recyclable/gaiyo.html>

① パソコン

事業系パソコンについては、製造等事業者が自ら指定した指定回収場所において自主回収し、再資源化を行い、リサイクル費用は排出者が排出時に負担することとなっている。

家庭系パソコンについては、平成 15 年 10 月から製造等事業者による自主回収及び再資源化が開始された。なお、平成 15 年 10 月以降、新規に販売されたパソコンについては、当該製品が廃棄される際には当該製造等事業者が無償で引き取ることとしている。

また、一般社団法人パソコン 3 R 推進協会により、自作パソコンや倒産したメーカーのパソコン等のメーカー等不存在パソコンの回収及び再資源化についても、平成 16 年 7 月から開始されている。

なお、パソコンについては上述の自主回収のスキームのほか、様々な排出方法を選択できることが消費者の利便性向上になり、ひいては全体としてのリサイクルが促進されることから、小型家電リサイクル法の対象品目にも指定されており、両スキームを活用してリサイクルの推進を図っていただきたい。

<参考資料>

一般社団法人パソコン 3 R 推進協会ホームページ

<https://www.pc3r.jp/home/>

② 小型充電式電池

小型充電式電池については、製造等事業者が小型充電式電池使用機器の製造等事業者の協力を得つつ、小形二次電池の使用事業者からの回収及び販売店の店頭等に設置した回収ボックスでの回収を無償で行い、再資源化を実施

している。加えて、一般社団法人 J B R C が一般廃棄物広域認定を取得し、平成 30 年 10 月より、一般廃棄物としての小型充電式電池についても回収・再資源化を開始している。

小型充電式電池は、法に基づく自主回収等が更に進むことによってリサイクルの推進が図られることが期待される場所であり、都道府県においても、小型充電式電池のリサイクル、とりわけ家庭からの回収が円滑に進むよう、小型充電式電池が含まれる機器の情報提供や貴管内における具体的な回収場所の把握、住民への周知等、市町村の住民等に対する普及啓発等の推進をお願いしたい。

また、平成 30 年 9 月 28 日付け事務連絡において、各市区町村に対して依頼しているとおり、各自治体の公共施設等、貴管下市町村における小型充電式電池の回収拠点登録に引き続き御協力をお願いしたい。

<参考資料>

小型充電式電池リサイクルのページ（一般社団法人 J B R C のページ）

<https://www.jbrc.com/>

4. 自動車リサイクル法

(1) 施行状況

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。以下「自動車リサイクル法」という。）が平成 17 年 1 月から完全施行された。

① 使用済自動車の引取台数

令和 5 年度は前年度から 1 万台減少して 273 万台となった。

② 特定再資源化等物品の再資源化等の状況

自動車メーカー等は、自動車破碎残さ（Automobile Shredder Residue、以下「ASR」という。）、エアバッグ類、フロン類を引き取り、ASR 及びエアバッグ類については達成すべき基準に従って再資源化を、フロン類については破壊を実施する義務がある。令和 5 年度における再資源化の状況は、ASR については 96%～97.3%、エアバッグ類については 96～97% であり、各社ともに基準（ASR：70%、エアバッグ類：85%）を上回る再資源化を達成している。

<参考資料>

自動車リサイクル法の施行状況に関する報告（産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会自動車リサイクルWG、中央環境審議会循環型社会部会自動車リサイクル専門委員会 第 59 回合同会合議事次第・資料）

https://www.env.go.jp/council/03recycle/page_00072.html

(2) 地方公共団体における法施行の強化について

違法行為や不適正な行為が行われたり、自動車リサイクル法で定められたルート以外のルートで使用済自動車又は解体自動車が処理されたりしないよう、引き続き措置することが重要である。

無許可解体業者等の存在は、事業者の公正な競争環境の維持及び生活環境保全等の観点から不適切であり、これまでも地方公共団体及び関係団体とも連携しつつ、自動車リサイクル法の運用に係る指針の作成等を実施してきたところである。また、各地方公共団体においては、立入検査を計画的に行う等、厳正な法の執行を実施していただいているところである。

とくに、昨今は、解体業者によるエアバッグ類のインターネットオークション販売、許可を持たない事業者への名義貸し、解体ヤードでの無許可解体等の複雑な課題も散見される。違法解体ヤード等への対応については、令和 5 年 3 月 23 日に改めて指導徹底のお願いをしているところであり、今後とも取組を

進めていただきたい。

<参考資料>

使用済自動車の定義及び違法解体ヤード等対策の推進について

<https://www.env.go.jp/recycle/car/pdfs/130212document.pdf>

(3) 不法投棄等の状況及び解消に向けた対応

各地方公共団体の協力を得て、令和6年3月末時点の使用済自動車の不適正保管（野積等）及び不法投棄等の調査を実施した。

不適正保管及び不法投棄等の台数は、自動車リサイクル法施行時期（平成17年1月1日）前の約22万台（平成16年9月末）から約0.46万台（令和6年3月末）へと大幅に減少している。

また、事案当たり100台以上の大規模案件の件数及び台数については、法施行当初と比べ全国で450件から3件、約13万台から約0.07万台へと大幅に減少しており、前年度は全国で4件・0.08万台であり、件数・台数ともに減少した。

また、不法投棄等の未然防止及び解消に関し、自動車リサイクル法第105条に基づき指定されている指定再資源化機関（（公財）自動車リサイクル促進センター）では、特定再資源化預託金等を活用し、自動車リサイクル法第106条第1項第3号及び第4号に基づく離島対策支援事業及び不法投棄等対策支援事業を実施している。

令和5年度は、離島対策支援事業として80市町村に21,770台分の輸送経費として119,290千円を支援した。不法投棄対策等支援事業については支援要請はなかった。

不法投棄事案は一部地域で依然として残っており、各地方公共団体におかれましては、必要に応じて自動車リサイクル促進センターのこれらの事業の活用を積極的に検討頂きつつ、引き続き使用済自動車の不法投棄等の未然防止及び解消に向けた対応をお願いしたい。

<参考資料>

離島対策支援事業について

<https://www.jarc.or.jp/automobile/designated-corp/recycle/support/>

不法投棄等対策支援事業について

<https://www.jarc.or.jp/automobile/designated-corp/recycle/unlawfulness/ping/>

資源循環ビジネス推進室

資源循環ネットワーク形成・拠点構築に 向けた調査事業について

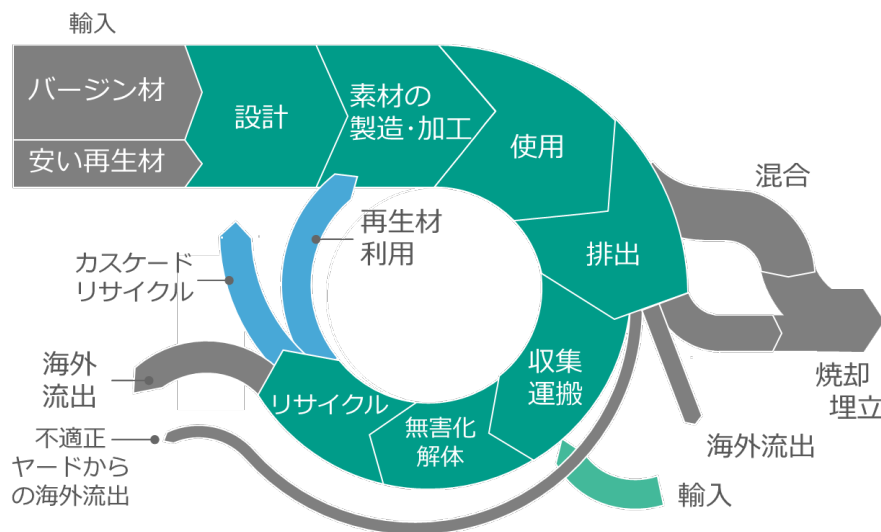
<背景>

- 我が国において、国内資源循環のループは十分に形成されておらず、リサイクル原料となりうる資源が焼却・埋立されたり、海外流出したりしている現状。
- 本調査事業は、我が国における再生材の流通量拡大に向け、資源循環産業と製造業を繋ぐネットワーク形成や拠点構築のため、主要な循環資源を対象として、課題やニーズの洗い出し・課題解決策検討のケーススタディを12カテゴリーで行う。（令和6年度補正予算額 10億円）

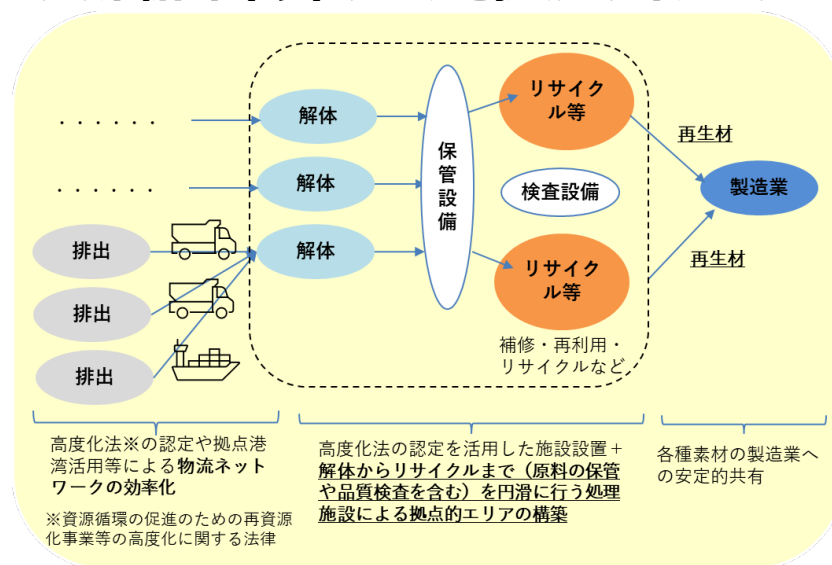
<12カテゴリー>

廃プラスチック、鉄スクラップ、アルミスクラップ、銅スクラップ、e-scrap、有機系廃棄物（廃食用油）、使用済み自動車、使用済みリチウムイオン電池、使用済み太陽光パネル、使用済み風力発電設備他、エリアを指定した複数の循環資源の組み合わせ（既存のエコタウンのアップデート等）。

国内資源循環の現状のイメージ



資源循環ネットワークと拠点のイメージ



今回の調査事業を通じた今後の展開について

- 令和7年度中に、12カテゴリーのケーススタディを通じた課題分析・政策検討をとりまとめ、今後の資源循環ネットワークの形成と拠点の戦略的構築に向けて、制度的・予算的対応などの施策の検討へ繋げていくことを目指す。

今回の調査事業

ケーススタディ

- 循環資源ごとに、再生材供給拡大に向けた課題やニーズの洗い出し・課題解決策検討のケーススタディを12カテゴリーで行う。
- また、政策検討に向けて、整理された課題・ニーズ間の連関性や因果関係等の構造分析を行うもの。

政策検討

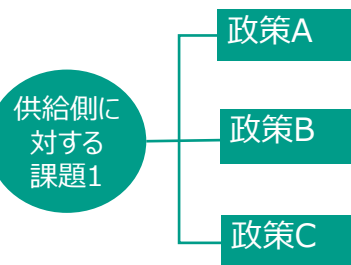
- 調査事業で整理した課題・ニーズに対して、政策を検討する。
- 資源循環ネットワークの形成や拠点の構築を促進する、新たな制度的措置・予算的措置等。

資源循環ネットワークの形成・拠点の戦略的構築

- 制度的措置や予算的措置等を通じて、資源循環産業と製造業を繋ぐネットワーク形成や拠点構築を全国各地でめざす。

再生材の流通量拡大
・
新たな資源循環ビジネス機会の創出など

	需要側	供給側
制度	課題 1	課題 1
経済	課題 2	課題 2
技術	課題 3	課題 3



資源循環ネットワークの形成・拠点の戦略的構築のイメージ



国内外の再生材利用に係る規制動向等を背景として、再生材確保のためのサプライチェーン強靱化に係る緊急性が高い循環資源をターゲットとし、循環資源のカテゴリーごとに、先進的な取組の進んでいるエリアを中心に調査を進め、経済や物流、制度など以下の観点から、どのような課題に直面しているかを調査し、課題構造を分析する。

廃プラスチック、鉄スクラップ、アルミスクラップ、銅スクラップ、e-scrap、有機系廃棄物（廃食用油）、使用済み自動車、使用済みリチウムイオン電池、使用済み太陽光パネル、使用済み風力発電設備他、エリアを指定した複数の循環資源の組み合わせ（既存のエコタウンのアップデート等）。

163

循環資源毎のケーススタディにおける調査一覧表①

以下の12カテゴリーについて、文献調査、現地調査、関係者へのヒアリングなどにより、前述の観点を深掘りする調査を行う。各カテゴリーに応じて、先行的な取組が進んでいる地域を中心に課題やニーズの洗い出しを行うこととし、これらに限らず他のエリアについても、調査範囲を広げていく。

#	カテゴリー	ケーススタディの 主な対象エリア	循環資源 (原料)	供給資源 (再生材)	調査対象エリアについての特徴
①	再生プラスチック ネットワーク	全国 (先行的取組) を対象	廃プラスチック	再生プラスチック	地域ごとの発生量や新たな需要を見据え、適切な需給バランスが実現するネットワーク形成に向けて、全国に先行的取組が存在。
②	自動車リサイクル ネットワーク	全国 (先行的取組) を対象	使用済自動車 由来の金属、プ ラ、繊維	金属、再生プラ、 繊維	欧州ELV（使用済自動車）規則案等の対応を念頭に、使用済自動車由来の再生材供給量を拡大させるため、プラ、金属、繊維等を対象とした資源循環モデルについて、全国に先行的取組が存在。
③	高品質鉄スク ラップ製造	札幌・市原・ 倉敷・北九州 (北海道・千葉・ 岡山・福岡)	鉄スクラップ等	高品質な鉄スク ラップ	鉄鋼業の脱炭素化に向け、高炉から高級鋼が生産可能な革新的な電炉への転換が一定程度進むことを見込み、鉄スクラップを高度選別し、鉄鋼原料となる高品質な鉄スクラップを供給する取組。
④	シップリサイクル	名古屋 (愛知)	使用済船舶 (鉄)	高品質な鉄スク ラップ	使用済船舶を安全かつ効率的な方法で解体し、高品質な鉄スクラップを供給するための国内初の大規模シップリサイクルの取組。
⑤	e-scrap（廃 電子機器類）リ サイクル	小名浜・直島・佐 賀関・小坂 (福島・香川・大 分・秋田)	廃電子機器類 (e-scrap)	銅、銀、金等	国内外の都市鉱山（家電・小型家電等）から廃電子機器類（e-scrap）を回収し、銅や貴金属回収を効率的に進める取組。
⑥	アルミニウムリサ イクル	高岡 (富山)	アルミニウムスク ラップ	アルミニウム地金	アルミ製造の脱炭素化に貢献するアルミリサイクルの取組。産官学連携によるデータシステムの活用や再生材の価値訴求についても検討。

循環資源毎のケーススタディにおける調査一覧表②



以下の12カテゴリーについて、文献調査、現地調査、関係者へのヒアリングなどにより、前述の観点を深掘りする調査を行う。各カテゴリーに応じて、先行的な取組が進んでいる地域を中心に課題やニーズの洗い出しを行うこととし、これらに限らず他のエリアについても、調査範囲を広げていく。

#	カテゴリー	ケーススタディの 主な対象エリア	循環資源 (原料)	供給資源 (再生材)	調査対象エリアについての特徴
⑦	LiB(リチウムイオン電池) リユース・リサイクル	福岡・新居浜 (福岡・愛媛)	リチウムイオン電池 (LiB)	リユースLiB、ニッケル、コバルト、リチウム	リユース：EV大量廃棄を見据えた車載用LiBのリユースの取組。 リサイクル：車載用・定置用・民生用LiBのリサイクル体制構築に向けて、ブラックマス（使用済LiBから製造）からのLiB正極材製造について、実証を経た上で構築する国内最大規模の取組。
⑧	太陽光パネルリサイクル	空知・小坂・横浜 (北海道・秋田・神奈川)	太陽光パネル	アルミ、銅、銀、ガラス	2030年半ばから全国で顕著に排出増加が見込まれる太陽光パネルについて、素材ごとの選別やリサイクルに関する取組。リユース・リサイクルに必要な情報伝達のあり方についても調査・検討。
⑨	風力発電設備リサイクル 技術実証	秋田 (秋田)	風力発電設備 (基礎、ブレード等)	鉄スクラップ、再生プラ	2040年頃に廃棄が見込まれる風力発電設備のリサイクル先の確保に向けて、リサイクル困難なFRPの解体・破砕技術の開発に関する情報・事例収集を実施中。
⑩	廃食油からのSAF等バイオ原料製造	大阪・和歌山 (大阪・和歌山)	廃食油	SAF、バイオディーゼル(BDF)	国内外で需要が増大しているSAF（持続可能な航空燃料）やBDFについて、廃食油回収の推進と併せた、国内最大規模・最速の廃食油リサイクルの取組。
⑪	複合型資源循環拠点 (エコタウン等)	北九州 (福岡)	主にLIB、プラ、太陽光パネル	ニッケル、コバルト、リチウム、自動車向け再生プラ、アルミ、銅、銀、ガラス	エコタウン事業で整備された施設が集中して立地している特徴を活かし、国内外からの多様な循環資源の回収とリサイクルを実施中であり、エコタウン全体のアップデートを検討中。
⑫		室蘭 (北海道)	プラスチック、金属、汚泥	複合廃棄物由来の再生プラ 固形燃料	リサイクルポートも活用した廃プラ、汚泥等の複合廃棄物の再資源化を行う拠点の構築について検討。

工ネ特・GX予算 資源循環



【令和7年度予算 4,000百万円（4,672百万円）の内数】

カーボンニュートラル、国内資源循環に向けたリサイクルの全体最適化のための動静脈連携スキーム構築実証を行います。

1. 事業目的

- ① 今後大量廃棄が見込まれる再エネ関連製品の省CO2型リサイクル体制確立
- ② 太陽光パネルのリサイクルに係る情報及び資金を管理するためのシステム構築
- ③ デジタルを用いた脱炭素・再生材証明の構築による未利用資源の活用体制構築
- ④ 国内資源循環の最適化によるリサイクルビジネスの活性化により、太陽光パネルをはじめとした再エネ関連製品のリサイクル体制構築及び金属資源の倍増を目指す。

2. 事業内容

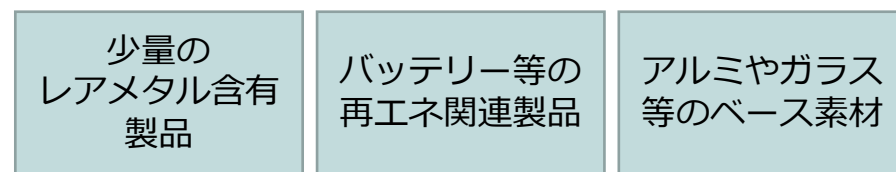
- 脱炭素に向けた再エネ関連製品の普及に伴い、太陽光パネルや車載用バッテリー等の再エネ関連製品は今後大量廃棄が見込まれており、国内リサイクルの仕組みを確立していく必要がある。その際、廃棄リサイクルに伴うCO2排出量を抑制するための省CO2型リサイクル体制の整備や、確実に廃棄・リサイクルされるためのシステムの構築が必要。再エネ関連製品やベース素材の製造のために資源需要が増加しており、経済安全保障の観点も踏まえ、循環経済工程表において、2030年度までに金属のリサイクル原料の処理量倍増という目標が掲げられ、未利用資源の国内循環が急務である。
- 他方、再エネ関連製品やベース素材については、省CO2型のリサイクルプロセスが確立されていない。また、リサイクル原料の活用にあたっては、製品や素材の排出時の品質にはばらつきがあり、忌避物質の混入や品質確保の観点からバージン材からの素材代替が十分に進んでいない。
- 本事業では、再エネ関連製品やベース素材の省CO2型のリサイクル技術向上と、デジタルを用いたトレーサビリティ等確保によるリサイクル原料の品質向上や確実な廃棄・リサイクルを図り、未利用資源の活用体制構築を促進する実証をスタートアップ企業が行うものを含め実施する。

3. 事業スキーム

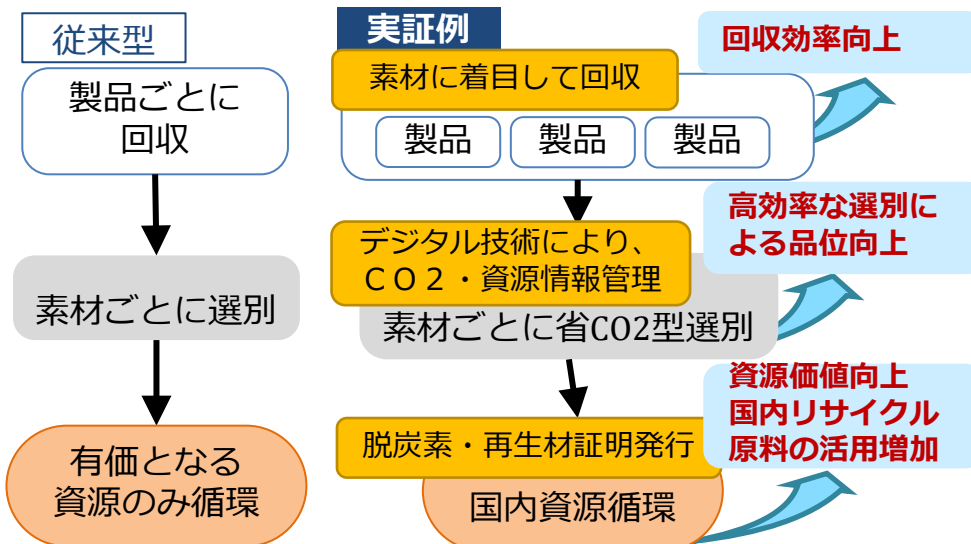
- 事業形態 委託事業、間接補助事業（1／2、1／3）
- 委託先・補助対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ

対象物の具体例



処理フロー



プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業



【令和7年度予算 4,280百万円 (3,761百万円)】
【令和6年度補正予算額 1,700百万円】

脱炭素型のリサイクル設備・再生可能資源由来素材の製造設備等の導入支援を行います。

1. 事業目的

- ① プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月に施行されたことを受け、自治体・企業によるプラスチック資源の回収量増加、また再生可能資源由来素材の需要拡大の受け皿を整備する。
- ② 再エネの導入拡大に伴って排出が増加する再エネ関連製品（太陽光パネル、LIB等）や、金属資源等を確実にリサイクルする体制を確保し、脱炭素社会と循環経済への移行を推進する。

2. 事業内容

4. 事業イメージ

① 省CO2型プラスチック資源循環設備への補助

- ・ 効率的・安定的なリサイクルのため、プラスチック資源循環の取組全体（メーカー・リテイラー・ユーザー・リサイクラー）を通してリサイクル設備等の導入を支援する。
- ・ 再生可能資源由来素材の製造設備の導入を支援する。
- ・ プラスチック使用量削減に資するリユースに必要な設備の導入を支援する。
- ・ 紙おむつ等の複合素材のリサイクル設備の導入を支援する。

② 金属・再エネ関連製品等の省CO2型資源循環高度化設備への補助

- ・ 資源循環を促進するため、工程端材、いわゆる都市鉱山と呼ばれている有用金属を含む製品及び再エネ関連製品の再資源化を行うリサイクル設備の導入を支援する。



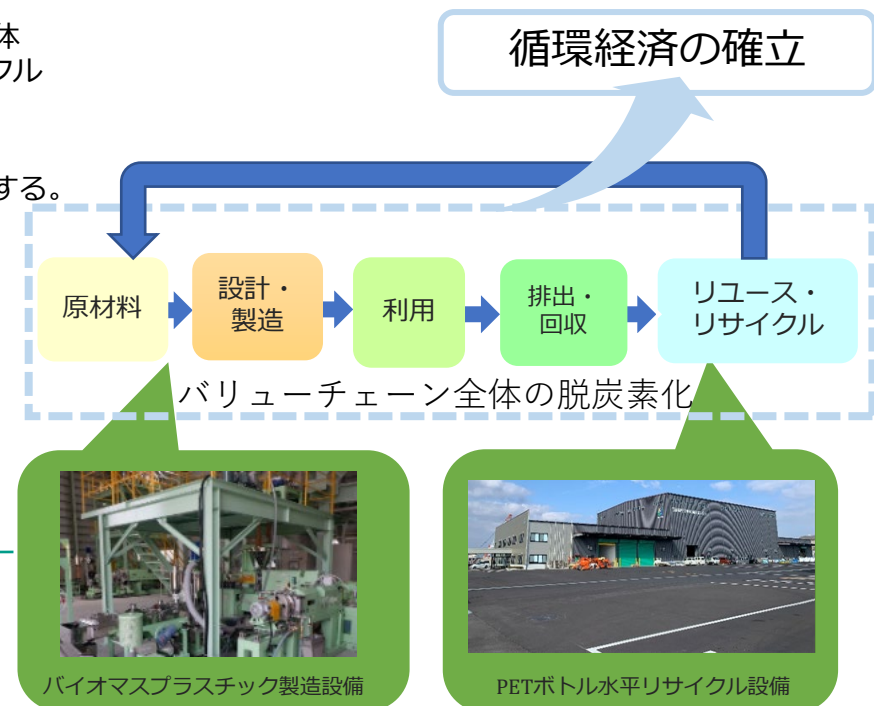
金属破碎・選別設備



太陽光発電設備
リサイクル設備

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率 1 / 3, 1 / 2）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度





【令和7年度予算額 15,000百万円※（5,000百万円）】
※3年間で総額30,000百万円の国庫債務負担

先進的な資源循環技術・設備の実証・導入支援により、グローバルで通用する資源循環投資を実現します。

1. 事業目的

本事業では、①CO2排出削減が困難な産業（Hard-to-Abate産業）における排出削減に大きく貢献する資源循環設備や、②革新的GX製品の生産に不可欠な高品質再生品を供給するリサイクル設備への投資により、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行と資源循環分野の脱炭素化の両立を推進するとともに、我が国産業のGX実現を支えることを目的とする。

2. 事業内容

①CO2排出削減が困難な産業の排出削減貢献事業

・本事業では、先進的な資源循環技術・設備に対する実証・導入支援を行い、リサイクルやサーマルリカバリーを実施することで、一足飛びに脱炭素が困難な産業（Hard-to-Abate産業）に再生素材や燃料・エネルギーを供給し、そのGX移行やCO2排出削減に貢献する。具体的には、サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップへの参画等を通じて、製造業と資源循環産業が連携した資源循環を成立すべく、廃プラスチックや金属などの大規模で高度な分離回収設備や再資源化設備等に対する実証・導入支援を実施する。

②革新的GX製品向け高品質再生品供給事業

・GX移行に必要な革新的な製品（蓄電池など。以下「GX製品」という。）の原材料を供給する資源循環の取組に対して支援を行うことで、国内資源の確保による安定的な生産活動に貢献する。また、再生材使用という付加価値をGX製品に付与することで、製造業の国際的な競争力の確保につなげる。具体的には、サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップへの参画等を通じて、製造業と資源循環産業が連携した資源循環を成立すべく、廃棄されたリチウム蓄電池（Lib）及び廃スクラップ等から非鉄金属の国内での資源確保に貢献するリサイクルシステムについて、必要な実証や設備導入支援を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率 1 / 3, 1 / 2）
- 補助対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 令和6年度～

4. 事業イメージ

①CO2排出削減が困難な産業（Hard-to-Abate産業）の排出削減に貢献する設備の例

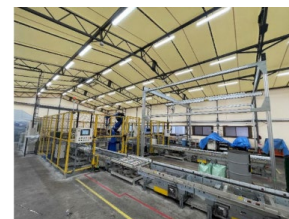


プラ選別・減容成形設備



金属高度選別設備

②革新的GX製品の生産に不可欠な高品質再生品供給設備の例



リチウム蓄電池回収設備・再生材精製設備